芦屋町地域防災計画 (素 案)

令和4年〇月

芦 屋 町

目次

第1章 総則

第1節	計画の策定方針1-1
第2節	関係機関の業務大綱等・・・・・・・1-4
第3節	町の概況
第4節	災害危険性
第5節	防災ビジョン・・・・・・・ 1-36
第2章	災害予防計画
第1節	災害に強い組織・ひとづくり2-1
第2節	災害に強いまちづくり2-9
第3節	応急活動のための事前対策2-32
** ~ **	
第3章	風水害応急対策計画
第1節	応急活動体制3-1
第2節	情報の収集伝達・災害警戒 3-17
第3節	災害広報
第4節	応援要請・受け入れ3-33
第5節	災害救助法の適用 3-41
第6節	救助・救急・消防活動3-43
第7節	医療・救護活動3-46
第8節	交通対策・緊急輸送 3-51
第9節	避難対策3-55
第 10 節	要配慮者等対策
第11節	生活救援活動
第 12 節	住宅対策
第 13 節	防疫・清掃活動3-80
第 14 節	遺体の処理・埋葬 3-85
第 15 節	文教対策3-88
第 16 節	公共施設等の応急対策 3-92
第17節	災害警備活動

第4章 地震•津波応急対策計画

第1節	応急活動体制4-1
第2節	情報の収集伝達・災害警戒4-9
第3節	災害広報4-16
第4節	応援要請・受け入れ 4-17
第5節	災害救助法の適用4-18
第6節	救助・救急・消防活動4-19
第7節	医療・救護活動4-22
第8節	交通対策・緊急輸送 4-24
第9節	避難対策4-26
第 10 節	要配慮者等対策4-29
第 11 節	生活救援活動4-31
第 12 節	住宅対策4-32
第 13 節	防疫・清掃活動 4-37
第 14 節	遺体の処理・埋葬 4-39
第 15 節	文教対策4-40
第 16 節	公共施設等の応急対策 4-41
第 17 節	二次災害の防止対策 4-43
第 18 節	災害警備活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章	原子力災害等応急対策計画
第1節	原子力災害への対策5-1
第2節	各種危険物施設等への災害対策5-9
第3節	林野火災への対策 5-11
第4節	その他大規模事故への対策 5-13
第6章	災害復旧復興計画
第1節	被災者等の生活再建等の支援6-1
第2節	災害復旧事業 6-13
第3節	復興計画

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

第2節 関係機関の業務大綱等

第3節 町の概況第4節 災害危険性第5節 防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、町域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針(ビジョン)などについて明らかにするものである。

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び芦屋町防災会議条例第2条の規定に基づき、芦屋町防災会議が作成する計画である。

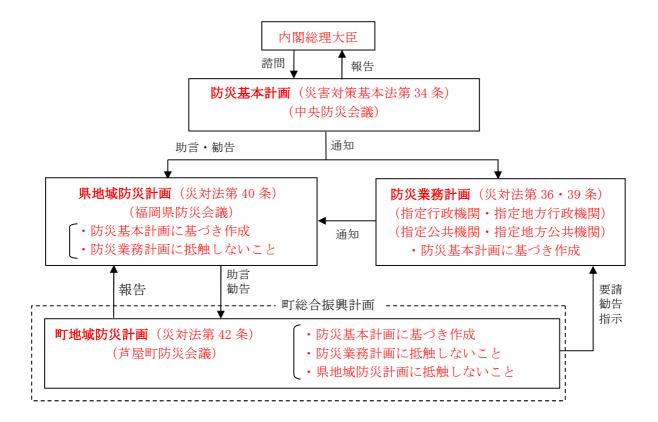
本計画は、町、県、関係機関、公共的団体及び住民が、その有する全機能を発揮し、町域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策を講じる。住民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や県、町等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指していく。

第2 計画の位置づけ

本計画は、町の処理すべき事務または業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び住民の処理分担すべき事務、業務または任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

本計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災による地震・津波・原子力等による被害や平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害を教訓に修正された国の防災方針である「防災基本計画」(令和3年5月修正)及び福岡県地域防災計画(令和3年9月修正)との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた芦屋町独自の計画である。



第3 計画の基本方針

① 災害時の人的被害を最小化する防災・減災対策の推進

- 完全に防ぐことが困難な大規模災害等に対し、災害時の被害を最小限に抑える「減災」 の考え方を基本とする。
- たとえ被災したとしても"人的被害ゼロ"を最優先とする。
- 経済的被害ができるだけ少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組合せて災害に備える。

② 自助・共助・公助が一体となった取組の推進

- 行政の対策「公助」には限界があることから、町民一人ひとりが自分たちの安全は自分 たちで守るという意識を持って的確な行動をとる。
- 自分の命を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組合せた取組を推進する。

③ 多様な視点に基づいた取組の推進

- ・町民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協働・参画して防災の取組を推進する。
- 要配慮者や女性の視点等様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組を推進する。

第4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

■計画の構成

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 風水害応急対策計画
- 第4章 地震·津波応急対策計画
- 第5章 原子力災害等応急対策計画
- 第6章 災害復旧復興計画

第5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを芦屋町防災会議において修正する。

第2節 関係機関の業務大綱等

第1 町

■風水害、地類 機関の名称	事務または業務の大綱		
芦屋町	(災害予防)		
	① 防災会議に係る事務に関すること		
	② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること		
	③ 防災施設の整備に関すること		
	④ 防災に係る教育、訓練に関すること		
	⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること		
	⑥ 他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関する		
	こと		
	⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること		
	⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること		
	⑨ 給水体制の整備に関すること		
	⑩ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること		
	⑪ 住民の自発的な防災活動の促進に関すること		
	⑩ 災害危険区域の把握に関すること		
	⑬ 各種災害予防事業の推進に関すること		
	④ 防災知識の普及に関すること		
	15 要配慮者の安全確保に関すること		
	16 企業等の防災対策の促進に関すること		
	Ⅲ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること		
	18 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること		
	19 帰宅困難者対策の推進に関すること		
	(災害応急対策)		
	① 水防・消防等応急対策に関すること		
	② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること		
	③ 避難情報及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること		
	④ 災害時における文教、保健衛生に関すること		
	⑤ 災害広報に関すること		
	⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること		
	⑦ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する		
	こと		
	⑧ 復旧資機材の確保に関すること		
	⑨ 災害対策要員の確保・動員に関すること		
	⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関すること		
	⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること		
	⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること		
	⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること		

④ 芦屋町所管施設の被災状況調査に関すること

(災害復旧)

- ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
- ② 災害弔意金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること
- ③ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
- ④ 義援金品の受領、配分に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱		
芦屋町	(災害予防)		
	① 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること		
	② 教育及び訓練の実施に関すること		
	(災害応急対策)		
	① 災害状況の把握及び伝達に関すること		
	② 緊急時環境放射線モニタリングの実施の協力に関すること		
	③ 糸島市の住民等の避難受け入れに係る協力に関すること		
	④ 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限に関すること		
	⑤ 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等に関すること		
	⑥ 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること		
	(災害復旧)		
	① 放射性物質による汚染の除去に関すること		
	② 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること		
	③ 各種制限措置の解除に関すること		
	④ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること		
	⑤ 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減に		
	関すること		
	⑥ 文教対策に関すること		

第 2 県

■風水害、地震・	
機関の名称	事務または業務の大綱
福岡県	(災害予防)
	① 防災会議に係る事務に関すること
	② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
	③ 防災施設の整備に関すること
	④ 防災に係る教育、訓練に関すること
	⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
	⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
	⑦ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
	⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関すること
	⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
	⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
	⑪ 防災知識の普及に関すること
	⑩ 要配慮者の安全確保に関すること
	13 消防応援活動調整本部に関すること
	⑪ 企業等の防災対策の促進に関すること
	① 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
	⑥ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること
	⑪ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること
	⑱ 帰宅困難者対策の推進に関すること
	(災害応急対策)
	① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
	② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
	③ 被災児童・生徒に対する応急教育の実施に関すること
	④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること
	⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
	⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対す
	る指示、調整に関すること
	⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
	⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
	⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
	⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
	⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障がい物等の除去に関すること
	⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること
	⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること
	⑭ 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること
	(災害復旧)
	① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関
	すること
	② 物価の安定に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱		
	③ 義援金品の受領、配分に関すること		
	④ 災害復旧資材の確保に関すること		
	⑤ 災害融資等に関すること		
福岡県警察本部	(災害予防)		
(折尾警察署)	① 災害警備計画に関すること		
	② 警察通信確保に関すること		
	③ 関係機関との連絡協調に関すること		
	④ 災害装備資機材の整備に関すること		
	⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること		
	⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること		
	⑦ 防災知識の普及に関すること		
	(災害応急対策)		
	① 災害情報の収集及び伝達に関すること		
	② 被害実態の把握に関すること		
	③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること		
	④ 行方不明者の捜索に関すること		
	⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること		
	⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること		
	⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること		
	⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること		
	⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること		
	⑩ 広報活動に関すること		
	⑪ 遺体の死因・身元の調査等に関すること		

機関の名称	事務または業務の大綱		
福岡県	(災害予防)		
田 岡 州	① 原子力防災体制の整備に関すること		
	② 通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること		
	③ 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備に関すること		
	④ 環境条件の把握に関すること		
	⑤ 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること		
	⑥ 教育及び訓練の実施に関すること		
	⑦ 事故発生時における国、市町村等との連絡調整に関すること		
	⑧ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること		
	(災害応急対策)		
	① 災害状況の把握及び伝達に関すること		
	② 緊急時の環境放射線モニタリングの実施に関すること		
	③ 市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、		
	助言に関すること		
	④ 保健医療調整本部の設置・運営に関すること		
	⑤ 被ばく者の診断及び措置に関すること		
	⑥ 市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等に関		
	すること		
	⑦ 市町村長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等に関する		
	(災害復旧)		
	① 放射性物質による汚染の除去に関すること		
	② 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること		
	③ 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示に関すること		
	④ 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減		
	に関すること		
	⑤ 文教対策に関すること		
	⑥ 相談窓口の設置に関すること		
	⑦ その他災害対策に必要な措置に関すること		

第3 指定地方行政機関

■風水害、地震・機関の名称	事務または業務の大綱		
九州管区警察局	(災害予防)		
70川百匹音宗内	① 警備計画等の指導に関すること		
	⁻		
	① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること		
	② 広域的な交通規制の指導調整に関すること		
	③ 他の管区警察局との連携に関すること		
	④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること		
	⑤ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること		
	⑥ 警察通信の運用に関すること		
	⑦ 津波警報等の伝達に関すること		
福岡財務支局	(災害応急対策)		
田岡村が	① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること		
	② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること		
	(災害復旧)		
	① 地方公共団体に対する災害融資に関すること		
	② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること		
九州厚生局	(災害応急対策)		
	① 災害状況の情報収集、通報に関すること		
	② 関係職員の現地派遣に関すること		
	③ 関係機関との連絡調整に関すること		
九州農政局	(災害予防)		
	① 米穀の備蓄に関すること		
	② 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること		
	③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること		
	④ 応急用食料・物資の備蓄・支援に関すること (※字内会と)		
	(災害応急対策) ① 応急用食料(米穀を除く)の調達・供給に関すること		
	① 応急用食料(米穀を除く)の調達・供給に関すること ② 農業関係被害の調査・報告に関すること		
	③ 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理に関すること		
	(4) 種子及び飼料の調達・供給に関すること		
	⑤ 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること		
	(災害復旧)		
	① 被害農業者等に対する融資等に関すること		
	② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること		
	③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること		
	④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること		
	⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること		
	⑥ 技術者の応援派遣等に関すること		

機関の名称	事務または業務の大綱		
九州森林管理局	(災害予防)		
(福岡森林管理署)	① 国有保安林・治山施設の整備に関すること		
	② 林野火災予防体制の整備に関すること		
	(災害応急対策)		
	① 林野火災対策の実施に関すること		
	② 災害対策用材の供給に関すること		
	(災害復旧)		
	① 復旧対策用材の供給に関すること		
九州経済産業局	(災害予防)		
	① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること		
	(災害応急対策)		
	① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること		
	② り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること		
	③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること		
	(災害復旧)		
	① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること		
	② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること		
九州産業保安	(災害予防)		
監督部	① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関す		
	ること		
	(災害応急対策)		
	① 鉱山における応急対策の監督指導に関すること		
	② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に		
	関すること		
九州運輸局	(災害予防)		
(福岡運輸支局)	① 交通施設及び設備の整備に関すること		
	② 宿泊施設等の防災設備に関すること		
	(災害応急対策)		
	① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること		
	② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること		
	③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること		
	④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること		
	⑤ 緊急輸送命令に関すること 		
大阪航空局	(災害予防)		
(福岡・北九州	① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること		
空港事務所)	② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること		
	(災害応急対策)		
	① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること		
	② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること		

機関の名称	事務または業務の大綱
第七管区	(災害予防)
海上保安本部	① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
	② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
	(災害応急対策)
	① 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
	② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
	③ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
	④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること
	⑤ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること
福岡管区気象台	(災害予防)
	① 地震・津波に関する観測施設を整備すること
	② 地震・津波に関する防災知識の普及に関すること
	③ 緊急地震速報・大津波警報・津波警報・注意報及び地震・津波情報、気
	象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水
	象に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること
	(災害応急対策)
	① 緊急地震速報・大津波警報・津波警報・注意報及び地震・津波情報を
	発表伝達すること
	② 二次災害防止のため、気象・地象(地震にあっては、発生した断層運動
	による地震動に限る)・水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達
	すること
	③ 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供するこ
	ح
九州総合通信局	(災害予防)
	① 非常通信体制の整備に関すること
	② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
	③ 災害時における通信機器、 <mark>臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し</mark>
	出しに関すること
	(災害応急対策)
	① 災害時における電気通信の確保に関すること
	② 非常通信の統制、管理に関すること
	③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	(災害予防)
	① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること
	② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関 、、、、、
	すること
	(災害応急対策)
	① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること
	(災害復旧) ① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の
	□ 放災地域内の事業所への雇用継続の要請、放災による離職者の再別職の ■ 斡旋等に関すること

W 55 - 5 - 7	
機関の名称	事務または業務の大綱
九州地方整備局	
	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下
	記の措置を取る。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく
	適切な緊急対応を実施する。
	(災害予防)
	① 気象観測通報についての協力に関すること
	② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
	③ 災害危険区域の選定または指導に関すること
	④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること
	⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
	⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
	⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること
	⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること
	(災害応急対策)
	① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること
	② 水防活動の指導に関すること
	③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
	④ 災害広報に関すること
	⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
	⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
	⑦ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること
	⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する
	こと
	⑨ 災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関すること
	⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること
	⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保(ホットライン確保)に
	関すること
	⑩ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、
	協力に関すること
	(災害復旧)
	① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
	② 港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

■原子力災害 機関 の名称	事務または業務の大綱
九州管区警察局	(災害応急対策)
70川百匹音乐内	□ 警察災害派遣隊 の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
	② 広域的な交通規制の指導調整に関すること
	③ 災害に関する情報収集及び連絡調整に関すること
福岡財務支局	(災害応急対策)
1141 37 14 373 7 371 3	① 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関す
	ること
九州厚生局	(災害応急対策)
	① 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整に関する
	こと
	② 独立行政法人国立病院機構への被災傷病者の収容、治療の要請に関する
	こと
九州農政局	(災害応急対策)
	① 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物等への
	影響に係る情報収集等及び安全性確認のための指導に関すること
	② 災害時における応急用食料等の確保等に関すること
	③ 災害時の食料の供給指導、緊急引き渡しの措置に関すること
	④ 汚染米の移動規制及び処理に関すること
	(災害復旧)
	① 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導に関すること
	② 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及
	び解除に関する指導に関すること
	③ 災害時の政府所有米穀の供給の支援
九州森林管理局	(災害応急対策)
(福岡森林管理署)	① 国有林野・国有林産物の状況の把握に関すること
	② 材木(原木)の供給促進など、災害時の材木需要への対応
九州経済産業局	(災害応急対策)
	① 原子力発電所の安全確保及び原子力防災に係る指導監督に関すること
	(災害復旧)
	① 被災商工業者への支援に関すること
	② 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
九州産業保安	(災害応急対策)
監督部	① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保
	② 鉱山における保安確保
九州運輸局	(災害応急対策)
(福岡運輸支局)	① 災害時における輸送用車両の斡旋、確保に関すること
	② 災害時における船舶の斡旋、確保に関すること
	③ 自動車運送業者に対する運送命令等に関すること
	④ 運送の安全確保に関する指導

機関の名称	事務または業務の大綱
大阪航空局	(災害応急対策)
(福岡・北九州	① 航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること
空港事務所)	② 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
第七管区	(災害応急対策)
海上保安本部	① 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置に関すること
	② 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること
	③ 海上における救急・救助活動の実施に関すること
	④ 緊急時における海上環境モニタリングの支援に関すること
福岡管区気象台	(災害応急対策)
	① 災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること
	② 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周
	辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
九州総合通信局	(災害応急対策)
	① 災害時における電気通信の確保に関すること
	② 非常通信の統制、管理に関すること
	③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	(災害応急対策)
	① 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること
	② 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること
	③ 労働者の確保・被災者の職業あっせん
九州地方整備局	(災害予防)
	① 国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関すること
	(災害応急対策)
	① 交通規制及び輸送路の確保に関すること

第4 自衛隊

■風水害、地震・津波災害

機関の名称	事務または業務の大綱
自衛隊	(災害予防)
(陸上自衛隊	① 災害派遣計画の作成に関すること
第四師団)	② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
	(災害応急対策)
	① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急
	対策の支援、協力に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱
自 衛 隊	(災害応急対策)
(陸上自衛隊	① 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること
第四師団)	② 住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援に関すること
	③ その他災害応急対策の支援に関すること
海上自衛隊	(災害応急対策)
佐世保地方総監部	① 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援に関すること
	② 住民等の避難、物資の輸送等における海上輸送支援に関すること
	③ その他災害応急対策の支援に関すること
航空自衛隊	(災害応急対策)
西部航空方面隊	① その他災害応急対策の支援に関すること

第5 指定公共機関

■風水害、地震・津機関の名称	事務または業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社	(災害予防)
西日本旅客鉄道	① 鉄道施設の防火管理に関すること
株式会社	② 輸送施設の整備等安全輸送の確保・整備に関すること
	③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
	(災害応急対策)
	① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関
	すること
	② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
	· (災害復旧)
	① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話	(災害予防)
株式会社(福岡支店)	① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
NTT コミュニケー	② 応急復旧通信施設の整備に関すること
ションズ株式会社	(災害応急対策)
株式会社 NTT ドコモ (九州支社)	① 津波警報、気象警報の伝達に関すること
KDDI 株式会社	② 災害時における重要通信に関すること
ソフトバンク株式	③ 災害関係電報、電話料金の減免・免除に関すること
会社	
日本銀行	(災害予防・災害応急対策)
(福岡支店、北九州支店)	① 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること
	② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関
	すること
	③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること
	(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること (5) 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関すること
(福岡県支部)	
	② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること (災害応急対策)
	② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること (災害予防)
日本放送協会	
(福岡放送局)	
	② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策)
	(火音心忌対束) ① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること
	② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関するこ
	❷ 歴無別寺における火音用報収来のための放送文信の帷末に関するこ ♪
	③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
1	②

機関の名称	事務または業務の大綱
	④ 災害時における広報に関すること
	(災害復旧)
	① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路 株式会社	(災害予防) ① 管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策)
	① 管理道路の疎通の確保・整備に関すること (災害復旧)
	① 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社 (福岡支店)	(災害予防) ① 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること
	① 次音時における放助物質等の系芯輸送の協力に関すること (災害復旧) ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社	(災害予防) ① 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策)
	① 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧)
	① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
郵便事業株式会社 (福岡支店) 日本郵便株式会社 (福岡中央郵便局)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱
西日本旅客鉄道 株式会社	(災害応急対策) ① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
西日本電信電話 株式会社(福岡支店) NTT コミュニケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ (九州支社) KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(災害応急対策) ① 災害時における通信の確保に関すること
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(災害応急対策) ① 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ⑤ 各種措置に関する広報
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害応急対策) ① 災害時における医療救護等の実施に関すること
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防)① 原子力防災知識の普及に関すること(災害応急対策)① 災害情報の伝達に関すること
西日本高速道路 株式会社	(災害応急対策)① 災害時における避難経路及び輸送経路などの確保
日本通運株式会社 (福岡支店)	(災害応急対策) ① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
郵便事業株式会社 (福岡支店) 日本郵便株式会社 (福岡中央郵便局)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること

第6 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
西日本鉄道株式会社	(災害予防)
筑豊電気鉄道株式会社	① 鉄道施設の防火管理に関すること
州豆电风灰但怀八云仁	② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
	③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
	(災害応急対策)
	① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に
	関すること
	② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
	(災害復旧)
	① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西部ガス株式会社	(災害予防)
大牟田ガス株式会社	① ガス施設の整備と防災管理に関すること
西日本ガス株式会社	② 導管の耐震化の確保に関すること
	(災害応急対策)
	① 災害時におけるガスの供給確保に関すること
	(災害復旧)
	① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
┃ ┃ 福岡県水難救済会	(災害応急対策)
田門外外無次的五	① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること
	(災害予防)
西日本新聞社	① 防災知識の普及に関すること
朝日新聞西部本社	② 災害時における報道の確保対策に関すること
毎日新聞西部本社	(災害応急対策)
読売新聞西部本社	① 気象予報等の報道周知に関すること
時事通信社福岡支店	② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
共同通信社福岡支店	③ 災害時における広報に関すること
熊本日日新聞社福岡支社	(災害復旧)
日刊工業新聞社西部支社	① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
戸畑共同火力株式会社	(災害応急対策)
广州共间八万怀八云社 	① 災害時の電力供給の確保に関すること
RKB毎日放送株式会社	(災害予防)
株式会社テレビ西日本	① 防災知識の普及に関すること
九州朝日放送株式会社	② 災害時における放送の確保対策に関すること
株式会社福岡放送	(災害応急対策)
株式会社エフエム福岡	① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること
株式会社 TVQ 九州放送	② 避難所等への受信機の貸与に関すること
株式会社 CROSS FM	③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
ラブエフエム国際放送株式会社	④ 災害時における広報に関すること
	(災害復旧)
	① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
福岡県医師会	(災害予防・災害応急対策)
	① 災害時における医療救護の活動に関すること
	② 負傷者に対する医療活動に関すること
	③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連
	絡調整に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱
福岡県歯科医師会	(災害予防)
田岡东西行区即云	① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること
	(災害応急対策)
	① 災害時の歯科医療救護活動に関すること
福岡県トラック協会	(災害予防)
個門がドククク励去	① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること
	(災害応急対策)
	① 緊急・救援物資の輸送に関すること
福岡県LPガス協会	(災害予防)
個門がしてカグ励云	① LPガス施設の整備と防災管理に関すること
	② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること
	(災害応急対策)
	① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること
	(災害復旧)
	① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

■原十刀災告 機関の名称	東致土とは業務の土畑
機関の名称	事務または業務の大綱
西日本鉄道株式会社	(災害応急対策)
筑豊電気鉄道株式会社	① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
西部ガス株式会社	(災害応急対策)
大牟田ガス株式会社	① 災害時におけるガスの供給確保に関すること
西日本ガス斯株式会社	
福岡県水難救済会	(災害応急対策)
田門水水梨水水五	① 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること
西日本新聞社	(災害予防)
朝日新聞西部本社	① 原子力防災知識の普及に関すること
毎日新聞西部本社	(災害応急対策)
読売新聞西部本社	① 災害情報の伝達に関すること
時事通信社福岡支社	
共同通信社福岡支社	
熊本日日新聞社福岡支社	
日刊工業新聞社西部支社	
戸畑共同火力株式会社	(災害応急対策)
	① 災害時の電力供給確保に関すること
RKB毎日放送株式会社	(災害予防)
株式会社テレビ西日本	① 原子力防災知識の普及に関すること
九州朝日放送株式会社	(災害応急対策)
株式会社福岡放送	① 災害情報の伝達に関すること
株式会社エフエム福岡	
株式会社TVQ九州放送	
株式会社 CROSS FM	
ラブエフエム国際放送株式会社	
福岡県医師会	(災害応急対策)
	① 災害時における医療救護等の実施に関すること
 福岡県歯科医師会	(災害応急対策)
	① 災害時における歯科医療救護等の実施に関すること

機関の名称			
福岡県トラック協会	(災害応急対策) ① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること		
福岡県LPガス協会	(災害応急対策) ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること		

第7 広域連合·一部事務組合

機関の名称		事務または業務の大綱		
	遠賀中間地域広域 行 政 事 務 組 合	(災害予防・災害応急対策)① 所掌事務についての防災対策に関すること		

第8 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

■風水害、地震・津波	以告
機関の名称	事務または業務の大綱
遠賀郡消防署	(災害予防・災害応急対策)
同上芦屋分署	① 水害、火災等の予防、警戒、防御に関すること
	② 災害に関する情報収集、伝達に関すること
	③ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること
	④ その他消防活動に関すること
自主防災組織	(災害予防・災害応急対策)
(自治会単位対応)	① 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること
	② 出火防止及び初期消火に関すること
	③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力に関すること
	④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等の
	協力に関すること
	⑤ その他応急対策全般についての協力に関すること
 危険物施設等管理者	(災害予防)
	① 安全管理の徹底及び防災施設の整備に関すること
遠賀中間医師会	(災害応急対策)
	① 医療救護及び助産活動に関すること
	② 遺体の検案に関すること
	③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること
遠賀歯科医師会	(災害応急対策)
Z X E II E F A	① 歯科医療活動に関すること
	② 遺体の検案の協力に関すること
	③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整に関すること
遠賀薬剤師会	(災害応急対策)
	① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
	② 医薬品の調達、供給に関すること
	③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整に関すること

機関の名称	事務または業務の大綱
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策)
	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
	② 災害時における負傷者の医療、助産、救助に関すること
芦屋町社会福祉協議会	(災害応急対策)
	① 災害時のボランティアの受け入れに関すること
	② 要配慮者への救助及び生活支援活動の協力に関すること
│ │ 社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策)
	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
	② 災害時における入所者の保護に関すること
農業協同組合	(災害応急対策)
	① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
	② 農作物の災害応急対策の指導に関すること
	③ 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること
	④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること
芦屋町商工会	(災害応急対策)
	① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
	② 災害時における物価安定の協力に関すること
	③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋に関すること
建設事業者団体	(災害応急対策)
	① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること
	② 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること
	③ 応急仮設住宅の建設の協力に関すること
	④ その他災害時における復旧活動の協力に関すること
	⑤ 各事業者との連絡調整に関すること
福岡県防犯協会	(災害応急対策)
	① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること
	② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること
	③ その他災害応急対策の業務の協力に関すること
金 融 機 関	(災害応急対策)
	① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置に関すること

■原子力災害

機関の名称	事務または業務の大綱
農業協同組合	(災害応急対策) ① 農産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること ② 食料供給支援に関すること
森林組合	(災害応急対策) ① 林産物に関する対策の指導に関すること
漁業協同組合連合会 ・漁業協同組合	(災害応急対策) ① 水産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること
商工会議所・商工会	(災害応急対策) ① 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋に関すること
学 校 法 人	(災害予防) ① 原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること ② 原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施に関すること
	(災害応急対策) ① 避難施設としての協力に関すること

■原子力事業者

■原子力事業者	
機関の名称	事務または業務の大綱
 九州電力株式会社	(災害予防)
	① 原子力発電所の防災体制の整備に関すること
	② 原子力発電所の災害予防に関すること
	③ 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供に関すること
	④ 防災教育及び訓練の実施に関すること
	⑤ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること
	⑥ 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること
	⑦ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること
	⑧ 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること
	(災害応急対策)
	① 協定による緊急時における通報及び報告に関すること
	② 緊急時における災害応急対策活動体制の整備に関すること
	③ 原子力発電所の施設内の応急対策に関すること
	④ 緊急時医療措置の実施のための協力に関すること
	⑤ 環境放射線モニタリングの実施に関すること
	⑥ 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること
	⑦ 相談窓口の設置に関すること
	(災害復旧)
	① 原子力発電所の災害復旧に関すること

第9 住民・事業所

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に地震災害に備えるものとする。また、地震災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持(燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等)、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

注)サプライチェーン:原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資材調達、生産、物流、販売などのビジネス機能(事業者)が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

第3節 町の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積、地勢

本町は、福岡県北部の遠賀川河口に位置し、東は北九州市、西は岡垣町、南は遠賀町・水巻町、 北は響灘と境界を接し、東西 4.4km、南北 5.3km、11.60km²の行政面積を有している。

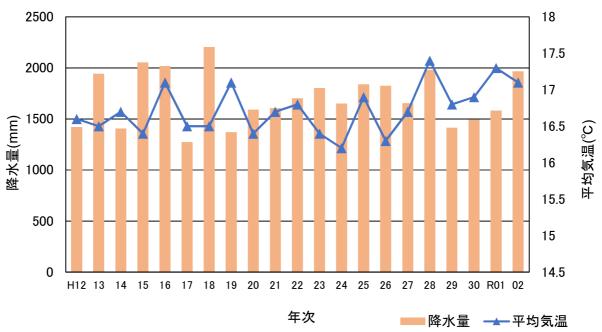
航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めており、 実質的な行政面積は約7km²となる。

町域の大部分は沖積低地で山地らしい山地はなく、丘陵の最高地点も71.9mとなっている。

2 気象

本町が属する地域一帯は、九州の中でも日本海側気候の影響が最も強い地域である。過去 20 年間における年平均気温は約 16.7℃、年平均降水量は約 1,705mm で、概して温暖な気候の地域である。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地域温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増している。

■過去20年間の年間降水量と平均気温(福岡管区気象台(八幡)、降水量:mm、気温℃)



■過去 20 年間の風向・風速 (福岡管区気象台(八幡)、風速: m/s)

	風向·風速(m/s)									
年	平均		最力	大風速	最多		各階級の日数(最大風速)			
	風速	風速	風向	月日時分	風向	10m/s	15m/s	20m/s	30m/s	
2000	2. 1	8	南	9/16 9:00	南	0	0	0	0	
2001	2. 1	8	西北西	3/ 8 17:00	南	0	0	0	0	
2002	2.2	10	南	7/ 6 13:00	南	2	0	0	0	
2003	2	12	南南西	6/19 15:00	南	3	0	0	0	
2004	2	11	南西	9/ 7 12:40	南南西	3	0	0	0	
2005	2.2	10	西北西	2/ 1 12:20	南南西	1	0	0	0	
2006	1.9	16	南	9/17 21:30	南南西	1	1	0	0	
2007	2	9	南	4/13 13:00	南南西	0	0	0	0	
2008	1.8	8	西南西	4/26 14:40	南南西	0	0	0	0	
2009	1.9	9.4	南	7/15 19:05	南南西	0	0	0	0	
2010	2.3	11.6	南西	12/28 12:12	南南西	4	0	0	0	
2011	2.4	10.4	南南西	4/26 13:27	南南西	2	0	0	0	
2012	2.3	13. 2	南南西	9/17 14:16	南南西	3	0	0	0	
2013	2.4	11.5	南南西	10/ 8 22:25	南南西	3	0	0	0	
2014	2.2	12.3	南東	6/ 4 6:33	南南西	1	0	0	0	
2015	2. 1	17	南	8/25 9:31	南南西	1	1	0	0	
2016	2	11	南	10/ 5 11:12	南南西	2	0	0	0	
2017	2.3	9. 1	南	4/17 14:31	南南西	0	0	0	0	
2018	2.2	13.8	南南西	10/ 6 12:35	南南西	4	0	0	0	
2019	2.2	13. 6	南南西	9/23 0:17	南南西	4	0	0	0	
2020	2.3	14. 2	南	9/ 3 2:06	南南西	4	0	0	0	

データに付加する記号の意味

表示例	意味	解説			
値	正常値	品質に問題がなく、かつ統計値を求める期間内の資料が全て揃っている場合。(一部不足していても、日の最大値などを求める際に影響がない場合も含む)			
値)	準正常値	品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の 一部が許容する範囲内で欠けている場合。			

3 地形、地質

(1) 地形概要

芦屋町の地形概要は以下のとおりである。

芦屋地区	○ 大部分が砂丘からなり、標高 20~30m のなだらかな地形である。砂丘の人工改変地に航空自衛隊芦屋基地がある。○ 遠賀川と西川に接する部分に、低地(三角州)があるものの、丘陵地は存在しない。○ 地区の北部は、響灘に面する芦屋海岸である。
山鹿地区	○ 地区の中央を流れる汐入川沿いを中心として低地(谷底平野)が広がる。○ 地区の北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高 60m 未満の丘陵地である。○ 地区の北部は、響灘に面する海岸線となっており、砂丘や段丘が分布する。

(2) 地形分類

地形分類は以下のとおりである。

中区分	小区分	区分内容	防 災 上 の 留 意 点			
丘陵地	丘陵地 ・斜面	○ 概ね標高 20m 以上で、急斜 面では細かな谷が発達する	○ 豪雨および地震時に斜面崩壊が発生しやすい。			
段丘	段丘	〇 礫から構成される台地	○ 防災上比較的良好な土地。			
砂丘	砂丘	○ 粒径の揃った砂から構成 される	○ 防災上比較的良好な土地、地下水 位が高い場所では、地震時に液状化 の可能性がある。			
	三角州	○ 河川の氾濫によって河口 付近に形成された海面近い 標高の平坦な地形	○ 洪水の危険性があり、地盤も比較 的悪い。			
低地	谷底 平野	○ 谷沿いに形成された狭少 な平野	○ 洪水の危険性があり、地盤も比較的 悪い。			
	自然堤防	○ ほぼ河川に沿った微高地	○ 低地では比較的良好な土地。○ 大洪水では冠水の可能性がある。○ 縁辺部は液状化の可能性がある。			
人 工 改変地	盛土地	○ 低地に盛土をして造成し た土地	○ 盛土の分だけ周辺より洪水の危険性は低い。○ 地震時に亀裂等の可能性がある			
	切土地	○ 山地・丘陵地を切り取って 平坦にした土地	○ 地盤は良好である。			

丘陵地

丘陵地は、山鹿地区にのみ分布する。山鹿地区の北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高 60m 未満の丘陵地である。また遠賀川沿いの魚見山と城山公園付近は、標高 40m程度の丘陵地である。丘陵地を構成する古第三紀層は、比較的軟らかく侵食されやすいため、丘陵地内部まで谷底平野が発達している。

段丘

段丘は、山鹿地区の北東部、北九州市若松区と接する地域に分布する。段丘は、平野の低地面(沖積面)から分離し、明瞭に区分される平坦面で、過去に河川等によって形成された平坦な地形面が、その後の隆起侵食等によって、やや高い段になった地形であり、主として砂礫からなる。低地との比高差は、10~20m 程度である。段丘の上面は平坦な土地であるが、縁辺部は侵食により急崖になっている場合が多い。

砂丘

砂丘は、芦屋地区の大部分を占め、山鹿地区にも一部分布する。砂丘とは、風によって運ばれた砂の形成する地形で、標高 20~30m のなだらかな地形を示す。芦屋ボートレース場付近の国道 495 号線沿いでは侵食等により急崖となっている。砂丘には、主な集落が分布しており、また、航空自衛隊芦屋基地は、砂丘を人工改変して利用されている。

三角州

三角州は、芦屋地区の遠賀川と西川に接する部分に分布する。三角州は、河川の河口部に見られる低平な地形で、主として細粒の砂、シルト、粘土からなる。

谷底平野

谷底平野は、芦屋地区の芦屋ボートレース場付近と白浜町、正門町付近、山鹿地区の汐入川付近と丘陵地の間に分布する。谷底平野は、丘陵地あるいは段丘を刻む河川の沖積作用によってできた平坦な土地で、主として礫、砂よりなる。

白然堤防

自然堤防は、芦屋町との境界付近の西川沿いにわずかに分布するのみである。自然堤防とは、 洪水時に河川の流路沿いまたは周辺に、砂や礫が堆積してできた帯状の微高地(周辺との比高 0.5 ~1.0m)である。

人工改变地

芦屋地区では砂丘を改変し、航空自衛隊芦屋基地となっている。山鹿地区では丘陵地を改変し、住宅地として利用されている。人工改変地は、砂丘や丘陵地の斜面を切り取り整地して造成された平坦地または緩傾斜地である。山地や丘陵の谷を盛土するような大規模な改変が多く、丘陵を切土し平坦化している程度である。

(3) 地質概況

芦屋町を構成する基盤岩類は、第三紀堆積岩類からなる。丘陵地は、すべて第三系堆積岩類からなる。堆積岩類には石炭層を挟み、大君では、石炭の採掘が行なわれていた。山鹿地区で住宅地の大規模開発により人工改変地が広がっている。

段丘は、砂礫から構成される砂礫段丘からなり、山鹿地区の一部に分布する。古砂丘は、粒径の揃った砂質堆積物からなり、芦屋地区の大部分と山鹿地区の一部に分布する。自衛隊基地は古砂丘の人工改変地である。

河川周辺には第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は 10~20m ほどの沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなっている。谷底平野および自然堤防は、砂泥質堆積物からなる。三角州は粘土分の多い、泥質堆積物からなる。

第2 社会的条件

1 人口

令和2年国勢調査の結果によると、本町の総人口は13,545人で、平成27年国勢調査の結果と 比較して人口は663人減少している。

本町で、最も多い年齢層は 15~64 歳層であり、次いで 65 歳以上層が多く、65 歳以上の高齢者率は平成 27 年の 28.9%から令和 2 年には 32.2%に増加している。

2 土地利用

本町の土地利用状況については、都市的土地利用が全体の 64.9%を占め、自然的土地利用は 35.1%となっている。その他の公共施設用地には航空自衛隊芦屋基地が含まれるため、割合が高くなっている。

分類	用途地域内 (ha)	用途地域外 (ha)	合計 (ha)	割合
田	1. 26	31. 74	32. 99	2. 8%
畑	10.00	57. 81	67. 82	5.8%
山林	31.69	101. 21	132. 90	11.5%
水面	1. 91	84. 35	86. 27	7.4%
その他の自然地	12.90	74. 81	87. 71	7. 6%
自然的土地利用 計	57.77	349. 92	407. 68	35. 1%
住宅用地	112. 26	20. 93	133. 19	11.5%
商業用地	7. 56	34. 95	42. 51	3. 7%
工業用地	5. 93	3. 34	9. 27	0.8%
公共施設用地	30. 94	6. 27	37. 22	3. 2%
公共空地	18. 31	22.70	41.01	3. 5%
道路用地	51. 19	38.60	89. 80	7. 7%
交通施設用地	0.05	12.70	12. 75	1. 1%
その他の公的施設用地	65.88	280. 35	346. 23	29.8%
その他の空地	17. 40	19. 95	37. 35	3. 2%
農林漁業施設用地	1.70	1. 28	2. 98	0.3%
都市的土地利用 計	311. 23	441.08	752. 32	64. 9%
合計	369.00	791. 00	1, 160. 00	100.0%

資料: H28(2016)都市計画基礎調查

※割合については、四捨五入表記のため合計が100%にならない場合がある。

第4節 災害危険性

本町では、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県)、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県)及び「芦屋町風水害アセスメント調査(平成13年3月)」において、地震、津波及び風水害の災害危険性等を検討した。その概要は、次のとおりである。

第1 災害り歴

本町に大きな被害を及ぼした災害は、次のとおりである。 特徴をみると、主因が台風や低気圧による水害と、火災による被害が大きくなっている。

■主な災害履歴

■土は	八口/阪	ΔЕ.			1	,
西曆	時代	年	月	日	災害区分	出 来 事
1626	寛永	3			旱害	干害、大飢饉
1674	延宝	2			水害	洪水、郡内収穫は皆無
1702	元禄	15			水害	大雨、郡内洪水被害
1708	宝永	5			火災	芦屋大火(500 戸)
1722	享保	7			火災	山鹿大火
1724	享保	9			水害	遠賀川洪水郡内被害大
1742	寛保	2			火災	芦屋大火(384戸)
1760	宝曆	10			火災	芦屋大火(147 戸)
1767	明和	3			水害	遠賀川洪水
1769	明和	6			火災	芦屋寺中町火災(18戸)
1797	寛政	9			火災	山鹿大火(145 戸)
1797	寛政	9			火災	芦屋大火(264 戸)
1810	文化	7			火災	芦屋大火
1840	天保	11	6		水害	6月大雨、川筋は80年来の大水という
1854	嘉永	7	11	5	地震	11月5日暮七つ大地震、芦屋町内で4、5戸倒壊(安政南海地震)
1891	明治	24			水害	遠賀川氾濫東園待侍水害巡視
1895	明治	28	5	21	水害	暴風洪水の為遠賀川堤防がきれ、橋梁が流され、人畜田畑に大損害
1895	明治	28	6	14	水害	暴風洪水の為遠賀川堤防がきれ、橋梁が流され、人畜田畑に大損害
1905	明治	38	7	26	水害	遠賀川氾濫、水量は堤防上 2、3m に達し家屋人畜・農産物に大被害
1929	昭和	4			火災	芦屋大火(岡湊神社、禅寿寺、民家 70 戸焼く)
1935	昭和	10				台風で地盤ゆるみ、芦屋橋中央部が折れる
1951	昭和	26	3	24	火災	船頭町の中央劇場付近から出火、2 棟全焼、3 棟半焼、 罹災者 30 名
1951	昭和	26	9	7	火災	正門町で13戸焼け、罹災者42名
1952	昭和	27	1	25	火災	第二船頭町大火、63 戸全焼、2 戸半焼、罹災者 330 名
1952	昭和	27	8	23	墜落	米軍輸送機中ノ浜に墜落、乗員5名即死、死者3名、焼失2棟、破損9戸
						遠賀川決壊し浜口など西川沿いの田畑が冠水、多くの民家が浸水・倒壊の
1953	昭和	28	6	26	水害	被害を受ける。祇園橋は上流からの流出物により破損し流失する。建物の
						流出 29 戸、全壊 5 戸、半壊 4 戸、床上浸水 94 戸、床下浸水 302 戸。
1954	昭和	29	2	6	火災	第二船頭町で出火、12 戸全焼、罹災者 73 名
1963	昭和	38	7	29	落雷	海水浴場に落雷があり、22 名負傷。
1965	昭和	40	5	11	火災	第一船頭町で出火、10戸全焼、2戸半焼、罹災者39名
1968	昭和	43	2	15	火災	正門町で出火、15 戸全焼、罹災者 54 名
1970	昭和	45				遠賀川護岸工事に着手
1976	昭和	51	8	16	たつまき	山鹿でたつまきが発生、負傷者5名、全壊1棟、半壊1棟
1980	昭和	55				遠賀川河口堰完成
1999	平成	11	6	30	土砂災害	集中豪雨による土砂災害発生
2005	平成	17	3	20	地震	福岡県西方沖地震 芦屋町で震度 4 家屋半壊 1 棟
2012	平成	24	7	3	大雨	一部損壊 1 棟
2015	平成	27	8	24	台風	台風 15 号 一部損壊 1 棟
2017	平成	29	7	5	大雨	九州北部豪雨 床上浸水 2 棟、床下浸水 2 棟
						·

第2 災害危険性

1 風水害

本町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画(災害危険箇所編)、遠賀川水系浸水想定区域図によると、次のとおりである。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

	災害	形態		危険区域	箇所数
				急傾斜地崩壊危険区域	1 箇所
が	け	崩	れ	急傾斜地崩壊危険箇所	13箇所
				山腹崩壊危険地区(民有林)	1箇所
土	7	i	流	土石流危険渓流	2箇所
+411	ナ	ベ	ŋ	地すべり危険箇所	_
1115	地す		9	地すべり危険地区	_
土	砂	災	害	土砂災害警戒区域(うち特別警戒区域)	38区域(37区域)
落石	前崩塌	妄 •	雍 壁	道路危険箇所	12箇所
				高潮危険区	$2.8\mathrm{km}^2$
				津波危険区	$4.~2~{ m km}^2$
				防災重点農業用ため池	1 箇所
				重要水防箇所(重点区間)堤防	2箇所
浸		→ l~		重要水防区域(Aランク)堤防	4箇所(延長 計 <mark>900m</mark>)
汉	水		//\	重要水防区域(Aランク)構造物	1 箇所(橋梁)
				重要水防区域(Bランク)堤防	10箇所 (延長 計3,460m)
				重要水防区域(Bランク)構造物	_
				重要水防区域(要注意)構造物	23箇所(陸閘)
				県知事管理区間重要水防箇所(海岸)	2箇所(延長 計2,033m)

出典:福岡県地域防災計画(災害危険箇所編)(令和2年3月修正) 国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所「遠賀川水系浸水想定区域図」

2 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、平成17年3月20日に福岡県西方沖地震が発生した。この地震のマグニチュードは7.0、最大震度は6弱で、芦屋町においても震度4を記録した。また、同年4月20日には同地震の余震が発生し、芦屋町では震度4を再度記録した。

被害については県内で、死者が1名、負傷者727名、住家全壊17棟、住家半壊161棟、建物火災1件などであった。また、福岡市西区玄海島では建物倒壊等の被害が多く、福岡市中心部でも ビルの窓ガラスが落下するなどの被害が多発した。

芦屋町では家屋が半壊(1棟)するなどの被害が発生した。

福岡県西方沖地震は県内でも比較的危険性の低い警固断層が原因となっており、九州北部でもマグニチュード7クラスの地震が発生することが実証された。

また、歴史をさかのぼると、1854年安政南海地震では、芦屋町においても家屋等への甚大な被害が生じたとされている。

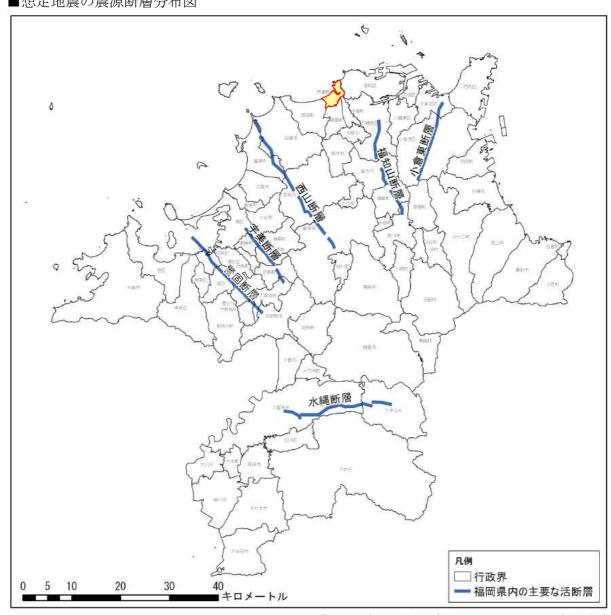
芦屋町において被害想定が一番大きいとされる西山断層は、福岡県のアセスメント調査で、宮

若市から飯塚市付近にかけての断層の長さ約31kmのうち、震源断層の長さ31km、震源断層の幅 15km (上端の深さ 2km、下端の深さ 17km)、地震の規模マグニチュード 7.3 と想定されている。

また、西山断層の延長は、従来から北西側の玄界灘海底に連続していると考えられていたが、 平成22年10月に海上保安庁がマルチビーム音響測深機を用いた詳細な地形計測を行い、延長海 域において断層運動に伴って形成されたと考えられる地形を約 30km に渡って捉えることに成功 したことにより、西山断層の延長部分を考慮した地震として、震源断層の長さ80km、震源断層の 幅 15km (上端の深さ 2km、下端の深さ 17km)、地震の規模マグニチュード 8.0 を想定した。

なお、西山断層の延長については、独立行政法人産業技術総合研究所「西山断層帯の活動性お よび活動履歴調査」において約120kmと報告されている。

■想定地震の震源断層分布図



出典:地震に関する防災アセスメント調査報告書 福岡県(平成24年3月)

第1章 総則 第4節 災害危険性

■地震被害想定

倉東断層 (M6.9) 5弱 高い 0 20 1 0 0 0 0.0	西山断層 (M7.3) 6弱 極めて高い~高い 0 21 0 0
5弱 高い 0 20 1 0 0 0 0	6弱 極めて高い~高い 0 21 0 0 1 1
高い 0 20 1 0 0 0 0 0.0	極めて高い~高い 0 21 0 0 1 1
20 1 0 0 0 0 0.0	21 0 0 1 12
20 1 0 0 0 0 0.0	21 0 0 1 12
1 0 0 0 0 0.0	0 0 1 12
0 0 0.0	1 12
0 0. 0	12
0.0	
	0.0
0. 0	0. 0
	0. 2
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	7
0	1
2	6
0	331
0	1, 720
0	87
0	1, 597
0	0
0	20
0	0
0	0
0	2
0	2
0	1, 962
	000
0	839
	0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0

出典:福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書/平成24年3月

3 津波災害

本町において津波災害を受ける可能性のある対象は、福岡県の「<u>津波浸水想定</u>」(福岡県 平成 28年2月)によると、次のとおりである。

■津波被害想定の結果

想定震源	F60:西山断層	対馬海峡東の断層	最大浸水規模
影響開始時間	33 分	92 分	
最高津波水位	3.3m	3.3m	60ha
最高津波到達時間	30 分	119分	

出典:津波浸水想定 福岡県(平成28年2月)

また、本町においては、平成22年10月に「芦屋町地震・津波ハザードマップ作成業務委託」にて西山断層(延長)における津波シミュレーションを行い、浸水範囲を津波ハザードマップとして取りまとめた。津波被害の想定結果は、次のとおりである。

■津波被害想定の結果

想定震源	西山断層(延長)
最大津波高 (沿岸部)	4.0m程度
津波浸水深想定 (陸地部)	2.0m未満
浸水面積	合計 1,093,591m2
	山鹿小学校区 605,938m2
	芦屋小学校区 454,531m2
	芦屋東小学校区 33,125m2
津波到達時間	17 分程度

出典: 芦屋町地震・津波ハザードマップ(平成22年10月)

4 原子力災害

本町は、玄海原子力発電所から北東に約90kmの位置にあり、福岡県が定めた、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲(玄海原子力発電所から半径30kmの円内)の範囲外に位置している。

なお、この区域の範囲は、原子力安全委員会で見直しが進められている「原子力施設等の防災対策について」の中間とりまとめ(平成24年3月22日)資料で示されている「緊急防護措置準備区域(UPZ)」の考え方によるものである。

第5節 防災ビジョン

第1 防災ビジョン

本町は、これまでの被災経験や防災調査結果からみて、遠賀川の洪水に起因する水害と火災が主な 災害であり、遠賀川の整備の進捗とともに水害も近年発生していないものの、本町周辺は台風の常襲 区域であり近年の異常気象や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性は低いとはいえない。

また、地震については、過去 150 年にさかのぼって、南海地震に起因する小規模な被害があった程度だが、平成 17 年の福岡県西方沖地震においては、本町内でも震度 4 を記録し、家屋半壊 1 件の被害が生じている。また、平成 28 年の熊本地震においても本町内で震度 4 を記録したほか、県内では最大深度 5 強を記録し、重傷者 1 名、軽傷者 16 名の人的被害も発生した。その他、平成 23 年の東日本大震災では、地震にともなう甚大な津波災害や原子力災害が発生したため、国・県はこれらの教訓を活かした防災計画の見直しを行っており、本町もこれに応じて、これまでのハード対策に併せて、事前対策の推進等のソフト対策を組み合わせ、"住民の自主性"や、発生した災害による被害をできるだけ軽減していく"減災"の考え方に基づいた総合的な計画を構築する必要がある。

なお、災害の危険性については、福岡県の「地震に関するアセスメント調査」、「津波に関するアセスメント調査」、「<mark>福岡県津波浸水想定</mark>」及び「福岡県地域防災計画原子力災害対策編」による予測結果等に基づいた対応を準備しておく必要がある。

このような状況を踏まえ、本町の防災ビジョンを、次のとおりとする。

■防災ビジョン

- ①災害に強い組織・ひとをつくる
- ②災害に強いまちをつくる
- ③実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

第2 基本目標

住民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

理念	災害予防対策計画	基本目標
災害	第1節 災害に強い 組織・ひとづくり	○ 住民一人一人が、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑える とともに、町及び関係機関の職員については、知識と技術を身に つけ臨機応変に任務を遂行できるようにする。
に強い組織		○ 混乱期における被害の軽減及び要配慮者等の救援を、地域の助け合いによりカバーできるように、普段からの防災意識を高めるとともに、自主防災組織を育成・支援する。
・ひとをつ		○ 町、関係機関、事業所、団体、住民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。
くる		○ 災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア活動の普及・啓発、ボランティアリーダー等の育成、災害ボランティアの受け入れ体制の整備等を図る。
	第2節 災害に強い まちづくり	○ 河川施設や港湾施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の 治水対策を総合的に推進し、水害や津波災害に強いまちをつく る。
		○ がけ崩れや液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。
災害に改		○ 大地震による人的被害の大きな要員となる、建物倒壊・延焼 火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、まちの延焼 遮断機能や消防水利の強化を図る。
強いま		○ 災害発生時に危険性のあるブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。
ちをつ		○ 道路、橋梁、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。
くる		○ 適切な避難地及び避難路を選定、確保し、その安全性の強化を 図る。
		○ 原子力災害関連情報の収集や適切な情報伝達手段の整備、放射能等に関する正しい知識の普及・啓発、広域的避難者の受け入れ体制の整備など、原子力災害に備える。○ 文化財の所有者・管理者に対し、災害により文化財に被害が発生した場合の対応を周知し、文化財の保護を図る。

理念	災害応急・復旧復興 対策計画	基本目標
	第1節 応急活動体制	○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に 立ち上げる。
		○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参 集・配備により迅速な初動対応を行う。
	第2節	○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。
	情報の収集伝	○ 町域の全地区について、被害の全体像を把握する。
実	達、災害警戒	○ 多重・多様な情報伝達手段を確保しておく。
践		○ 迅速な住民の安否確認や支援情報の提供に向けた体制を整える。
的	第3節	○ 正確な情報を伝え、二次的被害や混乱、風評被害等を防止する。
な	災害広報	○ 情報の空白地域・時間を解消する。
応		○ 被災者からの相談受付、情報提供を行う。
急 • 復	第4節 応援要請 ・受け入れ	○ 町職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛 隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な 受け入れ体制を確保する。
旧		○ 災害ボランティア等の受け入れ体制の整備や活動支援を行う。
対策計	第5節 災害救助法の 適用	○ 法に基づく国(及びその補助機関としての県知事)の救助の実施 の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制 度的根拠を把握する。
画をか	第6節 救助・救急 ・消防活動	○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、町、消防署、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。
確立し		○ クラッシュ症侯群*1等に対処するため、町、消防本部、消防団、 関係機関・団体、住民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬 送を迅速に行う。
非		○ 行方不明となった住民の迅速な把握及び捜索を行う。
常時	第7節 医療・救護活動	○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、医療資機材等を迅速に確保する。
に備		○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制 と関係機関の連携ネットワークを確立する。
える		○ 避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスやメンタルヘルスケアを供給する。
3	第8節 交通対策 ・緊急輸送	○ 予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交 通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、町・警察・ その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保す る。
		○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、町及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、主要な移動法で緊急輸送を行う。

理念	災害応急・復旧復興 対策計画	基本目標
	第9節 避難対策	○ 消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し住民、旅行者・帰宅困難者等を安全に避難させる。○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は住民組織等の自主運営に移行させる。また、必要に応じて広域的避難者の受け入れを行う。
実		○ 要配慮者等に配慮し居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、 生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。
践的な応急・	第 10 節 要配慮者等対策	 ○ 高齢者・障がい者・乳幼児・外国人・人工透析者等の災害時要配慮者や旅行者・帰宅困難者等に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ○ 避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。また、相談の受付けや適切な広報活動等により、避難所における要配慮者等の不安の解消を図る。 ○ 旅行者・帰宅困難者に対し、交通その他必要な情報提供を行うとと
復旧	Actor 11 Softe	し、大通での他の安な情報促供を行うとともに、一時的な休息・宿泊場所を提供するなどの支援を行う。 ○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行
対策計画	第 11 節 生活救援活動	○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、福水等を迅速に行う。○ ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。
画を確立し	第 12 節 住宅対策	○ 余震等による建物の危険防止、また(仮設)住宅供給(建設)体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定を行う。○ (仮設)住宅供給(建設)体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
非常時に備	第 13 節 防疫・清掃活動	○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障がい、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。○ ごみ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障がい・疫病、避難所等における集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。○ 適切な死亡畜獣の処理、愛護動物(ペット)等の保護、収容を行う。
える	第 14 節 遺体の処理 ・埋葬	○ 遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。
	第 15 節 文教対策	○ 学校の避難所の早期閉鎖を促し、学校教育の早期再開を行う。○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。

理念	災害応急・復旧復興 対策計画	基本目標
	第 16 節 公共施設等の 応急対策	○ ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。○ 生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。○ 公共土木施設、社会教育施設、その他町の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。
実践的	第 17 節 (第 4 章のみ) 二次災害の 防止対策	○ 地震に伴う二次災害を防止するため、危険箇所の調査及び安全対策を進めるとともに、二次災害の危険箇所について、住民への広報活動を行う。
な応急	第 17 節 (第 4 章: 第 18 節) 災害警備活動	○ 警察と協力し、町・事業所・団体・住民等が、災害時の犯罪等を 防止し、治安を維持する。
・復旧対策計	【第5章】 原子力災害への 対策	○ 原子力災害が派生した場合の対応体制の構築、情報の収集・伝達活動や住民からの問い合わせへの対応、並びに広域的避難者の受け入れ体制の整備など、未経験の原子力災害に備える。○ 各種危険物施設等の安全対策や林野火災その他大規模事故などへの対策について、関係機関等と連携しつつ、発生の防止と発生した場合の被害の軽減を図る。
画を確立し非	【第6章】 第1節 被災者等の生活 再建等の支援	 ○ 被災者の生活再建に向けた多様な相談に対応し、適切な情報や支援・サービスを提供する。 ○ 独力での再建が困難な住民、中小企業、農家等に対して、国・県・町及び各機関は各種援助措置を行う。 ○ 適切な広報・啓発等により、風評被害による人権侵害や産業不振等の防止を図る。
れ 常 時 に 備 え	【第6章】 第2節 災害復旧事業	○ 被災施設の被害の再発を防止するため、将来の災害に備えた事業計画を樹立する。○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画を活用する。○ 汚染物質の適切な除染や住民からの放射線被ばくへの不安等に関する相談への対応など、原子力災害からの復旧に備える。
る	【第6章】 第3節 復興計画	 ○ 被災した地域が抱える課題を分析しつつ、地域のコミュニティの維持や再構築に十分配慮し、復興計画を策定するよう努める。 ○ 復興計画の策定にあたっては、関係する機関等との調整及び住民との合意形成を図る。 ○ 行政、住民、企業、団体等多様な行動主体と協働して復興を進めていくための復興計画づくりの体制や仕組みを整える。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

第2節 災害に強いまちづくり

第3節 応急活動のための事前対策

本章では、災害が発生する前(予防期)の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「応急活動のための事前対策」のための施策を体系化し、本町に必要な災害予防計画を提示したものである。

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

	項目	担当
1	防災組織の整備	総務課、関係各課
2	自主防災活動の推進	総務課
3	災害ボランティアの育成・支援	総務課、関係各課
4	防災訓練	総務課
5	防災知識の普及	総務課、福祉課、学校教育課
6	調査・連携	総務課、関係各課

第1 防災組織の整備

1 防災会議

総務課は、災害対策基本法第16条及び芦屋町防災会議条例第2条の規定に基づき、定期的に防 災会議を開催し、町及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

2 芦屋町(災害対策本部)

総務課は、災害時に地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害応急マニュアル等を作成・更新し、職員への周知を図る。

また、関係各課は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や作業マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

3 消防団

消防団は、消防本部等と連携し、適切な消火・救助活動を実施するために必要な組織の整備・ 改善を図る。

4 関係機関

関係機関は、災害発生時における応急対策実施のために必要な組織の整備・改善を図る。

5 事業所

町内事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。

町は、消防本部と連携し、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定により、学校、病院、 大規模小売店舗等多数の人が出入りする施設における施設管理者に対し、防火管理者を選任し、 消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、出火の防止、初期消火体制の強 化等の指導を要請する。

第2 自主防災活動の推進

1 自主防災組織の結成

住民が「自分の命は自分で守る」、「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国・県・町等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現が必要である。

そのため、総務課は、住民に対し、町広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発を行う。

2 自主防災活動の育成・支援

総務課は、自主防災組織を対象に研修会等を実施し、リーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、個別避難計画の内容を前提として両計画の整合が図られるよう努める。

■自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地区別防災マップの作成、自主防災組織の防災計画書の作成、地域住民の役割分担

「発災時〕

- 初期消火の実施
- 集団避難の実施
- 情報の収集・伝達
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 救出・救護の実施及び協力
- 災害時要援護者の安全確保等

3 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

町内の事業所は、災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域 貢献、地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応 じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に 努める。具体的には事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努め、従業員・利用者等の安 全を確保するとともに、的確な防災活動により地域における災害を拡大させないよう、自主防災 体制を整備・充実させる。

また、地域の住民、自主防災組織等と連携を図り、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるなど、地域の安全の確保に積極的に努める。

防災体制の整備や事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、 取引先とのサプライチェーンの確保など事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて防 災活動の推進に努める。

町及び県は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画(BCP)の 策定支援及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

第3 災害ボランティアの育成・支援

総務課は、社会福祉協議会及び関係各課と連携し、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の各種対策を推進する。

1 ボランティア活動の普及・啓発

住民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及を推進する。

■災害ボランティアの主な役割

- 1. 生活支援に関する業務
 - (1) 被災者家屋等の清掃活動
 - (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
 - (3) 避難所運営の補助
 - (4) 炊き出し、食料等の配布
 - (5) 救援物資等の仕分け、輸送
 - (6) 高齢者、障がい者等の介護補助
 - (7) 被災者の話し相手、励まし
 - (8) その他被災地での軽作業(危険を伴わないもの)
- 2. 専門的な知識を要する業務
 - (1) 救護所等での医療・看護
 - (2) 被災宅地の応急危険度判定
 - (3) 外国人のための通訳
 - (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
 - (5) 高齢者・障がい者等への介護・支援
 - (6) 無線等を利用した情報通信事務
 - (7) 公共土木施設の調査等
 - (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、研修会や講習会を通じて、それぞれの地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。

3 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

災害ボランティアの活動拠点や資機材等の活動環境の整備等に必要な支援を行う。

社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアの担当窓口を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備を図る。

また、災害ボランティアの受け入れに関する実施計画、災害ボランティアの受け入れ体制の整備等を定めるとともに、必要に応じて本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受け入れに取り組む。

第4 防災訓練

1 総合防災訓練

総務課は、災害時の防災体制に万全を期するため、消防本部、近隣市町村、県、自衛隊等の関係機関や、自主防災組織、NPO・ボランティア組織、一般住民、民間企業等の協力を得て、地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

総合防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に 十分配慮するとともに、広域合同訓練や市町村相互の応援協定に基づく広域合同訓練の実施につ いても考慮する。

■総合防災訓練の種目

- 災害対策本部の設置、運営
- 情報の収集・伝達
- 被災地視察
- 交通規制及び交通整理
- 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- 救出・救助、救護・応急医療
- ライフライン復旧
- 各種火災消火
- 道路復旧、障害物排除
- 〇 緊急物資輸送
- 給水・給食
- 無線等による情報伝達
- 要請手続き

2 各種訓練

(1) 水防訓練

総務課、都市整備課、消防団等は、河川・水路等の氾濫、津波等に対する警戒、水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報の伝達、海面監視、推移雨量観測、水防団体及び職員等の動員、水防資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施し、水門の開閉に時間がかかるなどの不備により迅速な遂行が困難になることが判明した場合には点検・整備も行うこととする。

(2) 消防訓練

町は、災害時における災害規模や災害事象に応じた防災計画の習熟を図り、突発的な災害に 対処できるよう、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施 する。

(3) 職員の訓練

総務課は、町職員に対し、組織動員訓練、非常通信訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

(4) 図上訓練

総務課は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

(5) 被災建築物応急危険度判定訓練

町は、県(建築指導課)と連携し、建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の 実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。

3 住民等の訓練

総務課は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、自主防災組織単位に出火防止訓練、初期消火訓練、緊急地震速報対応行動訓練・避難訓練(地震・津波に伴う避難訓練)、応急救護訓練、災害図上訓練、情報の収集及び伝達の訓練、炊き出し訓練、その他の地域の特性に応じた必要な訓練等自主防災組織の訓練に対し、消防本部の協力のもと、資機材の貸与、助言者の派遣等により援助する。

また、住民参加による訓練等を行う。

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設の管理者は、消防本部の指導のもと、避難 訓練等を実施する。

また、総務課は、各事業所の消防計画及び防災計画に基づき、消防本部の協力のもと、避難訓練等を実施するよう指導する。

5 防災訓練に際しての留意点等

町は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ 細かく実施または行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作 方法等の習熟を図るほか、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に 避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始す るには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、 避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続く ような方策を考慮するよう努める。

第5 防災知識の普及

1 町職員に対する防災教育

総務課は、町職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施を推進する。

■防災教育の内容

	0	災害対策活動の概要
町の防災対策	\circ	防災関係職員としての心構え
町 切 阪 灰 刈 東	\circ	災害時の役割分担
	\circ	防災行政無線(可搬局・携帯局)の取扱方法等
防災知識の普及	0	災害の基礎知識
	\circ	災害に対する地域の危険性等

2 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、 消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、 緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

3 住民に対する防災知識の普及

総務課は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性を住民に周知し、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、ビデオ・映画の上映等を利用して、正しい知識の普及を推進する。

その際には防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者への広報に十分配慮すると ともに、要配慮者への対応や災害時の男女のニーズの違い等にも留意したわかりやすい広報資料 の作成を図る。

■防災知識の普及事項

- 災害に関する基礎知識、5段階の警戒レベル、災害発生時(警報等発表時や高齢者等 避難発令時、指定避難所での行動や情報収集)に具体的にとるべき行動に関する知識
- 過去に発生した地震・津波、風水害等の被害に関する知識
- 地域防災計画の概要
- 災害に備えた3日分相当の食料・飲料水、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備
- 正常化バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な 行動をとること。
- 指定避難所等、避難路等の避難対策及び避難生活等に関する知識
- 応急手当方法等に関する知識

- 早期自主避難の重要性に関する知識
- コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- 出火の防止及び初期消火の心得
- 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- 屋内、屋外における防災対策及び災害発生時の心得、災害発生時の家族間の連絡体制
- 災害情報の正確な入手方法
- 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- 要配慮者への配慮
- ハザードマップ等による災害危険箇所の周知
- 防災訓練、自主防災活動の実施等
- 家屋が被災した際に、片付け等の前に写真を撮影するなど、円滑なり災証明の発行の 周知

4 児童・生徒等に対する防災教育及び学校等における防災体制の充実

福祉課及び学校教育課は、関係機関と連携して、園児・児童・生徒等に対して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する適切な防災教育や環境づくりを支援し、水害・土砂災害のリスクがある学校においては避難訓練と合せた防災教育を実施するなど、学校等における防災体制の充実を推進する。

■学校等における防災教育の内容

- 学習指導要領に基づき、各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた防災学 習指導の充実
- 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- 先進事例や地域の特性を踏まえた防災学習指導の充実
- 日頃から、身の回りに潜む危険性を認識し、回避する能力の育成
- 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の 体験的な活動の実施
- ボランティア活動等を通した安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

■学校等における防災体制の充実

- 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- 教職員研修の充実
- 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の充実
- 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

5 防災知識の普及に際しての留意点等

町及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な防災知識の普及を実施する。

防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

第6 調査・連携

総務課及び関係各課は、防災対策を有効なものとするために、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、近隣市町村、関係機関との情報交換など広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

町の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し把握したが、今後とも必要 に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 近隣市町村との情報交換、連携

近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携を図る。

3 関係機関等との情報交換

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換を行う。

4 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害等の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、町内の災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、防災週間などを通して、適時適切に住民に周知する。

第2節 災害に強いまちづくり

	項目	担当
1	市街地の整備等	企画政策課、環境住宅課、都市整備課
2	建築物の安全化	企画政策課、環境住宅課、都市整備課、関係各課
3	道路・橋梁の整備・安全化	都市整備課
4	ライフライン施設等の安全対策	都市整備課、関係機関、関連事業者
5	水害予防対策の推進	総務課、都市整備課、産業観光課
6	土砂災害予防対策の推進	総務課、都市整備課、産業観光課
7	津波災害予防対策の推進	総務課、関係各課
8	液状化対策の推進	都市整備課
9	火災予防対策の推進	総務課
1 0	林野火災予防対策の推進	産業観光課
1 1	原子力災害への対応	総務課、環境住宅課

第1 市街地の整備等

企画政策課、環境住宅課及び都市整備課は、災害に強い市街地の形成のため、各種事業等を推 進する。

1 市街地の整備

住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限にくい止めるために、市街地整備事業を推進する。

市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる基幹道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備など防災に配慮した事業を推進する。

また、最大限の津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政機関施設、指定避難所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない高所に移転するなどの防災に配慮した土地利用の検討を行う。

2 公園・緑地等防災空間の確保

公園・緑地は、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所あるいは防火帯、応援隊結集地・野営地、ごみ・がれき等の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有するオープンスペースとしての役割を有している。

このため、特色ある公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の積極的な確保を推進する。

3 宅地開発の規制

企画政策課は、県が実施する宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく安全な宅地 造成の指導、監督等の災害防止に協力する。

4 避難地等の整備

町は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を選定、整備し、住民に周知するものとする。

(1) 広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非消失地域に区分し、広域避難地は非消失地域内で選定する。 要避難地域、非消失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおり とする。

■広域避難地等の選定基準

1) 要避難地域

- ア 木造建築物の建ペい率が概ね10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域 に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域
- イ 津波、浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が発生するおそれのある地域
- 2) 非消失地域

要避難地域以外の地域

3) 広域避難地

ア 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。 特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、概ね10ha以上で あること。

ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対して 有効な遮蔽が出来る場合は選定することができる。

- イ 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ウ 津波、浸水等の危険のないこと。
- エ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- オ 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。
- 4) 火災に対する避難圏域(広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲)
 - ア 広域避難地等収容可能人口は、避難者1人当りの必要面積を概ね1 m 以上として算出する。
 - イ 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とする。
 - ウ 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に 避難することが出来ない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するもの とし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
 - エ 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとすること。

(2) 避難路の選定

広域避難地等へ避難するための避難路は、沿道に耐火建築物が多いこと、落下物・転倒物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと、避難地等の周辺では出来るだけ進入避難路を多くとること、自動車の交通量が比較的少ないこと、危険物施設等による火災や爆発などの危険性が少ないこと、耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること、浸水により通行不能になるおそれがないこと、通行障害発生時の代替道路があることに配慮し選定する。

第2 建築物の安全化

企画政策課、環境住宅課、都市整備課<mark>及び生涯学習課</mark>は、建築物の安全化のため、各種対策を 推進する。

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。 企画政策課は、こうした商業地域等を必要に応じて防火地域または準防火地域として指定し、 耐火建築物、準耐火建築物または防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 町営住宅の不燃化

既存の町営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を町営住宅長寿命化計画に基づき、不燃 化の推進を図る。新築の町営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備に より防災空間を創出するように努める。

2 建築物等の耐震化

各建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築物耐震改修促進実施計画等により、建築物等の耐震化診断・改修を推進する。また、建物非構造部材の安全対策等についても推進する。

(1) 公共建築物

防災上重要な公共施設を指定し、指定した施設について耐震点検を実施するとともに、その 結果に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震改修を推進する。

(2) 一般建築物等

耐震改修の相談窓口を開設し、県及び建築士団体等との連携により、建築物の所有者等に対し、耐震診断・改修について相談業務、知識の啓発・普及を行う。

また、危険な建築物の所有者に対し、建築物の補修、窓ガラス、外装材等落下物の予防措置の指導を行う。自動販売機の転倒、看板・ガラス等の落下、ロック塀の倒壊、煙突の折損等を防止するため、所有者に対し、安全確保を指導する。また、町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

3 その他の安全対策

(1) 工事中の建築物の安全対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、

関係機関の指導により安全確保を図る。

(2) エレベーターの閉じ込め対策

町は、所有者等に「P波感知型地震時管制運転装置」の設置を促すなど、既設エレベーターの安全確保に向けた取り組みを推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(3) 建物内の安全対策

ア 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

イ 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、 職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

ウ 庁舎

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

工 民間建築物

民間建築物の所有者及び管理者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防 止や棚上の物の落下防止やガラスの飛散防止を行う。

4 文化財災害予防対策

- (1) 文化財に対する町民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
- (2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- (3) 火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う。
 - ア 防火管理体制の整備
 - イ 環境の整備
 - ウ 火気の使用制限
 - エ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - オ 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - カ 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- (4) 防火施設等、次の事項の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。
 - ア消火施設
 - イ 警報設備
 - ウ その他の設備
- (5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財のき損防止を図る。
- (6) 各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

第3 道路・橋梁の整備・安全化

都市整備課は、災害時の緊急輸送路等を確保するため、道路・橋梁の整備及び安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本町では、国道 495 号、北九州芦屋線、水巻芦屋線、直方芦屋線、高浜東町線、浜口遠賀線等が幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、町域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の 確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、適切な維持、管理に努める。

(3) 緊急輸送道路ネットワークの整備

緊急輸送道路ネットワーク(幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路網または防災拠点を相互に連絡する道路網)に位置づけられた、国道 495 号、主要地方道北九州・芦屋線等については、その耐震性、安全性の強化を県に要請する。

(4) 拠点の整備検討

大規模災害時における道路の早期啓開となり得る拠点を選定し、必要な機能の整備を検討する。

2 橋梁の整備

災害時における橋梁機能の確保のため、緊急度の高い橋梁から順次点検を実施し、地震による 地震動等の安全性に配慮した耐震補強、整備を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、 レッカー車、クレーン車、工作者等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あ らかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。

4 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の 停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

5 道路冠水対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

6 除雪体制の整備

積雪のため道路交通に支障をきたすおそれがある場合に、交通の確保を図るため除雪作業等の 出動体制を整備する。

第4 ライフライン施設等の安全対策

都市整備課及び関係機関は、災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い 施設づくりを推進する。

1 上水道施設

災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備 並びに施設の整備増強を水道事業者に要請する。

2 下水道施設

市街化の進行に対応し、浸水被害等を防止するため、汚水の迅速な排除が行えるよう下水道の整備拡大に努める。下水道施設の設計及び施工にあたっては、耐震性・耐浪性の確保を推進する。 併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努める。

3 電力施設

電気事業者は、突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を図る。

4 電話施設

電話通信事業者は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

5 ガス施設

ガス事業者は、地震、風水害等の災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な防止対策を促進する。

第5 水害予防対策の推進

町は、県及び関係機関と協力し、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、計画的な災害防止事業を実施する。計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

1 河川・海岸施設・ため池施設等の安全対策

都市整備課及び産業観光課等は、河川施設、海岸保安施設及びため池施設について、以下のとおり、水害予防対策を推進する。

(1) 河川施設

国・県等施設管理者に、地震の発生に際しての河川施設の被害の想定、耐震点検の実施を要請するとともに、堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な耐震対策の実施等を要請し、その推進に協力する。

(2) 海岸保安施設

国・県等施設管理者に、耐震点検の実施、背後地の高さや利用状況を勘案した地震による浸水被害の発生する可能性が高い区間の詳細調査の実施及び必要な耐震対策の実施等を要請し、その推進に協力する。

(3) ため池施設

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、安全性を確認するための現地調査を行い、 調査結果に基づき、防災工事を必要とする防災重点農業用ため池については、下流への影響度 を考慮した上で、優先順位の高いものから整備を行う。

また、町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

2 水防法に基づく対応

(1) 浸水想定区域等における避難確保措置

町は、水防法(昭和24年法律第193号)第14条及び第14条の3の規定に基づく洪水及び高潮の浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、円滑かつ迅速に避難所等を確保するために必要な事項及び避難を確保する必要があると認められる高齢者等要配慮者利用施設の名称・所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法を本地域防災計画に定める。

浸水想定区域に指定された区域の町民及び該当施設を利用する周辺住民へ、上記内容について必要な事項等を広報紙、洪水ハザードマップ及び想定浸水深及び海抜について町内各所に表示したまるごとまちごとハザードマップにより周知する。

想定される最大規模の洪水が発生した場合に、家屋の流失や倒壊をもたらすような氾濫流などの被害が想定される範囲を「早期の立退き避難が必要な区域※」として、区域内の住民に対し、迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、事前の備え等について、普及啓発を図る。

■浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
浸水想定 区域の指定	国土交通大臣 (九州地方整備局長) 知事	○ 河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位情報(周知)河川が対象(町域では遠賀川、西川)
浸水想定区域 ごとに定める 事項	町 (総務課)	 ○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の指定(名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合) ○ 要配慮者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法
洪水予報等の 伝達方法	町 (総務課)	○ 主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の所有者 または管理者に対し、「防災メール・まもるくん」(福岡 県)にメール及び防災行政無線並びに戸別受信機などで伝達する。
町民への周知	町 (総務課)	広報紙洪水ハザードマップ等

(2) 避難確保計画の作成指導等

町は、浸水想定区域内に地下街等が建設される場合または存在するときは、所有者または管理者等へ水防法施行規則に則し、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」を参考に避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

これに該当しない、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

3 水防体制の強化

総務課、都市整備課は、消防団、関係機関と連携し、津波・浸水等による水害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

- 河川・津波情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

4 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 洪水浸水想定区域の指定

河川管理者は、水防法の一部改正(平成27年5月)によりに基づき指定した洪水予報を実施する河川または洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川(以下「洪水予報河川等」という。)について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を調査し、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報 提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として 住民、滞在者その他の者へ周知する。

町は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、町防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに洪水浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設(主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものまたは大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。)の所有者または管理者から申し出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町防災計画において、当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(2) 洪水浸水想定区域内にある地下街等の利用者への情報伝達体制の確立

町防災計画で規定した洪水浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設について、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(3) 洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

町長は、町防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難 経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確 保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模 工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪 水ハザードマップ)を作成し、避難訓練、出前講座など防災学習の場において利用方法を説明 するなど継続的な住民への分かりやすい周知に努めるとともに、配布その他の必要な措置を講 じる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認 を促すよう努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の

対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(4) 防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応

浸水想定区域内に位置し、町防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独または共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、作成した計画に基づき自衛防災組織を設置するものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

浸水想定区域内に位置し、町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者 または管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・ 訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画 の作成及び作成した計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるとともに、避難誘導等の訓練を 実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

5 平常時の巡視

都市整備課は、暴風雨や津波等による危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等を把握するとともに、必要に応じて、関係部署または関係機関等に適切な対応を求める。

第6 土砂災害予防対策の推進

町、県、及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、町はそれに基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

町、県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を 相互に伝達する体制の整備に努める。

1 土石流対策

「土石流危険渓流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む)に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流をいう。

(1) 避難体制等の整備

町及び関係機関は、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

①土石流危険渓流の周知

町防災計画に、土石流危険渓流及び土石流危険区域を掲載するとともに、関係機関に危険 箇所マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知する。さらに各危険渓流には、危険渓流標 識等を設置し、周知の徹底を図る。

②警戒避難雨量の設定

警戒または避難を行うべき基準は雨量で定め、土石流危険渓流ごと、若しくは地域ごとに設定する。

③警報装置等の整備

関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等を整備する。

(2) 情報収集及び伝達体制の整備

①情報の収集

町及び関係機関は、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流の 発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

- ②情報の伝達
- (ア) 町及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に務める。
- (イ) 町及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害を受け、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。
- (ウ) 町は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮する。

(3) 防災知識の普及

町及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の 普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期(梅雨期・台風期) に先がけまたは全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実 施に努める。

- ①土石流災害の特性
- ②警戒避難すべき土石流の前兆現象
- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (イ) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)
- (エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (オ) 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合
- ③災害時の心得
- (ア) 気象予警報等の聴取方法
- (イ)避難の時期、方法、場所
- (ウ) 飲料水、非常食料の準備
- (エ) その他災害特性に応じた措置

2 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、県が指定する。

都市整備課及び産業観光課は、地震及び風水害等による土砂災害を未然に 防止するめ、 県に対し、同法等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。 がけ崩れの発生するおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。

(2) 対策

①規制

崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長または誘発する原因となる行為は、法律に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき建築制限を行う。また、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の融資のあっせん等を行い、移転を促進する。

②避難体制等の整備

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

関係機関に危険箇所マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知する。

(イ) 自主防災組織の育成

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、 関係住民の協力を得て、区域の自治会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努め る

(ウ) 避難に係る警報装置等の整備

町及び関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡 易雨量計、警報装置等を整備する。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

町は、地元警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等について的確に把握する。

- (オ) 情報の収集及び伝達体制の整備
 - (a) 情報の収集

町及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

(b) 情報の伝達

町は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険区域における防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。

3 土砂災害防止対策

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の定義

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいい、「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

(2) 対策

①土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

町は、県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として 指定があったときは、土砂災害防止法第8条に基づき、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の 発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を本計画に定める。

指定を受けた区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

②土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

土砂災害警戒区域が指定された区域の住民へは、土砂災害に関する情報の伝達方法、指定避難所等その他避難確保のため必要な事項を広報紙、ハザードマップ等により継続的に分かりやすく周知する。

土砂災害区域への措置については、県、町でそれぞれ以下のような役割となっている。

■土砂災害区域への措置

■工切火干□		
項目	担当	内 容
土砂災害警戒 区域・土砂災 害特別警戒区 域 の 指 定	県	○ 「土砂災害防止法」及び国土交通省が定める「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施及び町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を指定 ※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域 ※ 「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域
警戒区域ごとに定める事項	町 (総務課)	 ○ 土砂災害に関する情報の伝達方法 ○ 予警報の発令・伝達 ○ 避難、救助体制 ○ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制 ○ 区域内に主として高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法
住民への周知	町 (総務課)	〇 広報紙 〇 ハザードマップ等

4 ソフト対策等の推進

総務課、企画政策課、都市整備課及び産業観光課は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)等の規定に基づき、次のようなソフト対策等の推進に努める。

■土砂災害防止の対策事項

- ハザードマップ等による危険区域等の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

第7 高潮等への対策

1 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

ア 浸水想定区域の指定

高潮浸水想定区域は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される 区域を高潮浸水想定区域として、県が指定する。

高潮浸水想定区域の指定区域については、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、高潮情報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水区域内に地下街等で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものまたは大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。)の所有者または管理者から申し出があった施設で高潮時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について、町防災計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、町防災計画において、当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮予報等の伝達方法を定める。

イ 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

町防災計画において定められた高潮予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(高潮ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講じる。

第8 津波災害予防体制の整備

地震発生後、時を移さずして、津波は沿岸地域を襲うが、それを防ぎょすることは極めて困難なため、「逃げる」ための避難対策(ソフト対策)を推進し、「防ぐ」対策(ハード対策)でこれを支援・補強する。

津波予防対策として、過去の被害状況や県がアセスメント調査を行った「浸水予想図」及び福岡県津波浸水想定(平成28年2月福岡県)などを参考として、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討する。また、町は、指定緊急避難場所・経路や防災行政無線、戸別受信機など住民への情報伝達手段の維持管理を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知に努めるほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 津波に強いまちづくり

(1) 浸水想定の設定

町、県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。さらに、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表するように努め、安全な国土利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(2) 都市計画・土地利用計画等との連携

町は、浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画、短時間で避難が可能となる避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等の検討を行い、津波に強いまちづくりを推進する。

また、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。庁舎、指定避難所等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

(3) 交通対策

ア 輸送・交通体制の整備

町、県は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に津波災害に対する安全性耐震性の確保に配慮する。

また、道路管理者として、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努め、また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

町、県及び警察本部は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について津波災害に対する 安全性耐震性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

イ 道路

道路管理者等は、広域的な整合性に配慮しつつ、津波来襲のおそれがあるところでの津波 予想高、津波到達予想時刻に基づく通行規制の実施について検討を行う。また、津波発生時 における住民等の避難の目安とするため、道路標識等への海抜の表示を行う。

ウ海上交通

第七管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に 応じ船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域や施設へ船舶を退 避させる等の措置を講じるよう努める。

2 津波災害特別警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定

(1) 区域の指定

「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定及び被害想定を踏まえ、人的災害を防止するために 警戒避難体制を特に整備すべき地域をとして、県が指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備 に努める。そのうち危険度の著しい区域については、町や住民等の意見を踏まえ「津波災害特 別警戒区域」の指定を検討し、必要な措置を講ずる。

町は津波災害警戒区域について、町防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、 予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する 事項、地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)または 主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地 等について定める。

また、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を策定し、海岸保全施設、避難施設等の配置、土地利用、警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。

(2) 区域内の防災対策

ア 情報伝達体制

町防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する 社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速 な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

イ 避難体制

町長は、津波災害警戒区域について、町防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、 避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させ るため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

また町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の策定または避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告を行い、施設所有者または管理者による取組みの支援に努める。

さらに、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努め、また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

ウ防災関連施設

町、国(国土交通省)及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・ 遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

また、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

3 津波・高潮予防施設の整備

町は、発生頻度の高い一定程度の津波について、津波や高潮等の災害予防施設の管理者に対し、 海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災 林の整備を進めるとともに、耐震診断や補強による耐震性の確保を要請する。

また、町及び施設管理者は、浸水防止機能を有する道路盛土等の活用を検討し、津波により海 岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう対策を図るとともに、 定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の維持管理の徹底を行う。

4 津波・高潮予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波・高潮予報伝達の迅速化、確実化

総務課は、関係機関による所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備、並びに町等への津波・ 高潮予報伝達の迅速化を要請するとともに、休日、夜間等における津波・高潮予報伝達の確実 化を図るため、要員を確保するなど津波・高潮防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

総務課は、住民、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対する津波警報等の 伝達手段として、町防災行政無線の維持管理に努めるとともに、海浜地での迅速・確実な伝達 を確保するため、サイレン、広報車、半鐘、旗等による視覚的伝達方法など、多様な手段を確 保しておく。

■通報・通信手段の確保

- 地域情報伝達システム(戸別受信機)
- 町防災行政無線、屋外スピーカー
- 緊急情報伝達システム
- サイレン、広報車、半鐘、旗等
- 福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」
- 全国瞬時警報システム (J-ALERT)、Lアラート (災害情報共有システム)
- 携帯電話、スマートフォン(緊急速報メール機能、ワンセグ受信を含む。)
- テレビ、ラジオ
- 防災相互通信用無線の整備

(3) 伝達協力体制の確保

総務課は、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者(漁業協同組合、海水浴場の管理者等)、事業者(工事施工者等)、及び自主防災組織と連携して、津波警報等の伝達協力体制の確保を図るとともに、日頃より過去の事例等による啓発活動を行うよう取り組む。

5 監視体制の確立

気象庁(福岡管区気象台)は、地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表するが、近地での地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波予報が間に合わない場合も考えられる。

よって、関係各課は、津波の襲来に備えるため、震度4以上の地震を感じた場合、または弱い 地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジ オの視聴等の津波監視体制を整えるとともに、海面監視等の情報の地域住民に対する通報・伝達 手段の確保を図る。

また、暴風や台風接近時には、海岸を突然大波が襲うことは珍しくないことから、高潮に関しても同様に監視体制等の確立を図る。

6 避難対策の整備

総務課及び関係各課は、住民に対し、平常時から津波・高潮の危険性を広く周知するとともに、 地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画の策 定を推進する。

(1) 避難の手段

地震により、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがある ことから、津波からの避難については、徒歩によることを原則とする。 このため、自動車免許所有者に対する啓発を継続的に行うなど、徒歩避難の原則の周知を図る。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、 やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合に備え、避難者が自動車で安全かつ確実に避 難できる方策を検討する。なお、検討に当たっては、警察と十分調整を図る。

(2) 地域住民の避難行動

地域住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により、各地域における避難場所や避難経路の周知を図るとともに、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導及び必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

(3) 観光客等利用者の避難誘導

町、観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及び その地域の自主防災組織等は、あらかじめそれらの者に対する津波・高潮発生時の避難誘導に ついての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の施設等に、浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

(4) 避難誘導時の安全の確保

避難誘導にあたっては、消防団員(水防団員)、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。特に、水門・陸閘の閉鎖については、操作する者が津波の被害にあうことがないよう、予想される津波到達時間も考慮しつつ、管理規則等を改めるなどの措置を行う。

(5) 指定緊急避難場所

津波・高潮発生時における避難場所について、できるだけ浸水の危険性が低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、より効果的な配置となるよう検討するとともに、住民への周知徹底を図る。また、民間等の建築物について、津波避難ビルの指定を進めるなど、いざという時に確実に避難できるような体制構築に努める。

避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすること、津波浸水深以上の高さを有することが重要であり、指定緊急避難場所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。

また、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、 建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄 など、防災拠点化を図る。指定緊急避難場所においては、女性の意見を反映し、女性専用の物 干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定緊急避難場所 における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める

7 住民への啓発活動等の実施

町は、津波による危険が予想される場合の具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、津波ハザードマップを作成する他、平成25年3月に消防庁から示された津波避難対策推進

マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、総務課及び関係各課は、避難対策等の津波・高潮防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施する。

(1) 防災知識の普及

津波発生時の迅速な避難行動が行えるよう、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるなど、防災知識の普及・啓発の強化に取り組む。

また、沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があることから、避難行動に関する知識についての周知徹底を図る。

■津波に対する防災知識

- 強い地震(震度4程度)を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりと した揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難す ること
- 避難にあたっては、徒歩によることを原則とすること
- 自ら率先して避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことになること
- 津波の特性に関する情報
- 津波に関する想定・予測の不確実性
- 家庭での予防・安全対策
- 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- 災害時の家族内の連絡体制の確保

(2) 防災教育の実施

津波等による災害と防災に関する住民の理解向上を図るため、学校教育はもとより、様々な場での総合的な防災教育の実施を図る。

また、津波発生時に住民が迅速な避難行動を取ることができるよう、防災教育などを通じた 関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値 等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

なお、防災関係職員に対しても津波災害に関する研修を実施し、防災対応能力の向上を図る。 教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓のほか、旅行先などで津波 被害に遭う可能性もあることから、継続的な防災教育に取り組む。

(3) 津波ハザードマップの更新・整備

津波によって浸水が予想される津波浸水想定地域、その想定地域に避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを適宜見直し、住民等に対し周知を図る。

(4) 日頃の備えの充実

津波・高潮危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に 必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広 報・啓発を図る。

(5) 街頭における防災知識の啓発

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(6) 津波・高潮防災訓練の実施

各自治区において、出前講座や普及啓発活動を通じて地域住民の津波・高潮に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者等に配慮した津波警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波・高潮防災訓練を実施する。また、津波避難訓練に際しては、津波時における避難は迅速性を要するため、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理、すなわち、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努め、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

8 大量拾得物の処理

町は、津波により広範囲が被災し、大量の拾得物が発生した場合には、警察の拾得物処理業務 に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力する。

第9 液状化対策の推進

都市整備課及び関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

1 液状化対策の調査・研究

大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2 液状化対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

■液状化対策

- 液状化発生の防止(地盤改良)
- 液状化による被害の防止(構造的対応)
- 代替機能の確保(施設のネットワーク化)
- 液状化対策の普及・啓発 (調査・研究と知識の普及・啓発)

第10 火災予防対策の推進

1 予防対策の強化

総務課は、消防本部に対し、火災予防のため、事業所等に対する予防対策の推進を要請する。

(1) 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や 防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化すること。

(2) 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図ること。

(3) 建築同意制度の効果的運用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、 消防法に規定する建築同意制度の効果的運用を図ること。

(4) 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者及び管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図ること。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行うこと。

(5) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を 指導して地域における自主防火体制の強化を図ること。

(6) 火災予防運動の推進

住民に対し、次のような火災予防運動を推進すること。

■火災予防運動

- 春秋火災予防運動の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 報道機関等による防火意識の普及

2 消防力の強化

総務課は、消防本部に対し、火災防止のため、消防力の強化推進を要請する。

(1) 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行うこと。

第2章 予防 第2節 災害に強いまちづくり

(2) 消防水利の整備

計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利の整備に努めること。

(3) 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の場の充実に努めること。

第11 林野火災予防対策の推進

1 監視体制の強化

産業観光課は、林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。住民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、戸別受信機及び防災行政無線等により行う。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づき時期、許可条件等について十分調整する。 また、火入れの場所が隣接市町に近接するときは、関係市町村に通知する。

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、火災予防条例等に基づき、消防本部と連携し、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

2 予防施設、資機材等の整備

関係機関は、防火水槽の設置や自然水利の活用を検討するとともに、消火作業用資機材等を確保する。

3 防火思想の普及

産業観光課は、林野火災の発生期を中心に、林道、樹木等へのポスター、標識板等の設置並び に広報紙等の配布を通じて、予防広報を推進する。

第12 原子力災害への対応

総務課、環境住宅課及び関係機関は、広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、放射能等の観測体制を確立するとともに、広域避難の受け入れ体制を整備する。

1 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

放射線災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集及び連絡体制を構築する。

■原子力災害時の情報収集伝達体制の構築

- 原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築(情報の収集・連絡要員の指定等)
- 被災地への通信が輻輳した場合における「災害用伝言サービス」の活用促進
- 自主防災組織や町ホームページ等を活用した住民への情報連絡体制の構築

2 放射能等モニタリング情報の収集体制の整備

平時から、国、県、その他モニタリング関係機関と緊密な連携を図り、放射能発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築する。

3 放射能等に関する知識等の普及・啓発

放射性物質や放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する知識の普及・啓発を継続的に行う。

■放射線等に関する知識等の普及・啓発に関する事項

- 放射性物質、放射線の特性
- 原子力施設の概要、原子力災害、その特性
- 放射線による健康への影響、放射線防護
- 緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難
- 放射性物質による汚染とその除去、処理

また、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなど、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

■防災業務関係者の研修

- 原子力防災体制に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関すること
- その他緊急時対応に関すること

4 広域避難者の受け入れ体制の整備

原子力災害時に発生する広域避難者の受け入れに向けて、避難計画や避難誘導等の体制を構築する。

- 管理者の同意に基づく広域的な受け入れ避難所としての学校や公民館等の指定
- 上記の避難所を対象とした住民への周知徹底

第3節 応急活動のための事前対策

	項目	担当
1	情報の収集伝達体制の整備	総務課
2	広報体制の整備	企画政策課、芦屋港活性化推進室、総務課、産業観光 課、関係各課
3	広域応援体制の整備	総務課、関係各課
4	災害救助法等の運用体制の整備	総務課、関係各課
5	二次災害の防止体制の整備	総務課、関係各課
6	避難体制の整備	総務課、関係各課
7	要配慮者等安全確保対策	総務課、福祉課、住民課
8	帰宅困難者支援体制の整備	総務課、関係各課
9	救出救助体制の整備	総務課、福祉課
1 0	医療救護体制の整備	健康・こども課
1 1	交通・輸送体制の整備	総務課、税務課、住民課、都市整備課
1 2	防災施設・資機材等の整備	総務課、関係各課
1 3	物資等の調達、供給体制の整備	総務課、都市整備課、健康・こども課、福祉課、環境 住宅課
1 4	住宅の確保体制の整備	総務課、環境住宅課
1 5 生	ごみ・し尿・がれきの処理体制の &備	環境住宅課、都市整備課、産業観光課
1 6	保健衛生・防疫体制の整備	総務課、環境住宅課
17 惠	災害ボランティアの活動環境の &備	総務課、生涯学習課
1 8	複合災害に対する予防	総務課
1 9	業務継続計画の策定	総務課

第1 情報の収集伝達体制の整備

総務課は、災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制、被害情報等の収集 管理体制の整備を推進する。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害現場からの情報収集及び住民への情報伝達等のため、地域情報伝達システム(戸別受信機)及び町防災行政無線の整備を推進する。

また、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、L アラート(災害情報共有システム)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

(2) 指定避難所との通信手段の整備

町役場から指定避難所への情報伝達のため、地域情報伝達システム(戸別受信機)及び町防 災行政無線の維持・整備を推進する。

(3) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の固定等の措置を行っているが、今後ともその推進を図る。また、災害時には必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受ける。

(4) 新しい情報通信設備の検討

情報通信技術の高度化にともない、消防本部、関係機関等との連携を図り、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信、衛星携帯電話、CATVの活用など、災害時に有効な通信手段の導入を図る。また、情報の地図化等による伝達手段の高度化にも努める。

■災害時に使用する通信手段

種類	使用不能となる場合・特徴
地域情報伝達システム(戸別受信機)	○停電時には非常用電源で機能。
及び防災行政無線(地上系)	○使用不能(輻輳等)になりにくい。
防災行政無線 (移動系)	○使用不能(輻輳等)になりにくい。
防災行政無線(衛星系)	○停電時には非常用電源で機能。
例炎行政無脉 (阐生示)	○激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA無線	○停電時には非常用電源で機能。
(ふくおかコミュニティ無線)	○使用不能(輻輳等)になりにくい。
	○輻輳時には通信制限がかかる。
NTT加入電話(一般)	○有線施設が切断され不通になる可能性がある。
	○停電時は交換機が停止しなければ使用可。
	○輻輳時には通信制限がかかる。
I P電話	○有線施設が切断され不通になる可能性がある。
	○停電時は使用不可。
	○輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。
携帯電話 (一般)	(メール通信は比較的有効)
1/5 11 电阳 (//汉/	○中継局の設備破損や停電時は不通。
	(数時間は予備バッテリーで機能)
衛星携帯電話	○一般的に輻輳しにくい。
	○激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
(災害時優先電話)	
NTT加入電話	○回線輻輳時の発信が優先的に接続。
携帯電話	

2 通信連絡体制の整備

災害時に多重・多様な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に自己の所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、または使用が 困難になったときに対応するため、非常通信体制の整備充実を図る。

■非常通信体制の強化項目

非常通信訓練の実施	○ 災害時等における非常通信の適正な運用と関係機関相互の協力 体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、 通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
無線取扱者の確保	○ 無線機器運用マニュアルの作成や研修の機会を通じて、町職員 の中で無線取扱者の確保に努める。

(2) 非常時通信運用の検討

災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を検討するとともに、情報伝達の基準設定、発生 災害別の通信項目について検討する。

3 被害情報等の収集管理体制の整備

自然災害による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡を相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報の収集伝達方法の多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立を推進する。また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備に努める。

初動期には、人命の安全確保を目的として各種の意思決定に反映させるため、要救出現場数、 出火件数、津波被害状況(人的被害状況、倒壊家屋状況)、二次災害危険箇所の情報を収集すると ともに、これらの情報を効果的に収集管理するため、参集職員からの被害情報の集約体制、住民 等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制、関係職員・関係機関間における情報の共有化 体制等の整備を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を検討する。

第2 広報体制の整備

企画政策課及び芦屋港活性化推進室は、総務課及び産業観光課と連携し、災害時における的確な広報活動を実施するため、被災者、要配慮者等への情報提供及び関係機関との連絡体制の整備を推進する。

1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 関係機関の広報計画との連携 各関係機関が定めた災害時の広報計画との密接な連携を図り、円滑な広報にあたる。

(2) 運用体制の整備

下記により広報運用体制の整備を図る。

■広報運用体制の整備

- 広報重点地区(各災害危険地域)の把握
- 地区住民(要配慮者)の把握
- 広報・広聴担当者の熟練
- 広報文案の作成
- 広報優先順位の検討
- 伝達ルートの多ルート化

(3) 情報伝達手段の整備

被災者への情報伝達手段として、特に戸別受信機等の維持・整備を図るとともに、有線系 や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等 の活用も含め、大規模停電時も含めて常に伝達できるよう多様かつ多重な手段の整備を図る。

(4) 情報提供・伝達体制の整備

避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備を図る。

町は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及 び施設、設備の整備を図る。

2 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

3 要配慮者等への情報提供体制の整備

要配慮者等への適切な情報提供を行うため、戸別受信機、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、手話通訳者の確保、福岡県災害時多言語支援センターとの連携など要配慮者や外国人を考慮した広報相談体制の整備に努める。

第3 広域応援・受援体制の整備

町は、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮する。

また、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

町及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達 並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

1 他市町村との相互協力体制の整備

総務課は、消防本部と連携し、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた協力体制の推進を図る。

2 自衛隊との連携体制の整備

総務課は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の 災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実 に努める。

3 民間団体等との協定締結の促進

総務課及び関係各課は、災害時に町内関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、 あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

4 受援計画

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及 び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定める。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際は感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

第4 災害救助法等の運用体制の整備

1 災害救助法等の習熟

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、関係各課は、日頃から災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領等に習熟する。

2 必要資料の整備

総務課は、内閣府が発行する「災害救助事務取扱要領」(平成 26 年最新版)、県細則等、災害救

助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

3 運用マニュアルの整備

総務課及び関係各課は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導・支援を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第5 二次災害の防止体制の整備

総務課及び関係各課は、消防本部と連携し、二次災害を最小限に抑えるため、消防体制及び相互応援体制の強化、二次的な水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備、被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備等の対策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

1 震災消防体制の整備

(1) 消防施設等の耐震化

初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を消防本部に要請する。

(2) 消防水利の強化

地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、 河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消 防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置を図る。

また、消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

消防団及び自主防災組織等は、消防本部と平常時から連携強化を図り、区域内の被害想定の 実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備を推進する。

(4) 他市町村との相互応援体制の強化

災害時における消防活動の万全を期するため、他市町村と消防に関する協定を結び、相互に 応援するよう取り組む。

(5) 火災予防査察の強化

消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を消防本部に要請する。

(6) 住民に対する啓発

地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図るとともに、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器(住警器)についても設置・普及促進を図る。

(7) 震災消防体制の整備

震災消防体制の整備について、(1)~(6)の他、福岡県地域防災計画(基本編・風水害対策編) (令和3年9月8日)第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」第4節「火災の予防」 に基づき、総合的な消防計画の策定、消防団の体制整備、避難道路周辺等の防護など、震災消 防体制の整備を推進する。

2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う専門技術者(コンサルタント、県・市町村職員OBなど)との連携強化に努める。

また平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(2) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の 安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、被災時の 連絡体制の確保を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、地震等による二次災害を軽減・防止し、 住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の 登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備を推進する。

第6 避難体制の整備

総務課及び関係各課は、災害発生時に円滑な避難が行われるよう、指定避難所等の指定、整備・ 点検、避難路の整備、避難誘導体制の整備、指定避難所等・避難路の周知等を推進する。

また、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

1 指定避難所等の整備・点検

(1) 指定避難所等の指定

指定避難所と指定緊急避難場所について、安全性、収容能力、近接性、感染症対策等を総合的に考慮し、適切な施設を指定する。

■指定避難所等

- 指定避難所:災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。
- 指定緊急避難場所:災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から 逃るための避難場所。洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安 全性等の一定の基準を満たす施設または場所。

(2) 避難所機能の整備・点検

大規模災害の発生時には、指定避難所を長期にわたって使用することも予想されるため、総 務課及び関係各課は、指定避難所台帳等をもとに避難所施設の安全性の向上とともに、防災拠 点、生活の場としての機能を整備する。また、自主防災組織や消防団等を通じて、定期的に安 全性の確認、点検を行う。

この点検結果を踏まえ、指定避難所台帳を更新する。

■避難所機能の整備・点検項目

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備・点検
- 避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等の設備等の整備・点検

(3) 福祉避難所の確保

社会福祉協議会等と連携し、要配慮者(社会福祉施設等に緊急入所する者を除く)が、相談 等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所として、 福祉避難所の確保及び資機材の確保を推進する。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、 必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定 して公示する。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、 個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難するこ とができるよう努める。

(4) 津波避難ビル等の指定

沿岸で周囲に高台等がない地域において5分以内に避難が出来るよう、堅固な高層建物の中・高層階や人口構造物を避難場所に利用するため、津波避難ビル等の指定を検討するととも

に、津波避難ビル等の管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠等必要な事項について協議する。

2 避難路の整備

地域住民や観光客等の安全な避難を確保するため、避難計画に基づき主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備を推進する。

■避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備を図る。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難 路沿道の安全化を図るとともに、避難路上の障害物件を除去する。
- 避難誘導標識の設置を検討する。

3 避難誘導体制の整備

(1) 避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画の作成と訓練実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難誘導計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努める。

(2) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

町は、避難指示、屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置(以下「避難のための安全確保措置」という。)の指示、高齢者等避難について、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努める。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、 土砂災害、高潮等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難す べき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域 から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の 意識啓発に努める。

避難指示等を発令する際に、躊躇なく発令する一方、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておく。

また、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて周知徹底に努める。

(3) 避難誘導体制の整備

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、 堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定 するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利 用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を 策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえっ て居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示 したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等 のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとと もに、必要に応じて見直すよう努める。

また、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。 避難指示等の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、町は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 施設管理体制の整備

災害時における指定避難所の開設及び運営を円滑に行うための体制について検討する。

■指定避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設、町、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。

5 避難路・指定避難所等の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙の掲載、防災マップの配布、標識の設置、避難訓練等を通じて、避難路・指定避難所等の周知を図る。

6 多様な避難状況の把握

町は、車中泊・テント泊等といった指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握する。

また、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

7 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、避難に 関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。

また、病院においては、患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、適切な避難対策を図る。

第7 要配慮者等安全確保対策

総務課、福祉課、住民課、社会福祉協議会等は、要配慮者の安全を確保するため、平常時から、要配慮者が利用する施設及び設備の整備、支援組織体制の構築、防災教育や防災訓練の実施等に取り組み、万全を図る。

1 社会福祉施設、病院等の対策

(1) 施設の整備

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の支援などを行い、災害時の要配慮者の安全確保のための防災施設等の整備や施設機能維持のための備蓄(水、電力、医薬品、非常用電源等)の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進するとともに、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、建

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等を整備する。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 組織体制の整備

災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の支援などを行い、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

要配慮者が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の整備を図る。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民等との連携を密にし、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努める。

2 幼稚園・学校等対策

小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と町間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。また、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・

生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

3 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の所在の把握と適切な情報管理

要配慮者のうち、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から所在の把握や情報の共有化を図る。

名簿は、法第49条の11第2項及び第3項の規定に基づき、以下のとおり2種類作成する。

- ・全対象者名簿(避難行動要支援者の範囲の者全員の名簿 法 49条の 11 第 3 項) 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者全員を掲載し、災害発生等には、 本人同意の有無に関わらず、自主防災組織・警察等支援機関へ提供する名簿
- ・<u>同意者名簿(全対象者名簿掲載者のうち、個人情報の外部提供に同意を得た名簿法 49 条の</u>の 11 第 2 項)

災害発生に備え平常時から支援機関等へ提供するもので、災害の発生に備え個人情報の外部提供に対し、本人の同意を取得した避難行動要支援者のみ掲載した名簿。

(2) 全対象者名簿の作成

A 対象者の範囲

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合の避難能力となる情報取得能力、 判断能力、避難の際の身体能力等を考慮して、生活の基盤が町内の自宅にあり、以下の要件に該当する人とする。(施設入所者を除く)

- ①要介護認定1以上
- ②75 歳以上の高齢者のうち独居または高齢者のみの世帯
- ③身体障害者手帳所持者 ただし内部障がい者は1.2級のみ
- ④精神障害者手帳1.2級所持者
- ⑤療育手帳A判定所持者
- ⑥指定難病及び小児慢性特定難病患者のうち、登録に同意した者
- ⑦上記以外で、自主防災組織及び自治区が避難支援を必要と認めた者

B 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する人を把握するため、庁内の関係 部署及び福岡県介護保険広域連合で把握している情報を集約する。

- ① 福岡県介護保険広域連合 介護保険認定者情報(法第49条の10第4項)
- ② 住民課 住民基本台帳(住民基本台帳法第1条)
- ③④⑤ 福祉課 障がい者台帳(法第49条の10第3項・第4項)
- ⑥指定難病及び小児慢性特定難病患者のうち、登録に同意した者
- ⑦ 本人(法第49条の10)

C 名簿の記載事項

避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。(法第49条の10第2項)

- ①氏名
- ②住所
- ③生年月日
- 4)性別
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦前各号に掲げたものの他、避難支援などの実施に関し町長が必要と認める事項

D 同意の取得手順

本人同意は、手上げ方式とし、郵送等によって申請書(同意書)を提出してもらい、同意者名簿を作成する。

- ①全対象者名簿掲載者全員へ、郵送または訪問で申請書(同意書)を配布する。
- ②掲載者から、情報の外部提供の同意の意思表示をして返送してもらう。
- ③返送の無い者は、再度案内を行なったうえで、民生児童委員による回収を行なう。
- ④申請書は、対象者へ平成26年度に一括配布する。翌年度からは、新規対象者と意思確認の とれていない者へ個別に申請書を送付するとともに、民生児童委員の協力を得て毎年回収 を行う。
- ⑤申請書の受付は一旦期限をきって名簿の作成を行うが、追加の申請も受け付ける。

E 申請書(同意書)の内容

個別計画の作成を見込むことから、国が示す記載事項に加え、緊急時の連絡先 2 名及び 避難支援者 2 名、避難時に配慮する事項等とする。(別紙)

緊急時の連絡先及び避難支援者の確保は、原則避難行動要支援者が行うものとするが、 避難行動要支援者の確保ができない場合でも申請書は受理する。(受理後は、自主防災組 織・民生児童委員等の協力により支援者を確保して個別計画を作成する。)

(3) 避難支援等関係者への名簿等の提供と活用

A 災害発生時等における全対象者名簿の提供(法49条の11第3項)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために、特に必要があるときは、町は避難行動に必要な範囲において、全対象者名簿を避難関係者に対し提供する。

B 平常時における同意者名簿等の提供(法49条の11第2項)

災害時に要支援者に対し迅速で安全な避難支援や安否確認を行うために、平常時からの情報共有や防災訓練などを行うなど様々な機会を通じ、円滑な支援が行えるようにするため、同意者名簿等を以下の団体等へ提供する。

名簿提供団体等	提供情報
自主防災組織または自治区	・当該地区同意者名簿 ・申請書(同意書)
民生児童委員	担当地区同意者名簿
遠賀郡消防本部	· 全町分同意者名簿

C 支援機関に期待される役割と活動

災害時に要支援者に対し迅速で安全な避難支援や安否確認を行うために、平常時からの情報共有や防災訓練などを行うなど様々な機会を通じ、円滑な支援が行えるよう努めるものとする。

D 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身とその家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者に対して災害情報の伝達や的確な避難支援を行うものとする。

- (4) 避難行動要支援者名簿の更新・個人情報漏洩防止の措置
- A 全対象者名簿及び同意者名簿の更新は年に1回行い、庁内の関係部署と共有するとともに、 同意者名簿等は避難支援等関係者に提供する。
- B 同意者名簿等を保管する自主防災組織または自治区は、町と協定を結び、必要な研修を受講するなど個人情報の適正な管理を行います。また、これらの情報は、紙媒体で提供するものとし、保管は施錠付きの保管庫等で管理するものとする。

(5) 要配慮者支援体制の整備

自主防災組織への防災教育等を通じて、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難 誘導など、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て個別避難計画の作成に努め、地域全体 での要配慮者の避難への支援体制づくりを行う。

4 個別避難計画の作成

○ 町は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難 支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成に努める。

■個別避難計画に記載する事項

○氏名○指定緊急避難場所・指定避難所

○年齢·生年月日 ○避難経路

○性別
○避難支援等実施者(氏名、住所、電話番号)

○住所 ○その他町長が必要と認める事項

○電話番号

○避難支援等を必要とする事由

○その他の連絡先情報提供同意の有無

■個別避難計画の利用・提供等

情報の収集	○町は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の 氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定され た利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。○町は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の 者に対し、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。
個別避難計画 情報の利用	○町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、または記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
個別避難計画 情報の提供	 ○町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて本人(当該個別避難計画情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する個別避難計画情報に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者(氏名、住所、電話番号)、避難場所、避難経路、その他町長が必要と認める事項とする。

○町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

個別避難計画 情報を提供する 場合における 配慮

○町は、個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

秘密保持義務

○個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人等団体の場合は、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者またはこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 外国人等への支援対策

(1) 外国人の支援対策

町内で生活する外国人の災害時の安全性を確保するため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備とともに、福岡県災害時多言語支援センターの周知に努める。

(2) 旅行者等への支援対策

ホテル・旅館等の施設管理者に対し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に伝え、旅 行者に対する災害時の情報伝達に備えるよう要請する。

6 要配慮者への防災教育・訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう取り組む。

また、避難が必要な際に要配慮者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築を促す。

7 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に、要配慮者等が利用する施設で当該の利用者が大雨時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

8 要配慮者等利用施設による避難確保計画の作成

上記の指定があり本計画に定められた要配慮者等利用施設は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し、 避難誘導等の訓練をしなければならない。

避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を町長へ報告する。

町は、避難確保計画の報告を受けたときは、厚生労働省・国土交通省が定める「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(平成29年6月)」による内容の確認を行うものとする。

第8 帰宅困難者支援体制の整備

「帰宅困難者」とは、「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」をいう。 総務課及び関係各課は、災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な避難所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討する。

1 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

2 一時滞在施設提供

町が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅 困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

また、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努める。

3 企業、学校等における対策の推進

企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、学生、顧客等の扱いを検討することを支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食料、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

4 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

発災直後に自宅外にいる住民が帰宅困難者になるおそれがあるため、下記の心得の普及を図る。 ○むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむや みに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基 本に行動する。

○まず安否確認をする

家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。

電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

○正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機等)が安全なのか自ら冷静に判断する。

○帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

一時滞在できる屋内施設には、要配慮者を優先して収容する、物資が少ない場合はこれらの 者に優先的に配布する等の配慮をする。

第9 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。総務課及び福祉課は、 消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

各自主防災組織に対し、救出用資機材等を備えた倉庫の設置を推進するとともに、訓練等を通じて、救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設事業者団体等と協定を締結するなど連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団への適宜研修の案内を行うともに、訓練の実施を促し、災害時の救助活動能力の向上に 努める。

3 要配慮者に対する救出救護体制の整備

一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、救護体制の 充実を図るよう、消防本部等関機関へ要請する。

4 医療機関との連携体制の整備

医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の確認を随時行う。

5 惨事ストレス対策

関係機関等と連携し、救助・救急、医療または消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に取り組むものとする。

第10 医療救護体制の整備

健康・こども課は、災害時の医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、宗像・遠賀保健福祉環境事務所及び医療機関等と連携し、必要な体制の整備を推進する。 また、災害時に医薬品等が大量に必要になることから、医薬品等の確保・供給体制の整備を図る。

1 医療体制の整備

(1) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所等との連携強化

大規模災害時に宗像・遠賀保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのため、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化について宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

(2) 長期的医療体制の整備

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、遠賀中間医師会等 と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救 護班を編成する。

指定避難所や被災地域を巡回する巡回医療やこころのケア対策を実施するための準備を推 進する。

2 医薬品・医療資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等 と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

第11 交通・輸送体制の整備

1 緊急輸送路の確保・啓開体制の整備

都市整備課は、総務課と連携し、緊急輸送を効果的に実施するために、災害時の緊急輸送路の 確保について検討するとともに、建設事業者団体等と事前に協議し、緊急輸送路の障害物除去作 業等に必要な資機材及び車両、応急復旧等に必要な人員等を調達できるように協力体制を整備す る。さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 また、住民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の 啓発を図るとともに、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送路の確保に配慮する。

なお、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう取り組むととも に、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制を整備する。

2 輸送車両、燃料等の調達体制の整備

総務課は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。協定締結の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施 するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

総務課は、町有車両等災害時に使用する車両について緊急通行車両の事前届出を県公安委員会 に提出する。

4 物資集配拠点の整備

税務課及び住民課は、総務課と連携し、物資集配拠点の該当施設について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について検討する。

また、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送拠点の耐震性の確保に配慮する。

5 臨時ヘリポートの指定

総務課及び関係各課は、災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを 指定する。設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

第12 防災施設・資機材等の整備

1 災害対策本部体制の整備

(1) 初動体制の整備

町は必要に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、例えば、専門的知見を有する防 災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の 確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報 収集伝達手段の確保等について検討する。

また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した 応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手 順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を 図る。

(2) 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思 決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に防災行政無線 (携帯無線)、あるいは携帯電話 (災害時優先電話仕様) の配備を検討する。

(3) 災害対策本部室等の整備

以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う

- ○災害対策本部の代替施設
- ○自家発電機及び電力の優先供給
- ○災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- ○災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- ○応急対策用地図
- ○手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

(4) 関係機関等の参画

町は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(5) 人材の確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。) の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 防災拠点施設の確保・充実

総務課及び関係各課は、消防本部等と連携し、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の確保を図る。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。

■防災拠点施設等の充実に関する事項

- 施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保
- 総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進
- 再生可能エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備等の整備
- 想定復旧期間が明らかでない場合は、概ね3日から1週間程度の発電が可能となるよう な燃料の備蓄
- 停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・ 調達・輸送体制の整備
- 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保

3 災害用臨時ヘリポートの整備

総務課及び関係各課は、災害用臨時ヘリポートの整備を推進する。

(1) 災害用臨時ヘリポートの選定、整備

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を 円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

(2) 県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、「芦屋町地域防災計画」に定めるとともに、県に、臨時ヘリポート番号、所在地及び名称、施設等の管理者及び電話番号、発着場面積、付近の障害物等の状況、離着陸可能な機種を報告(略図添付)する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 臨時ヘリポートの管理

選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保 つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

3 装備資機材等の整備充実

応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するものとする。また、 備蓄(保有)資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

4 備蓄物資の整備

備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制(関係事業者との供給協力協定の締結を含む。)を整備する。

5 被害情報等の収集体制の整備

情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備しておく。

6 惨事ストレス対策

救助・救急、医療または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努 める。

消防本部に対し、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

7 復興の円滑化のための各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておく。

第13 物資等の調達、供給体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておく。

また、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠 点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やか に備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。

1 給水体制の整備

都市整備課は、震災時は広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により、 水道水の汚染や断水が予想されるため、平常時から水道施設の耐震性強化や緊急遮断弁等の整備 による被災時の給水の確保や復旧のための体制づくりを水道事業者に要請する。

(1) 補給利水等の把握

都市整備課は、水道事業者に対し、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備を計画的に進めるよう要請する。

(2) 水道施設の耐震性強化

都市整備課は、水道施設の安全対策や水道施設の耐震化及び地震に強い水道施設の整備を積極的に進めるよう水道事業者に要請する。

(3) 給水用資機材の確保

都市整備課は、水道事業者と連携し、必要な給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備 しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定 を締結し、飲料水等の確保を図る。

(4) 危機管理体制及び水道施設の応急復旧体制の整備

総務課及び都市整備課は、水道事業者と連携し、震災時における水道施設の被災予測を踏ま えた初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備を図る。

また、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結するなど応急復旧体制の整備を図る。

(5) 災害時への備えに関する啓発・広報

総務課及び都市整備課は、地震への対策や震災時対策の諸活動について、住民、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により周知・広報しておくとともに、平常時から3日分(3リットル/人・日)以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情

報の提供を行う。

2 食料供給体制の整備

総務課及び住民課は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し、その他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 給食用施設・資機材の耐震化と整備

指定避難所等となる小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図るとともに、野外炊飯に備えて炊飯器具を指定避難所等の備蓄施設に確保することを検討する。

(2) 食料の備蓄

食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に 応じ、集中備蓄または避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。

また、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、住民に対し、3日分相当の食料の備蓄を行うよう啓発を図る。また、事業所内においても最低3日間の水や食料などを出来るだけ企業備蓄することを要請する。

(3) 災害時民間協力体制の整備

食料関係業者(弁当等)及び農業団体との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

また、指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給、被害を受けた学校給食施設等の応急 復旧、炊飯施設の仮設等について、(社)福岡県LPガス協会やガス事業者との間で協力体制 を整備する。

3 生活必需品等の供給体制の整備

総務課は、生活上必要な被服、寝具その他の日常用品等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与または貸与するため、町は、市場流通がある程度回復するまでの間の物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 生活物資の備蓄

生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や女性、乳幼児等の要配慮者に特に配慮するものとする。

また、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、住民に対し、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう啓発する。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを出来るだけ企業備蓄すること

を要請する。

(2) 災害時民間協力体制の整備

生活物資等関係業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

4 医薬品等の供給体制の確保

総務課及び健康・こども課は、県と連携し、災害等の大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制を確保する。

5 血液製剤確保体制の確立

総務課及び健康・こども課は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について住民への 普及啓発を図る。

6 機材供給体制の整備

総務課及び都市整備課は、災害時には、ライフラインの被害等により、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他の機材が必要となるため、町は迅速な供給が出来るよう、備蓄基本計画を作成し、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 機材の備蓄

機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等に も配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を考慮した分散 備蓄を行うよう取り組む。

(2) 災害時民間協力体制の整備

レンタル機材業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

7 義援物資の受け入れ体制の整備

総務課及び福祉課は、災害時に被害者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ 的確に被災者へ供給できるよう受け入れ体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立を図 る。

第14 住宅の確保体制の整備

1 空家住宅の確保体制の整備

環境住宅課は、公営住宅の空家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供を図る。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

総務課は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備を図る。

第15 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備

1 ごみ処理体制の整備

環境住宅課及び都市整備課は、「福岡県地域防災計画(令和3年9月)」の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)を適正に処理するために必要な体制を整備する。

また、町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

■ごみの仮置場選定の基準

- 他の応急対策活動に支障がない場所
- 環境衛生に支障がない場所
- 搬入に便利な場所
- 分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

2 し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領への習熟と処理体制の整備

環境住宅課及び都市整備課は、「福岡県地域防災計画(令和3年9月)」の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害により発生したし尿を適正に処理するために必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

環境住宅課及び都市整備課は、災害時に指定避難所、住宅地内で浄化槽や下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう、仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等との協力関係を整備する。

(3) 素掘用資材の整備

環境住宅課及び都市整備課は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素堀用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(4) し尿処理施設の整備

町は、社団法人日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道台 帳の整備及びし尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震診断を進め、必要な補強を行う。

3 がれき処理体制の整備

(1) がれきの処理要領への習熟と処理体制の整備

環境住宅課、都市整備課及び産業観光課は、「福岡県地域防災計画(令和3年9月)」の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生した廃木材及びコンクリートがら等(以下、「がれき」という。)を適正に処理するために必要な体制を整備する。

また、町は、短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、災害時におけるがれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

■がれきの仮置場選定の基準

- 他の応急対策活動に支障がない場所
- 環境衛生に支障がない場所
- 搬入に便利な場所
- 分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

(2) 応援協力体制の整備

町は、がれき処理の応援を求める相手方(建設業者、各種団体)について、あらかじめその 応援能力を調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定の締結等体制を整える。

第16 保健衛生・防疫体制の整備

1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備

被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、 総務課及び環境住宅課は、「福岡県地域防災計画(令和3年9月)」の第3編「災害応急対策計画」 第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生・防疫・環境対策」及び「災害時健康管理支援マ ニュアル」に示された活動要領・内容に習熟するとともに、感染症等の疾病の発生を防止するた めに必要な体制を整備する。

また、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のための研修等を行うものとする。

2 防疫用薬剤及び資材等の確保

総務課及び環境住宅課は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平常時からその確保に取り組む。

3 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を実施する ものとする。また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指 導するものとする。

4 家畜防疫への習熟

町及び関係機関は、「福岡県地域防災計画(令和3年9月)」の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生・防疫・環境対策」に示された活動要領・内容を習熟するものとする。

5 ペット同行避難者の受入れ

① 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を 守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

② 避難所におけるペットの飼養スペース

避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。

避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

③ 災害に備えた事前準備

飼い主は、平時からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や 犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

飼い主は、	、ペット用備蓄(家庭内備蓄)の準備に努める。(以下、例示
□少	なくとも5日分の水とペットフード(できれば7日分以上)
□予	備の食器と首輪、リード
口ケ	ージ及び補修などに使うガムテープ
□ ト	イレ用品
飼い主は、	、ペットのしつけに努める。(以下、例示)
口ケ	ージに慣れる
□無	駄ぼえをしない
口沖	められた場所でトイレができる

第17 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等が連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

	(1)被災者家屋等の清掃活動
	(2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
	(3)避難所運営の補助
	(4)炊き出し、食料等の配布
生活支援に関する業務	(5) 救援物資等の仕分け、輸送
	(6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
	(7)被災者の話し相手・励まし
	(8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
	(9) その他被災地での軽作業(危険を伴わないもの)

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2)被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- 専門的な知識を要する業務
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6)無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 災害ボランティアの受入体制の整備

町は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第18 複合災害に対する予防

町は、複合災害(同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実する

1 資器材の投入判断

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害 に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮 しつつ、要員・資器材の投入判断を行うものとする。また、複合災害が発生する可能性が高い場 合、外部からの支援を早期に要請する。

2 訓練の実施

様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19 業務継続計画の策定

1 業務継続性の確保

総務課及び各課は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 地方自治体におけるBCP

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなる

ことから、業務継続計画の策定等に当たっては、以下の業務継続計画の「重要6要素」について定める。

- ○首長が不在時の明確な代行順位
- ○職員の参集体制
- ○本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ○電気・水・食料等の確保
- ○災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ○重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理

第3章 風水害応急対策計画

第 1節 応急活動体制

第 2節 情報の収集伝達、災害警戒

第 3節 災害広報

第 4節 応援要請・受け入れ

第 5節 災害救助法の適用

第 6節 救助・救急・消防活動

第 7節 医療・救護活動

第 8節 交通対策・緊急輸送

第 9節 避難対策

第10節 要配慮者等対策

第11節 生活救援活動

第12節 住宅対策

第13節 防疫・清掃活動

第14節 遺体の処理・埋葬

第15節 文教対策

第16節 公共施設等の応急対策

第17節 災害警備活動

本章は、風水害時に町及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な災害が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過(初動活動期→応急活動期→復旧活動期) に沿って整理している。

	時	期区	分		目安とする期間
初	動	活	動	期	災害警戒または発生~2日目まで
応	急	活	動	期	3日目~7日目まで
復	旧	活	動	期	8日目以降

第1節 応急活動体制

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	職員の動員配備	•			総務班
2	警戒活動	•			総務班
3	災害警戒本部の設置	•			総務班
4	災害対策本部の設置、廃止	•			総務班
5	災害対策本部の運営	•			総務班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【風水害】

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
予防体制	風水 害等 予 配備	○ 町内に、大雨、洪水、波浪、 高潮の注意報が発表されたとき○ その他、総務課長が必要と認めたとき	○ 気象情報等の収集、伝達○ 警戒予防活動○ 各公共施設の管理	風水害等 予防配備要員 (課長、総務課防災 担当課員)
災害 警戒 本部	風水 害第1 配備	○ 町内に、大雨、洪水、暴風、 波浪、高潮の警報が発表されたとき○ その他、総務課長が必要と認めたとき	気象情報等の収集、伝達警戒予防活動各公共施設の管理	風水害等 第1配備要員 (課長、課員、各施 設管理課員、災害対 策等応援班員)
災害対策	風水 害等 第2 配備	○ 台風の進路等により全庁的な 警戒体制が必要になったとき○ 町内の一部に被害が発生した とき○ 高齢者等避難を発令したとき○ その他、町長が必要と認めた とき	○ 気象情報等の収集、伝達○ 局地的な応急対策活動○ 各公共施設の管理	風水害等 第2配備要員 (各班で定める職員)
本部	風水 害等 第3 配備	○ 町内に相当規模の被害が複数 発生し、第2配備で対処できない とき○ 避難指示または緊急安全確保 を発令したとき○ その他、町長(本部長)が必 要と認めたとき	○ 気象情報等の収集、伝達○ 町の組織および機能のすべてによる応急対策活動	第3配備要員 (全職員)

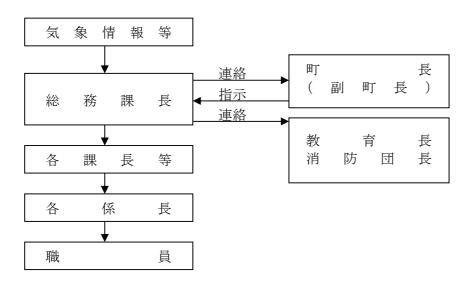
※各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、当該職員は、勤務時間外(夜間、休日も含む)において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統



3 参集場所

各職員は、勤務時間内・勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。交通途絶等で困難なと きは、最寄りの避難所へ参集する。

4 参集の報告

参集した班員は、班長に参集報告を行う。

各班長は、班内の参集状況をとりまとめ、各対策部長に報告する。

各対策部長は、部内の参集状況をとりまとめ、総務対策部長に報告する。

総務対策部長は、全体の参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

■各課の配備体制【風水害】

■谷課の配佣体制	[風/八音]				
	予防体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
課名	風水害等	風水害等	風水害等	風水害等	
	予防配備	第1配備	第2配備	第3配備	
総務課	防災担当課員	課員	課員		
企画政策課		課長	係長以上		
芦屋港活性化推進室		室長	室員		
財 政 課	課長	施設管理課員	課員		
都市整備課	課長	施設管理課員	課員		
税務課		課長	係長以上		
環境住宅課	課長	施設管理課員	課員		
福祉課	課長	施設管理課員	課員	全職員	
健康・こども課	課長	施設管理課員	課員	土	
住 民 課		課長	課員		
産業観光課	課長	施設管理課員	課員		
会 計 課			課長		
議会事務局		課長	係長以上		
学校教育課	課長	施設管理課員	課員		
生涯学習課	課長	施設管理課員	課員		
災害対策等応援班		班員	班員		
ボートレース部	※ボートレース	部の定める計画による	5		

■配備基準【風水害】

風水害等	配備体制
大雨、洪水、波浪、高潮 注意報等発令状況により	予防配備
各種警報発令から(本部判断により小規模な被害が予想される)	第1配備
各種警報発令から(本部判断により大規模な被害が予想される)	第2配備
各種警報発令から(本部判断により重大な被害が予想される)	第3配備

注) この基準は、災害発生時の目安であり、本部の判断により配備体制が変更される可能性がある。

第2 警戒活動

1 警戒活動

防災担当職員(総務課)は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、警戒活動を行う。

■警戒活動の基準

- 芦屋町に、大雨、洪水、波浪、高潮の注意報が発表されたとき
- その他の状況により、総務課長が必要と認めたとき

2 活動体制、活動内容

担当職員は、風水害等第1配備体制として、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報等の収集、伝達
- 水害、土砂災害等に関する情報収集
- 災害情報の収集、伝達
- 各公共施設の状況確認

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を庁舎内総務課に設置し、風水害等第2配備体制として担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- 芦屋町に、大雨、洪水、暴風、波浪、高潮の警報が発表されたとき
- その他の状況により、総務課長が必要と認めたとき

2 設置、指揮の権限

総務課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、総務課 庶務係長がこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報および災害情報等の収集、伝達
- 被害拡大防止に向けた情報収集、警戒巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への被害状況等の伝達
- 住民等への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務課長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。 また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、町長の判断により災害対策本 部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置、廃止

1 災害対策本部の設置

町長は、次の場合に、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 台風の進路等により全庁的な警戒体制が必要になったとき
- 町内の数箇所で風水害による被害が発生したとき
- その他の状況により、町長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、庁舎内総務課に置く。
- 災害対策本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「芦屋町災害対策 本部」等の標識を掲示する。
- 町役場が建物損壊等により機能を全うできないときは、町長の判断により、災害対策本部を移設する。

2 現地災害対策本部

被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じたときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

■現地災害対策本部の概要

- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

本部長(町長)は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務課は、災害対策本部を設置または廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先			長先	通知及び公表の方法
各			課	○ 庁内掲示板(POWER EGG)、庁内放送、一般電話
関	係	機	関	○ 一般電話、FAX、県防災行政情報通信ネットワーク、ホームページ 等

第3章 風水害応急 第1節 応急活動体制

住	民	等	○ 防災行政無線、地域情報伝達システム(戸別受信機)、一般電話、広報車、ホームページ、報道機関等
報	道 機	関	○ 一般電話、FAX、災害情報共有システム(Lアラート)、ホームページ等

第5 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

町長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、町長の判断を仰ぐことができないときは、次 の順位で代行する。

■代行順位

第1順位 副町長 第2順位 教育長 第3順位 総務課長

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織及び役割は、次のとおりである。

ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本部長	町長	○ 災害対策本部の事務を総括し、所属の 職員を指揮監督する。
副本部長	副町長、教育長、 消防団長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故がある ときは、その職務を代理する。
本部員	各課長等のうちから 本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
本部連絡員	本部長が指定する班よ り各1名	○ 本部会議の決定事項等の連絡を行う。
班長	本部長が定める。	○ 対策部長の命を受け、班の事務を処理 する。
班員	本部長が定める。	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事 する。

災害対策本部の事務局は、総務班とする。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■芦屋町災害対策本部の組織図」に示す。

3 災害対策本部会議

本部長は、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、活動方針の決定及び各部の連絡調整等を行う。

■災害対策本部会議の概要

本部会議の開催時期 ○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき

本部	会議	の構り	成 員	\circ	災害対策本部の組織図を参照
事	彩	Š	局	0	総務課
協	議	事	項	00000000000	被害状況の把握 応急対策活動の調整 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 警戒区域の設定、避難情報等の発令 災害救助法の適用 激甚災害の指定 応急対策に要する予算及び資金 国、県等への要望及び陳情 住民等への緊急声明 その他災害対策の重要事項

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、県土整備事務所、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「■芦屋町災害対策本部の分掌事務(班別・対策項目別)」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

■芦屋町災害対策本部の組織図

	芦屋町	防災会議	対策部名	
			班名	平常時課名
	本部長	町 長	├─ 総務対策部(総務課員	曼)
			総務班(事務局)	総務課
			災害対策等応援班	総務課
	副本部長	副町長 教育長	企画政策班	企画政策課
	即平即攻	教育 及 消防団長	ıı	芦屋港活性化推進室
		1141041114	財政班	財政課、会計課
			税務班	税務課
1.			議会班	議会事務局
本			│ ── 住民生活対策部(住月	民課長)
		総務課	住民班	住民課
部		企画政策課	環境住宅班	環境住宅課
司		芦屋港活性化推進室 財政課	福祉班	福祉課
		都市整備課	健康・こども班	健康・こども課
会		産業観光課	│ │	†整備課長)
Δ		環境住宅課 税務課	都市整備班	都市整備課
	本部員	祝傍禄 住民課	産業観光地班	産業観光課
議	> .	健康・こども課 福祉課	│	育課長)
		会計課	学校教育班	学校教育課
		議会事務局	生涯学習班	
		学校教育課 生涯学習課	— ボートレース部(局]	₹)
		ボートレース事業局 消防団	ボートレース班	管理課
		11000	n,	企画課
			,,	事業課
				長)
			├── 消防班	消防団
			消防本部	
			¦ 現地対策本部(周 〕	辺公共施設)
			************************************	・指名に基づき対策

要員が配置される。

■芦屋町災害対策本部の分掌事務(班別・対策項目別)

■戶屋町災害対策		時期区分			
3	対策部・班名		応急	復旧	分 掌 事 務
総務対策部	総務班	•••••••			職員の動員配備 災害対策本部の設置、運営、廃止 本部会議の開催 災害応急対策全般の調整 気象情報等の収集伝達及び周知 各班との連絡調整、活動状況のとりまとめ 通信体制の確保 風水害、土砂災害の警戒・巡視活動 県、関係機関との災害情報の交換 住民組織(自主防災組織等)との連絡、住民からの通報受 付初期情報の収集 町域の災害情報のとりまとめ 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 災害情報の県、国、関係機関への被害報告、通知 災害広報(被災記録の作成等) 報道機関への協力要請、受け入れ等 県、他市町村への応援要請等 消防応援の要請、受け入れ等 県、他市町村への応援要請等 消防応援の要請、受け入れ等 県、他市町村への設置 避難情報等の発令 警戒区域の設定 避難情報等の発令 警戒区域の設定 避難誘導 指定避難所等の開設 遺体の捜索 地震及び津波情報の収集伝達及び周知 津波災害における危険個所安全対策 二次災害における危険個所安全対策 二次災害における広報及び避難対策 原子力災害への対策(体制の整備、情報の収集、提供) 林野火災の応急対策 大規模事故の応急対策 被害調査(り災証明(火災含む)、民間建物等の被害調查) 緊急通行車両の確認申請 広域的避難者の受け入れ 公共施設等の応急対策 被害調査(り災証明(火災含む)、民間建物等の被害調査) 緊急通行車両の確認申請 広域的避難者の受け入れ 公共施設等の応急対策(際急避難)

	時	期区	分	
対策部・班名	初動	応急	復旧	分 掌 事 務
			•	災害救助法の適用申請 災害救助費関係資料の作成、報告 応急仮設住宅の建設等 義援金の受け入れ、配分 災害弔慰金等の支給
	00000000000	0	•	災害援護資金等の貸与 救助活動の実施 消防活動の実施 食料、生活物資、資機材等の緊急輸送 要配慮者の避難支援 要配慮者の安全確保、安否確認 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援 飲料水の確保、供給 食料の確保、供給 生活物資の確保、供給 佐設トイレの設置 住家、河川等の障がい物の除去 物資集配拠点の設置 (株き出しの実施、支援)
		0	0	炊き出しの実施、支援 り災証明書の発行 要配慮者への福祉仮設住宅の供給
企画政策班		•	•	気象情報等の収集伝達及び周知 災害広報(被災記録の作成等) 報道機関への協力要請、報道対応 二次災害における広報及び避難対策 原子力災害への対策(情報の収集、提供) 指定避難所等の運営 風評被害等への対応 復旧・復興計画の企画立案及び調整 避難情報等の発令 警戒区域の設定
財政班	•	•	0	食料、生活物資、資機材等の緊急輸送 食料の確保、供給 生活物資の確保、供給 その他の公共施設の応急対策 義援金等の受け入れ、配分
税務班	000		•	被害調査(り災証明(火災含む)、民間建物等の被害調査) 救援物資等の受け入れ、仕分け等 り災証明書の発行 租税の減免等 食料、生活物資、資機材等の緊急輸送 食料の確保、供給 生活物資の確保、供給 物資集配拠点の設置 炊き出しの実施、支援
議会班	•			議員との連絡調整

		時	期区	分	
文	対策部・班名	初	応	復	分 掌 事 務
		動	急	旧	
	住民班		•	•	迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 行方不明者名簿の作成及び捜索 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置 相談窓口の設置 被災者相談 遺体の埋葬 生活相談等 租税の減免等 遺体の検案 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援
総務対策部	健康・ こども班			• 0000	医療救護チームの編成医療救護所の設置医療救護活動後方医療機関の確保と搬送医薬品、医療資機材の確保保育・幼稚園児の安全確保、安否確認被災者の健康と衛生状態の管理指定避難所等の保健衛生応急保育公共施設等の応急対策原子力災害への対策(緊急避難)心のケア対策行方不明者名簿の作成及び捜索児童、生徒の安全確保、安否確認避難所の要配慮者に対する応急支援福祉避難所等の確保、要配慮者の移送被災地の防疫要配慮者への各種支援要配慮者への福祉仮設住宅での支援応急仮設住宅の建設等原子力災害復旧対策
住民生活対策部	環境住宅班				光化学オキシダント(スモッグ)注意報等の伝達・対応 初期情報の収集 帰宅困難者対策 被災地の防疫 生活ごみの処理 動物の保護、収容 公共施設等の応急対策 原子力災害への対策(緊急避難、応急対策) 応急仮設住宅の建設等 応急仮設住宅の入居者選定 がれき等の処理 防犯活動への協力 住宅復興資金の融資 災害公営住宅の建設等 原子力災害復旧対策 要配慮者への福祉仮設住宅の供給 住民組織(自主防災組織等)との連絡、住民からの通報受付 住家、河川等の障がい物の除去 二次災害における危険個所の安全対策 被災住宅の応急処理 遺体の埋葬

		時	期区	分	
文	対策部・班名		応	復	分 掌 事 務
		動	急	旧	
		•			要配慮者の安全確保、安否確認
		•			要配慮者の避難支援
		•	_		納棺用品等の確保と遺体の収容、安置
			•		ボランティアの活動支援
			•		被災者の健康と衛生状態の管理
			•		避難所の要配慮者に対する応急支援
			•		福祉避難所等の確保、要配慮者の移送
			•		公共施設等の応急対策
					心のケア対策
/ } -				•	要配慮者への各種支援
上民				•	要配慮者への福祉仮設住宅での支援
生	I I I I				災害弔慰金等の支給
社	福祉班				災害援護資金等の貸与
住民生活対策部				•	租税の減免等
部		0			行方不明者名簿の作成及び捜索
		0			遺体の検案
			0		相談窓口の設置
			0		被災者相談
			0		指定避難所等の保健衛生
				0	要配慮者への福祉仮設住宅の供給
				0	応急仮設住宅の建設等
				0	遺体の埋葬
				0	生活相談等
				0	風評被害等への対応
				\circ	原子力災害復旧対策

	対策部・班名		期区	分	
7			応急	復旧	分 掌 事 務
建築経済対策部	都市整備班	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		風水害、土砂災害の警戒・巡視活動 交通情報の収集、道路規制 道路交通の確保 飲料水の確保、供給 仮設トイレの設置 住家、河川等の障がい物の除去 津波災害の警戒・巡視活動 二次災害における危険箇所の安全対策 水道の応急対策 下水道の応急対策 下水道の応急対策 本部長指示による被災地の現地調査 被害調査(り災証明(火災含む)、民間建物等の被害調査) 被災住宅の応急修理 公共施設等の応急対策 し尿の処理 被災建築物の応急対策 し尿の処理 被災建築物の応急危険度判定 被災定地の危険度判定 応急仮設住宅の建設等 災害公営住宅の建設等 炎害公営住宅の建理
	産業観光班		•	•	風水害、土砂災害の警戒・巡視活動 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援 津波災害の警戒・巡視活動 公共施設等の応急対策 原子力災害への対策(応急対策) 雇用機会の確保 農林漁業者への支援 中小企業者への支援 風評被害等への対応 交通情報の収集、道路規制 道路交通の確保 住家、河川等の障がい物の除去 動物の保護、収容 がれき等の処理 原子力災害復旧対策

	対策部・班名		期区	分	
7			応急	復 旧	分 掌 事 務
学校教育班教育対策部		• •	•	•	指定避難所等の開設 児童、生徒の安全確保、安否確認 物資集配拠点の設置 指定避難所等の運営 炊き出しの実施、支援 公共施設等の応急対策 原子力災害への対策(応急対策) 応急教育 二次災害における危険箇所の安全対策 広域的避難者の受け入れ 指定避難所等の開設 ボランティアの活動支援 指定避難所等の運営
	生涯学習班			• 00	炊き出しの実施、支援 公共施設等の応急対策 救援物資等の受け入れ、仕分け等 文化財の保護 広域的避難者の受け入れ 風評被害等への対応 原子力災害復旧対策
ボートレース部	ボートレース班	•	•		帰宅困難者対策 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援 物資集配拠点の設置 救援物資等の受け入れ、仕分け等 公共施設等の応急対策 食料、生活物資、資機材の緊急輸送 食料の確保、供給 生活物資の確保、供給

	対策部・班名		期区	分	
対			応急	復 旧	分 掌 事 務
消水防対策部	消防班			0	風水害、土砂災害の警戒・巡視活動 津波災害の警戒・巡視活動 救助活動の実施 消防活動の実施 避難誘導 危険物等災害の応急対策 林野火災の応急対策 消防応援の要請、受入れ等 行方不明者名簿の作成及び捜索 救急活動の実施 要配慮者の安全確保、安否確認 要配慮者の避難支援 交通情報の収集 児童、生徒の安全確保、安否確認 保育・幼稚園児の安全確保、安否確認 保育・幼稚園児の安全確保、安否確認 飲料水の確保、供給 住家、河川等の障がい物の除去 遺体の捜索 地震及び津波情報の収集伝達及び周知 二次災害における広報及び避難対策 原子力災害への対策 (体制の整備)被災住宅の応急修理 防犯活動への協力
	各課共通				課内職員の動員配備 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策 本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請 対策部内の応援 本部の指示、調整に基づく各課の応援

- 注1)時期区分で、初動は災害警戒または発生~2日目まで、応急は3日目~7日目まで、 復旧は8日目以降に、主に対応する事務である。
 - 2) ●は主担当、○は副担当を示す。

■芦屋町防災拠点機能

■芦屋町防災拠 対策項目	防災拠点機能	施設名等			
	災害対策本部	町庁舎(建物破損等の場合は本部長の判断により移設する)			
本 部 活 動	現地対策本部	被災地周辺公共施設等			
	自衛隊駐屯地				
応援要請	ボランティアセンター	状況に応じて指定			
	地域災害医療情報センター	宗像・遠賀保健福祉環境事務所			
医療 救護	医療救護所	指定避難所等			
	救急病院	芦屋中央病院			
	県緊急輸送路	国道 495 号、北九州・芦屋線、水巻・芦屋線、 直方・芦屋線、高浜・東町線、浜口・遠賀線			
交通輸送対策	物資集配拠点	芦屋ボートレース場、芦屋中学校			
文 ^地	臨時ヘリポート	芦屋ボートレース場、芦屋海岸、芦屋小学校 グランド、芦屋東小学校グランド、山鹿小学 校グランド、芦屋中学校グランド、総合運動 公園グランド			
	指定避難所	総合体育館、芦屋町中央公民館			
避難対策	指定緊急避難場所	芦屋町民会館、芦屋町小体育館、芦屋町武道 館、芦屋中学校、山鹿公民館、芦屋東公民館 芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、中 央公園			
		各自治区公民館			
要配慮者対策	福祉避難所	各指定避難所、芦屋町民会館			
	町備蓄倉庫	町庁舎、総合体育館			
生 江 故 运	給水拠点	指定避難所等			
生活救援	炊き出し場所	指定避難所等			
	被災者相談窓口	町庁舎			
住 宅 対 策	応急仮設住宅の建設用地	芦屋町総合運動公園、各小中学校グランド			
清 掃 活 動	がれきの集積場所	状況に応じて指定			
遺体対策	遺体安置所	芦屋町民会館、寺院等			
水防対策	水防(資機材)倉庫	役場地下			

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	気象情報等の収集伝達及び周知	•			総務班、企画政策班、環境住宅班
2	通信体制の確保	•			総務班
3	風水害、土砂災害の警戒・巡視活動	•			総務班、都市整備班、産業観光班、 消防班、 <i>関係各班</i>
4	初期情報の収集	•			総務班、環境住宅課、関係各班
5	被害調査		•		関係各班
6	災害情報のとりまとめ	•			総務班
7 供	迅速な住民の安否確認と支援情報等の提	•			総務班、住民班
8	県、関係機関への被害報告、通知	•			総務班
9	国への被害報告				総務班

第1 気象情報等の収集伝達及び周知

1 気象情報

福岡管区気象台は、次の気象情報を発表する。

なお、福岡管区気象台の注意報・警報等は、市町村名に加え、福岡県や福岡地方、北九州地方のように市町村等をまとめた地域名称を用いる場合があり、本町は「北九州地方」に該当する。

■注意報・警報等の定義及び種類

■1工/広/中区		,
特別警報	大雨等が特に異常であるために重大な災害の	大雨、暴風、暴風雪、高潮、波浪、
	起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を	大雪
	警告して行う予報	
警報	大雨等によって重大な災害の起こるおそれが	大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮、
	ある場合、その旨を警告して行う予報	波浪、大雪
注意報	大雨等等によって災害が起こるおそれがある	大雨、洪水、強風、風雪、高潮、
	場合に、その旨を注意して行う予報	波浪、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、
		なだれ、低温、着氷、着雪、融雪
記録的短時間	数年に一度程度しか発生しないような猛烈な知	豆時間の大雨を観測(地上の雨量計
大雨情報	による観測) または解析(気象レーダーと地_	Lの雨量計を組み合わせた分析) し
	たときに、発表する。	
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等	等による激しい突風に対して注意を
	呼びかける情報で、雷注意報が発表されている	る状況下において竜巻等の激しい突
	風の発生しやすい気象状況になっている時に、	一次細分区域(福岡地域、北九州
	地域、筑豊地域、筑後地域)単位で発表する。	
	また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、『	目撃情報があった地域を示し、その
	周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する	おそれが非常に高まっている旨を
	発表する。	
	この情報の有効期間は、発表から1時間である	5.
	•	

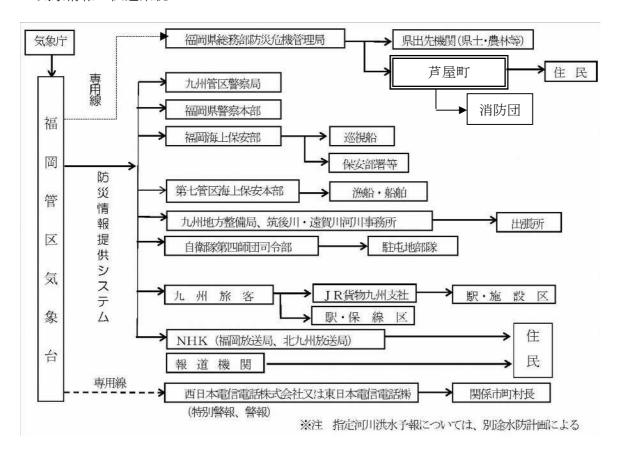
第3章 風水害応急 第2節 情報の収集伝達、災害警戒

2 気象情報の伝達及び周知、

総務班及び企画政策班は、気象情報の収集、伝達及び周知を行う。

住民への周知については、下図の他に全国瞬時警報システム(J-ALERT)、エリアメール等の多様なツールを活用し、適宜行うものとする。

■気象情報の伝達系統



3 火災気象通報

福岡管区気象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づき、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。県知事は、気象台から通報を受けたときは、直ちにこれを町長に通報する。

■通報の基準

- 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり、かつ最大風速が7m/sを越える 見込みのとき
- 平均風速が12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき (降雨、降雪中は通報しないこともある)

4 火災警報

町長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。 なお、火災警報を発令した場合は、消防本部に連絡する。

■警報の基準

- 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

5 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。(災害対策基本法第54条)

通報を受けた警察官や海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。(災害対策基本法第54条)

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局及びその他の関係機関に通報する。

■通報を要する異常現象

事 項	現	象
気象に関する事項	◆大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 ◆地割れ、亀裂、落石等	
水象に関する事項	◆異常潮位、異常波浪 ◆放置すれば決壊のおそれがある堤防の水	もれ

6 洪水予報·水防警報

(1) 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

福岡管区気象台は、気象等の状況により洪水及び高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ関係報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

知事は、気象台から受けた事項について、直ちにこれを水防管理者(町長)に通知する。

(2) 福岡管区気象台・九州地方整備局(河川事務所)が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報については、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

知事は、その通知を受けた事項について水防管理者(町長)等へ通知する。

■洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区域	基準地点
遠賀川	遠賀川	福岡県嘉麻市中益字火渡田 705 番地先~海	川島・日の出橋・中間

(3) 洪水予報の種類及び内容

種類	情報名	内容
	氾濫発生情報 (警戒レベル5)	・氾濫が発生した時・災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
洪水 警報	氾濫危険情報 (警戒レベル4)	・氾濫危険水位に到達した時・避難指示を発表する目安となる。
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3)	・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時 ・高齢者等避難を発表する目安となる。
洪水 注意報	氾濫注意情報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時 ・避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(4) 水防警報の種類

水防警報は、水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣または知事が指定した河川、湖沼または海岸について、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表のことである。

九州地方整備局(河川事務所)が水防警報を行った場合には、その事項を知事に通知する。 知事は、その通知を受けた事項について水防管理者(市町村長)等へ通知する。 知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者(市町村長)等に通知する。

7 土砂災害警戒情報の伝達及び周知

(1) 土砂災害警戒情報の目的及び内容

福岡県と福岡管区気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難情報等の発令の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することや住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第27条、気象業務法(昭和27年法律第165号)第11条及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第55条に基づき、土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

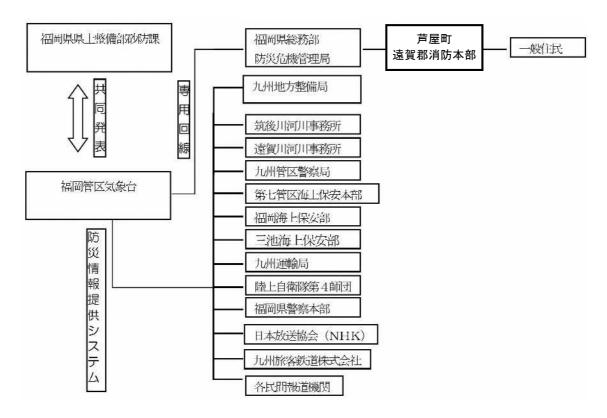
土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。

(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害に対する避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断基準にする。 しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判 定し発表するもので、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに 留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予 測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であ ることに留意する。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達及び周知

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。

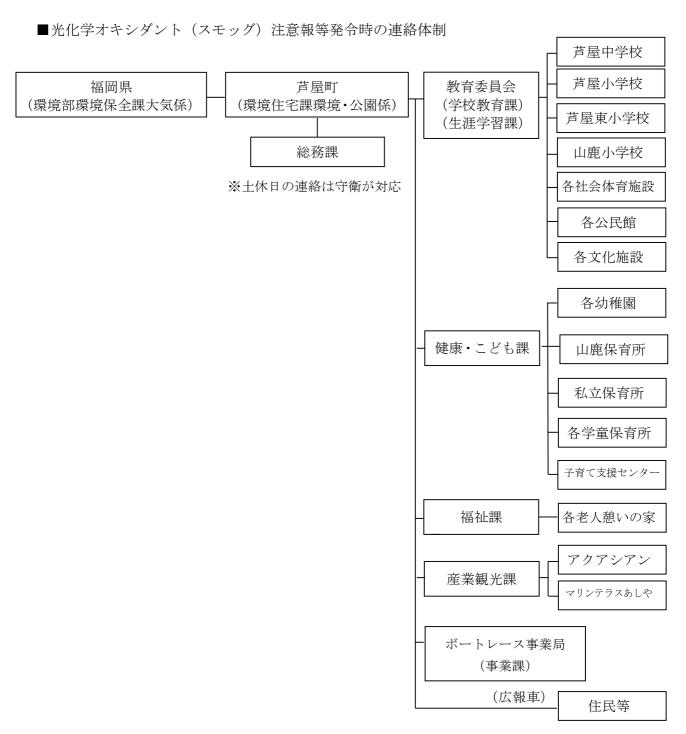


(4) 発表・解除の基準

項目	基準
発表基準	大雨警報(土砂災害)発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台は基準の取扱いについて協議し、土砂災害警戒情報を発表するものとする。
解除基準	警戒解除基準は、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、福岡県県土 整備部と福岡管区気象台は、福岡県土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す「地震 等発生後の暫定基準」に基づき、基準を取り扱う。

8 光化学オキシダント(スモッグ)注意報等

環境住宅班は、町内に光化学オキシダント注意報が発令された場合、総務班、健康・こども班 及び学校教育班に連絡するとともに、戸別受信機での周知や広報車等による町内巡回を行う。 なお、警報及び重大警報の場合は、環境住宅班は総務班と協議し、適切な対応を行う。



第2 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信手段を活用する。

総務班は、災害発生後、緊急情報伝達システム(エリアメール等)、防災行政無線、地域情報伝達システム、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

また、無線機の貸出し等の管理及び通信統制を行う。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置を取る。

■主な災害時通信手段

	主な災害時通信手段	災害対策本部からの主な通信先		
+	一般加入電話・FAX		関係機関等	
有線	災害時優先電話	\bigcirc		
NOK	地域イントラネット回線	0	各出先機関等	
無	福岡県防災情報システム	0	県、消防本部、県内市町村	
線	防災行政無線 (移動系)	0	災害現場等	
	衛星(携帯)電話	0	消防本部	
口頭	連絡員による伝令 (文書携行)	0	各班、町内関係機関等	

2 窓口の統一

関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を 図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

総務班は、町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替 通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの102をダイヤルし、オペレーターへ次のことを告げて申し込む。

■非常・緊急通話の利用内容

- 非常扱い通信または緊急扱い通話の申し込みであること
- 災害時優先電話に登録された電話番号と機関名称等
- 相手の電話番号及び伝える内容等

第3章 風水害応急 第2節 情報の収集伝達、災害警戒

(2) 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第 57 条、79 条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、または災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、他機関が設置する有線若しくは無線設備を使用することができる。

■利用できる通信設備

○ 警察通信設備 ○ 消防通信設備 ○ 自衛隊通信設備 ○ その他

(3) 非常通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがあるときで、通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法(昭和22年法律第131号)第74条の規定に基づき、福岡地区非常通信協議会の構成員の無線局を利用することができる。

第3 風水害、土砂災害の警戒・巡視活動

1 水害の警戒・巡視活動

(1) 災害対策本部の設置前の警戒・巡視活動

総務班、都市整備班、産業観光班及び消防班は、各々連携し、水害の警戒・巡視活動を行う。 また、危険があると認められる箇所について、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、 消防班を配置する。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、高潮、ため池等の警戒・巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報等の伝達

(2) 災害対策本部の設置後の警戒・巡視活動

消防班は、総務班、産業観光班及び都市整備班と連携し、水害の警戒・巡視活動を行う。その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、高潮、ため池等の警戒・巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 地区避難所の施設提供と自主避難者への対応

2 土砂災害の警戒・巡視活動

(1) 災害対策本部の設置前の警戒・巡視活動

総務班、都市整備班、産業観光班及び消防班は、各々連携し、土砂災害の警戒・巡視活動を 行う。また、危険があると認められる箇所について、当該管理者に通報するとともに、必要に 応じ、消防班を配置する。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒・巡視
- 住民組織(自主防災組織等)への警戒呼びかけ、情報収集
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報の伝達

(2) 災害対策本部の設置後の警戒・巡視活動

都市整備班、産業観光班及び消防班は、総務班と連携し、土砂災害の警戒・巡視活動を行う。 その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒巡視
- 住民組織(自主防災組織等)への警戒呼びかけ、情報収集
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 地区避難所の施設提供と自主避難者への対応

第4 初期情報の収集

1 初期情報の収集

総務班及び関係各班は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務班及び関係各班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの町機関・施設等に各自最も適した交通手段(バイク、自転車、徒歩)で自主集合し、初期情報の収集活動に努める。

■初期情報の収集方法

担 当	情報収集の方法		
夕 啦 吕	勤務時間内 ○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。		
各職員	勤務時間外 ○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。		
	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。		
総務班	○ 環境住宅班と連携を図りながら、住民組織(自主防災組織等)と 連絡をとり、地域の災害情報を収集するとともに住民からの通報を 受け付ける。		
○ 遠賀郡消防本部に住民通報の状況を問い合わせ、殺到してきは、その状況を県防災危機管理局及び総務省消防庁に報告			
	○ 自衛隊、警察等のヘリコプターによる情報を把握する。		
都市整備班	○ 本部長が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。		

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務班に報告する。

総務班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し 整理するとともに、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①~⑤の情報収集に努める。

■収集項目

①人的被害(行方不明者の数を含む)	⑥防災関係
-------------------	-------

- ②建物被害
- ③避難指示等の状況、警戒区域の指定状況
- ④避難の状況
- ⑤防災関係機関の防災体制(配備態勢等)
- ⑥防災関係機関の対策の実施状況
- ⑦交通機関の運行・道路の状況
- ⑧インフラ等生活関連施設の運営状況
- ⑨その他必要な被害報告

第 5 被害調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、自治区等の協力を得て、担当地区別に被害調査を行い、総務班に報告する。

調査の基準は、福岡県災害調査報告実施要綱に示された「被害程度の判定基準」等によるものとする。

関係各班は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づく、町域全体の被害確認を行い、総務班に報告する。

特に、税務班、都市整備班は、民間建物等の被害調査を担当し、調査結果は、り災台帳として整理し、り災証明の基礎資料とする。なお、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者からり災証明の申請があった場合、遅滞なく交付する。

また、必要に応じて、県、九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社と連携し、災害関係情報収集用カメラや交通監視用テレビ等の活用も行う。

第6 災害情報のとりまとめ

総務班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

■留意点

活 動 期		留 意	点	
初動活動期	災害の全体像の把握現在の被害の状況未確認情報の把握			
応急活動期	○ 町全体の被害の状況○ 各事項の詳細な内容の)整理		

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、総務 班は住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力 に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者などは外務省)または都道府県に連絡する。

第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

総務班及び住民班は、住民の安否確認及び情報提供等について、速やかに対応を行う。

1 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集・伝達や住民への支援・情報提供を確実に伝達する。また、被災者の安否に関する情報について照会があった場合には、照会者に回答する。

この時、照会を行う者(以下「照会者」という。)は、個人または法人とし、次のとおり分類する。

■照会者の分類

- ○被災者の同居の親族(婚姻の届出をしないが_{3.}事実上婚姻関係と同様の事情に ある者その他婚姻の予約者を含む。)
- ○被災者の親族または職場の関係者その他の関係者
- ○被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

なお、照会者は、町に対して次の事項を明らかにして照会する。なお、照会者の本人確認ができるものとして、運転免許証、健康保険被保険者証、外国人登録証明書、マイナンバーカードを提示しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合等は、町が適当と認める方法によることができる。

■照会手順

- ○照会者の氏名、住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他の照会者を特定するために必要な事項
- ○照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ○照会をする理由

この時、町は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、または照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、DV (配偶者等からの暴力)、性暴力、ストーカー行為、児童虐待等を受けかい事者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

■照会できる情報

区分	提供できる情報
被災者の同居の親族(婚姻の届出をしないが事	○被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況また
実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚	は連絡先その他安否の確認に必要と認めら
姻の予約者を含む。)	れる情報
被災者の親族または職場の関係者その他の関	○被災者の負傷または疾病の状況
係者	○放火有の貝房または失柄の状化
被災者の知人その他の被災者の安否情報を必	○被災者について保有している安否情報の有
要とすることが相当であると認められる者	無
	○上記の区分にかかわらず、被災者が照会に際
その他	しその提供に同意している安否情報につい
	ては、その同意の範囲内の情報

2 被災者台帳関係

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を 一元管理した被災者台帳を作成することができる。

3 全国避難者情報システム(総務省)の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム(総務省)」により提供される所在地 情報等により、所在地を把握する。

(避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する)

第8 県、関係機関への被害報告、通知

1 県への報告

総務班は、災害情報を県に対し、「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づき報告する。

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を「福岡県災害調査報告実施要綱」に定める様式で県へ報告する。また、 災害の全体像の把握を行った後に、「福岡県災害調査報告実施要綱」に定める様式で県へ報告する。 県へ報告ができないときは、直接国(総務省消防庁)に報告する。

■報告の区分、内容、様式

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	○ 災害発生直後の被害の第1次情報であり、災害が発生したとき直ちに行う。○ 報告内容に変化があればその都度報告を行う。	第1号	電話	
被害状況報告 (即報)	○ 被害状況が判明し次第、報告を行う。○ 報告後、毎日 10 時、15 時までに報告を 行う。	第2号	(FAX) 等	県地方本 部
被害状況報告 (詳報)	○ 災害発生後、5日以内に報告を行う。	第2号		
被害状況報告 (確定報告)	○ 応急対策終了(災害対策本部解除)後、15日以内に報告を行う。	第2号	文書 (2部)	県災害対 策本部

3 関係機関への通知

総務班は、災害情報及び被害状況をとりまとめたときは、直ちに、警察署、ライフライン等の 関係機関へ通知する。

第9 国への被害報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当するとき、一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国(総務省消防庁)に報告する。

第3節 災害広報

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	災害広報	•			総務班、企画政策班、関係各班
2	報道機関への協力要請及び報道対応	•			総務班、企画政策班
3	関係機関による広報		•		関係機関
4	相談窓口の設置		•		住民班、福祉班

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務班及び企画政策班に提供する。

総務班及び企画政策班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

なお、避難情報を被災者等へ伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)を活用し、 放送事業者へ迅速に情報を提供する。

また、避難所にて避難者への広報を行う。避難所での広報にあたっては、避難所運営組織、自 主防災組織やボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。なお、障がい 者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

■広報の時期、手段、内容

● 四報の時期、	手 段	内容
災害発生直後	防災行政無線 地域情報伝達システム 広報車	○ 避難指示等○ 気象情報、危険情報○ 被害の状況○ 電話自粛○ 住民のとるべき措置○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	防災行政無線 地域情報伝達システム 広報車 消防班 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 福岡県防災メール その他	 ○ 被害の状況、気象情報、危険情報 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 指定避難所等の設置に関すること ○ 応急仮設住宅の供与に関すること ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 住民の安否情報 ○ 住民のとるべき防災対策 ○ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 放送要請

総務班及び企画政策班は、各班から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付け、次の場合、放送協定に基づき、原則として県を通じて放送要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○ 県を通じることとし、やむを得ないときは、RKB毎日放送株式会社、 株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株 式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS F M、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局
要請事由	○ 災害が発生し、または発生のおそれがあり次の何れにも該当する場合○ 事態が切迫し、避難情報等の発令や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること○ 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	 ○ 放送要請の理由 ○ 放送事項 ○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項

2 報道機関への情報提供と対応

総務班及び企画政策班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。 その際、企画政策班は、記者発表に必要な準備を行うとともに、情報の不統一を避けるため、 広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発 表 者	内容
大切巨子をは引木切目	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況
本部長または副本部長	○ 災害応急対策の状況等

なお、総務班及び企画政策班は、報道機関に対し、避難所においてプライバシーを侵害するような取材等の自粛を要請する。

第3 関係機関による広報

関係機関は、災害が発生したとき、次の内容について広報活動を行う。

■関係機関による広報内容

	機	関		広 報 内 容
警	9	矣	署	避難、交通規制、二次災害発生防止
九	州	電	力	被害状況、復旧情報
N	ТТ	西日	本	通信の途絶、利用の制限
西	部	ガ	ス	ガスの供給状況、使用時の注意、避難時の注意
北力	九州市_	上下水道		被害状況、復旧情報等
交そ	通	機 の	関他	被害状況、復旧情報、運行状況

第4 相談窓口の設置

1 相談窓口の設置

住民班及び福祉班は、被災者からの問い合せや生活相談に対応するため、町庁舎内に相談窓口を設置する。

2 被災者相談

被災者の相談に迅速に対応するため、相談窓口には関係各班の担当者を置き、次の相談を受ける。

■相談窓口での取り扱い事項

- 捜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- り災証明書の発行
- 埋葬許可証の発行
- 他各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害見舞金、義援金の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他相談事項

第4節 応援要請・受け入れ

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	自衛隊派遣要請、受け入れ等	•			総務班
2	県、他市町村等への応援要請等	•			総務班
3	消防応援の要請、受け入れ等	•			総務班、 <i>消防班</i>
4	要員の確保	•			関係各班
5	ボランティアの活動支援		•		福祉班、 <u>生涯学習班</u> 、 <i>関係各班</i>

第1 自衛隊派遣要請、受け入れ等

町長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の 応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して自衛隊派遣の依頼ができないときは、その旨及び 災害の状況を自衛隊に通知するとともに、知事に対しても速やかにその旨を通知する。

1 派遣要請依頼

総務班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話または口頭をもって県(防災危機管理局)に依頼する。

なお、事後速やかに知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

総務班は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ体制を整備する。

■派遣要請依頼の手続き

要請先	県知事(県防災危機管理局)					
安丽兀	通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知					
要請伝達方法	電話または口頭 (事後速やかに文書提出)					
要請内容	○ 災害の状況○ 派遣を要請する事由○ 派遣を希望する期間○ 派遣を希望する区域及び活動内容○ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項					

2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

\bigcirc	被害状況の把握	\bigcirc	避難の援助	\bigcirc	遭難者等の捜索救助
\bigcirc	水防活動	\bigcirc	消防活動	\bigcirc	道路、水路の応急啓開
\bigcirc	応急医療、救護、防疫	\bigcirc	人員及び物資の緊急輸送		
\bigcirc	炊飯、給水の支援	\bigcirc	物資の無償貸付、譲与	\bigcirc	危険物の保安、除去
\bigcirc	予防派遣	\bigcirc	その他		

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、県の要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受け入れ

総務班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

■受け入れ体制

項目		内容
作業計画の作	成(作業箇所及び作業内容作業の優先順位資材の種類別保管(調達)場所部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	前) 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係 のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結均	也() 町が指定する場所(芦屋ボートレース場、総合グランド)
連絡窓口		総務班に連絡窓口を一本化する。自衛隊からの連絡員派遣を要請する。

5 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定めるものとする。

■経費の負担範囲

- ○派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)
- ○派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ○活動のため現地で調達した資器材の費用
- ○その他の必要な経費については事前に協議しておくものとする。

6 撤収要請

町長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第2 県、他市町村等への応援要請等

1 県への要請

総務班は、町域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、県知事に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣・斡旋を要請する。

■県への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局					
要請伝達方法	文書各1部(緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付)					
	○ 災害の状況					
	○ 応援を必要とする理由					
応援要請	○ 応援を希望する物資等の品名、数量					
	応援を必要とする場所・活動内容					
	○ その他必要な事項					
○ 派遣の要請または斡旋を求める理由						
○職員の職種別人員数						
職員の派遣要 請・斡旋	○ 派遣を必要とする期間					
TH TYME	○ 派遣される職員の給与、その他勤務条件					
	○ その他必要な事項					

2 国の機関への要請

総務班は、必要に応じて関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、災害対策基本 法第29条の規定に基づく応援を要請する。また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関 職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要 請 先	指定地方行政機関または県防災危機管理局						
伝達 方法	文書(緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付)						
	○ 派遣・斡旋を要請する理由						
1917 のが決事	○ 職員の職種別人員数						
職員の派遣要 請・斡旋	○ 派遣を必要とする期間						
TH TTMC	○ 派遣される職員の給与その他勤務条件						
	○ その他必要な事項						

3 他市町村への要請

総務班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している町に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

■相互応援協定

協定名	協 定 締 結 先
災害時における相互応援に	○ 告加州内四
関する協定書	○ 遠賀郡内各町

第3 消防応援の要請、受け入れ等

1 県内への消防応援要請

町長または消防団長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、 福岡県消防相互応援協定書に基づき、県内の他市町村または消防団長に対し、消防応援を要請す る。

(1) 応援要請の種別

第一要請	現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難 な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援 要請
第二要請	第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域 の市町村等に対して行う応援要請

(2) 応援要請の方法

消防機関への応援要請は、町長または消防長、消防団長から他の市町村等の長または消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

(3) 県への連絡

応援要請を行った町長または消防長、消防団長は、県にその旨を通報する。

また、航空応援が必要となった場合は、消防長または消防団長が直ちに町長に報告し、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行う。この場合、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行う。

2 県外への消防応援要請

町長は、県内の消防力では対処できないと判断したときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、 緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、広域航空応援を要請する。

■緊急消防援助隊への応援要請の手続き

要請先	県知事(県防災危機管理局)			
伝達方法	文書(緊急のときは、災害時優先電話等で行い、事後文書送付)			

	〇 災害発生日時	○ 応援要請日時·応援要請者職氏名
伝達事項	〇 災害発生場所	○ 必要な部隊種別
	○ 災害の種別・状況	○ その他参考事項
	○ 人的・物的被害の状況	

3 広域消防応援の受け入れ

総務班及び消防班は、消防本部と連携し、広域消防応援が確定したときは、受け入れ準備を行う。

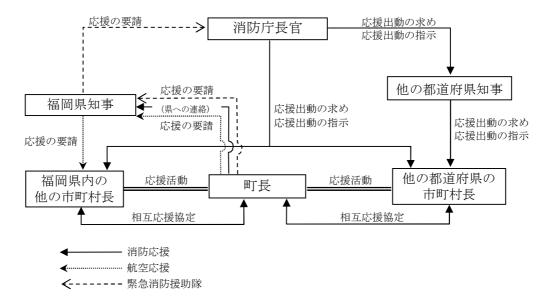
■受け入れ準備

- 応援を求める任務の策定
- 活動拠点となる施設の手配及びヘリポートの確保
- 応援要員の宿舎の手配
- 装備資機材の配付準備等

4 消防機関への応援要請の流れ

消防機関への応援要請の流れは、以下に示すとおりである。

■消防機関への応援要請の流れ



第4 要員の確保

1 労働力等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ○災害対策実施機関の関係者等の動員
- ○ボランティア等の受入れ
- ○公共職業安定所による労働者の斡旋
- ○関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ○緊急時における従事命令等による労働者等の動員

2 公共職業安定所の労働者斡旋

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介斡旋を依頼する。

- ○必要となる労働者の人数
- ○労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ○労働契約の期間に関する事項
- ○賃金の額に関する事項
- ○始業及び終業の時刻
- ○所定労働時間を超える労働の有無
- ○休憩時間及び休日に関する事項
- ○就業の場所に関する事項
- ○社会保険、労働保険の適用に関する事項
- ○労働者の輸送方法
- ○その他の必要な事項

3 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

■要請先、内容

要請先	内 容 等
民間団体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、り災者の応急救護措置 等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食料(生鮮品を含む)、生活必需品、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

第5 ボランティアの活動支援

1 災害ボランティア本部設置

福祉班及び生涯学習班は、社会福祉協議会に対し、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティア本部の設置、運営を要請する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通 して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かさ れるよう活動を支援、調整する。

町が県より委託を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

■災害ボランティア本部の役割

- 被災住民のニーズの把握
- ボランティアの受付・募集、ボランティア保険の受付・申し込み
- 町からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材の確保
- ボランティア連絡会議の開催
- 町との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

なお、町は災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

■町の支援

- 災害ボランティア本部の場所の提供
- 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等の提供
- 職員の派遣
- 被災状況についての情報提供
- 片づけごみなどの収集運搬
- その他必要な事項

2 連絡調整等

災害ボランティアの活動支援を必要とする関係各班は、福祉班及び生涯学習班に要望等を連絡する。福祉班及び生涯学習班は、災害ボランティア本部の代表者に情報を提供し、活動内容について調整を行う。

3 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■災害ボランティアの活動分野

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 避難所運営の手助け、飲料水・食料・生活必需品の配給、炊き出し
- 在宅者の支援(高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供)
- 物資集配拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配付、輸送)
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 救護所等での医療介助の手助け
- 高齢者、障がい者等の介護補助
- 被災者の話し相手・励まし
- 被災者家屋等の清掃活動
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

4 専門ボランティアの対応

専門ボランティアは、関係各班が受け入れ等の対応を行う。専門ボランティアの活動内容は、 次のとおりである。

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア (医師、看護師、助産師等)
- 救助ボランティア (災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員等)
- 通信ボランティア (無線通信技術者)
- 通訳ボランティア (外国語の堪能な者)
- 建築ボランティア(応急危険度判定士、建築士等)
- 土木ボランティア (公共土木施設の調査等)
- 福祉ボランティア(社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等)
- 保健ボランティア (保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等)
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5節 災害救助法の適用

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	災害救助法の適用申請			•	総務班
2	災害救助費関係資料の作成及び報告			•	総務班、関係各班

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

総務班は、町域内の災害が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準の何れかに該当し、 または該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。その場合、次に掲げる 事項について口頭、電話またはFAXをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による 救助に着手し、その状況について速やかに情報提供を行う。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、県が適用する。災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1~4号の規定による。本町における具体的適用は、次の何れか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40 帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500 世帯以上 かつ 町 20 世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000 世帯以上 かつ 町多数 ※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである 等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合	*	第1項第4号

- 注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。
- 注2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊(全焼・流失) した世帯を標準とするが、半壊(半

焼)世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住する ことができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

3 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、県知事は救助を迅速に行うため、 救助事務の一部を町長が行うこととすることができる。また、町長は、その他の事務についても、 県知事が行う救助を補助するものとする。

なお、県知事が政令で定めるところにより、町長は救助事務の一部を行う。

4 適用申請の特例

町長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、 災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。その後の処 置に関しては、県知事の指示を受ける。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

なお、救助の対象数量、期間等の詳細は、福岡県地域防災計画(災害救助法による救助内容) 及び福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

■救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 被災住宅の応急修理
- 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- 生業に必要な資金、器具または資料の供与または貸与
- 医療及び助産
- り災者の救出
- 遺体の捜索
- 遺体の処理及び埋葬
- 学用品の供与
- 障がい物の除去

6 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。 適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

町長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて福岡県災害救助法施行細則に示された簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

総務班は、関係各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事(県災害対策本部)に報告する。

第6節 救助・救急・消防活動

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	行方不明者名簿の作成及び捜索	•			住民班、総務班、福祉班、健康・こ ども班、消防班
2	救助活動の実施	•			消防班、総務班
3	救急活動の実施	•			総務班、 <i>消防班</i>
4	消防活動の実施	•			消防班、総務班

第1 行方不明者名簿の作成及び捜索

1 行方不明者名簿の作成

住民班及び総務班は、福祉班及び健康・こども班と連携し、所在の確認できない住民に関する 問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

■行方不明者名簿

- 町役場に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者は、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署にも提供する。

2 行方不明者の捜索

総務班は、消防班及び消防本部と連携し、行方不明者名簿に基づき、警察署等と協力して行方 不明者の捜索活動を実施する。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

第2 救助活動の実施

1 救助情報の収集・管理

要救助者を発見した者は、災害対策本部、消防本部または警察署等へ通報する。災害対策本部は、警察署等に通報された情報を収集し、管理する。なお、総務班は、消防活動状況の把握に努め、必要な情報を消防団長に提供する。

2 救助隊の編成

消防班は、消防本部と連携して救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。また、 災害の規模、状況等に応じて町職員等を増強する。

3 応援要請

消防班は、総務班と連携し、町で編成する救助隊だけでは救助活動が困難なときは、警察署、 隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要なときは、県知事に要請を依頼する。ま た、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町の協力また は建設事業者団体等に出動を要請する。

4 救助活動の実施

救助隊の隊長は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防班、警察署、自 衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

また、防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地情報を有する場合はこれを活用し、救助・救急活動を実施する。

5 住民及び事務所の救助活動

住民及び事務所は、災害が発生したときは、町備蓄倉庫及び自主防災倉庫の救助資機材を活用 し、救助活動を行う。

なお、消防本部及び消防班の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

総務班は、消防班及び消防本部と連携し、次のように救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所または救急病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病 者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署、自主防災組織等に搬送を要請する。
- 町内の搬送先病院で収容できないときは、町外の受入れ可能な医療機関へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの 出動を要請する。

第4 消防活動の実施

1 活動体制の確立

消防団長は、軽微な被害が発生したときは、通常の警備体制において対処するが、災害により 通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確 立する。

また、消防団長は、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

なお、総務班は消防活動状況の把握に努め、必要な情報を消防団長に提供する。

2 消防本部の活動

消防本部は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難 路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。

3 消防班の活動

消防班は、総務班と連携し、災害時に次のような活動を行う。

■消防班の活動内容

出火防止	○ 状況に応じて住民に対し、出火防止の広報を行う。
出火防止	○ 出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○ 火災時は、消防本部と協力し、消火活動を行う。
何久· 拟忌拟助	○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	○ 避難情報等が発令されたときは、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

4 住民、自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生したときは、初期消火活動を行い、消防本部、消防班が 到着したときは、その指示に従う。

■住民、自主防災組織の活動内容(事業所の活動もこれに準ずる)

火気の遮断	○ ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止
初期消火活動	○ 火災が発生したときは、消火器、くみおき水等を活用して消火活動を実施する。
初期救出活動	○ 近隣に軽微な下敷者を発見したときは、防災機関に連絡するとと もに、近所の人と協力して救出を行う。

5 事業所の活動

事業所は、火災が発生したときは、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。 また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

第7節 医療・救護活動

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	医療救護チームの編成	•			健康・こども班
2	医療救護所の設置	•			健康・こども班
3	医療救護活動	•			健康・こども班
4	後方医療機関の確保と搬送	•			健康・こども班
5	医薬品、医療資機材の確保	•			健康・こども班
6	被災者の健康と衛生状態の管理		•		健康・こども班、福祉班、関係各班
7	心のケア対策			•	健康・こども班、福祉班

災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は、近隣の二次救急医療機関、災害拠点病院等で 対応する。なお、本町が属する北九州保健医療圏において、新小文字病院、北九州市立医療セン ター、健和会大手町病院、北九州総合病院、九州労災病院、戸畑共立病院、北九州市立八幡病院、 産業医科大学病院、地域医療機能推進機構九州病院が災害拠点病院として指定されている。

第1 医療救護チームの編成

1 医療情報の収集

健康・こども班は、県及び遠賀中間医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

■医療情報の収集

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 転院搬送が必要な入院患者数、診療機会を喪失した人工透析患者等の慢性的患者数
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等の交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

健康・こども班は、必要に応じて、次のように医療救護チームの出動を要請する。

■医療救護チームの出動要請及び出動

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、遠賀中間医師会に医療救護チームの出動を要請 する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動 し、直ちに本部長に通報する

3 医療救護チームの編成

健康・こども班は、多数の傷病者が発生した場合は、遠賀中間医師会に医療・救護チームの編成、派遣を要請する。

遠賀中間医師会は、遠賀歯科医師会、遠賀・中間薬剤師会と連携し医療・救護チームを編成する。なお、災害の規模、状況によっては、町外の医療機関その他の応援を要請する。また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

■医療救護チームの編成

名 称	編成機関	1 チームの構成人員	備考
医療救護チーム	遠賀中間医師会	医者1,看護師3,補助員1	必要により運転手1

第2 医療救護所の設置

健康・こども班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。医療救護所は、原則として避難 所に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、医療施設等に設置 する。

また、病院等と協力して救護所の医療環境を整える。

なお、医療救護所には、歯科医師や薬剤師、精神科医等を配置し、被災者への多様な対応が可能な体制を整えるものとする。

■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

健康・こども班の要請により、派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■医療救護チームの活動内容

- 負傷者の傷害等の程度の判別 (トリアージタッグの活用)
- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定(トリアージ)
- 軽症患者や転院搬送が困難な患者等の治療及び衛生指導
- 〇 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報(診療可能状況)の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 〇 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
- 注)トリアージタッグ:傷病者の重傷度と緊急度を判定し、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。クラッシュ症候群(手足等の圧迫から起こる全身障がい)は一見して重傷に見えないので注意が必要。

第4 後方医療機関の確保と搬送

1 後方医療機関の確保

健康・こども班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から 搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

町内の医療機関で収容が困難な重症病者は、町外の受入れ可能な医療機関へ搬送する。

2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

なお、搬送手段がないときは、健康・こども班は、住民の協力を得て搬送するか、または消防本部、警察署及び後方医療機関へ搬送要請を行う。また、交通の状況により救急車等での搬送が 困難な場合は、健康・こども班は、県に対して、ヘリコプターでの搬送を要請する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬送先	搬送主体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、消防班
医療救護所から後方医療機関へ	医療救護チームを派遣した機関
医療機関から後方医療機関へ	当該医療機関

第5 医薬品、医療資機材の確保

1 医薬品、医療資機材の確保

健康・こども班は、医薬品、医療資機材が不足するときは原則として次のとおり医療資機材を 確保する。町の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は町が調達したもので対応す る。

■医薬品、医療資機材の確保

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 不足する場合は、遠賀中間医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する
- 入手が困難な場合は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する
- なおも医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する この場合、費用は町が実費弁償する

2 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要なとき、健康・こども班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所に対し、福岡県 赤十字血液センターからの供給を要請する。

また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

宗像・遠賀保健福祉環境事務所等は、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆 衛生保健活動を行う。

健康・こども班及び福祉班は、この活動に協力する。

1 感染症対策

関係各班は、避難所等の巡回健康相談を通じて感染症調査を行い、その情報を健康・こども班 及び福祉班に提供する。

また、関係各班は、被災者に対し、日常生活上の健康管理や台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等の衛生環境の確保について周知を図る。

2 慢性疾患対策

宗像・遠賀保健福祉環境事務所等は、慢性疾患患者の症状悪化等を防止するため、予防啓発活動、相談指導を行う。

健康・こども班及び福祉班は、被災者に対する相談体制を確保する。

第7 心のケア対策

健康・こども班及び福祉班は、大規模な災害が発生したとき、または避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者のPTSD(心的外傷後ストレス障がい)等の精神的不安への対策を行う。

■活動内容

- 原則として精神科救護所を町災害対策本部に設置する。
- 精神科救護所では救護活動を行い、ここを拠点に巡回相談等を行う。
- 精神科救護所等には、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談窓口を設けて相談業務を行うとともに、住民に周知する。

第8節 交通対策 聚急輸送

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	交通情報の収集、道路規制	•			都市整備班、產業観光班、消防班
2	道路交通の確保	•			都市整備班、產業観光班
3	車両、燃料の確保、配車	•			総務班
4	緊急通行車両の確認申請		•		総務班
5	食料、生活物資、資機材等の緊急輸送	•			財政班、 <i>総務班、税務班、ボートレース班</i>
6	物資集配拠点の設置		•		学校教育班、ボートレース班、 <i>総務班</i> 、 <i>税務班</i>
7	臨時ヘリポートの設置	•			総務班

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集・伝達

都市整備班は、産業観光班と連携し、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を 収集し、関係各班に伝達する。

2 町道の交通規制

都市整備班は、産業観光班と連携し、必要に応じ、道路管理者として町道の交通規制を実施する。

交通規制に際しては、警察署に連絡した後、消防班の協力を得て行う。

■交通規制の区分、内容等

区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と 円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、 通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法 (昭和35年法律第 105号)第4条
	○ 県内に災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。	災害対策基本法 第76条
警察署長	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と 円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が 短い場合は、交通整理、通行の禁止、その他交通規 制をすることができる。	道路交通法第5条 または第114条の3

区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条の 2または第75条の3
警察官	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、 緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応 急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると 認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他 必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第 76条の3
自衛官及び 消防職員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域 等において、警察官に準じた措置を行うことができ る。	災害対策基本法第 76条の3第3項及 び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険 であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、 または制限することができる。	道路法(昭和27年 法律第180号)第46 条

第2 道路交通の確保

1 緊急輸送路の確保

都市整備班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路管理者及び産業観光班と連携し、緊 急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。町内の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	町内の路線			
第 1 	○ 国道495号			
第1次緊急輸送道路	○ 主要地方道北九州芦屋線			
第 0 %取	○ 主要地方道浜口遠賀線			
第2次緊急輸送道路	○ 水巻芦屋線			

3 道路の啓開措置 (障がい物の除去)

都市整備班は、産業観光班と連携し、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障がい物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。 また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障がい物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

第3 車両、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の調達

総務班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。

■車両、燃料の調達

区 分	内容
町有車両の把握	○ 調達可能な町有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 町有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。 その費用については、協議する。
燃料の調達	○ 各班の町有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料 の調達を行う。

2 配車

総務班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制または制限を行ったときは、緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を受ける必要がある。この緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者またはその委任を受けた者が使用する車両とする。

総務班は、災害対策に使用する車両について、県または公安委員会(各警察署)に対し所定の 書類をもって申請する。

2 緊急通行車両の事前届出

総務班は、届け出済証の交付を受けた車両について、警察本部、警察署または交通検問所に当該届け出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

公安委員会は、町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策 を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届け 出済証を交付する。

なお、事前届出を申請している車両は、県または公安委員会(各警察署)に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

3 緊急通行車両の使用

総務班は、緊急通行車両として使用するとき、各車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やす

い箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

第5 食料、生活物資、資機材等の緊急輸送

財政班は、避難所を開設したときは、総務班、税務班及びボートレース班と連携し、最寄りの 町備蓄倉庫から、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。

総務班は、道路不通により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■輸送対象の想定

	・救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
	・秋切・秋志佔男、医療佔男の促争有、医衆血寺八甲秋切に安りる八貝、物質
	・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
	・政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施
第1段階	設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
	・後方医療機関へ搬送する負傷者等
	・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員
	及び物資
	・上記第1段階の続行
第2段階	・食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
第4 权陷	・傷病者及び被災住民の被災地域外への輸送
	・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	・上記第2段階の続行
	・災害復旧に必要な人員及び物資
	・生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

学校教育班及びボートレース班は、総務班及び税務班と連携し、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、または大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

■物資集配拠点

施	設	○ 芦屋ボートレース場○ 芦屋中学校
役	割	○ 調達した物資や他県市町村等からの救援物資の受け入れ、保管、仕分 け等

第7 臨時ヘリポートの設置

総務班は、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

第9節 避難対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	避難情報等の発令	•			総務班、 <i>企画政策班、関係各班</i>
2	警戒区域の設定	•			総務班、 <i>企画政策班</i>
3	避難誘導	•			総務班、消防班
4	広域的避難者の受け入れ		•		総務班、 <i>学校教育班、生涯学習班</i>
5	指定避難所等の開設	•			総務班、学校教育班、生涯学習班
6	指定避難所等の運営		•		企画政策班、学校教育班、生涯学習班 <i>、</i> <i>関係各班</i>
7	帰宅困難者対策	•			環境住宅班、ボートレース班

第1 避難情報等の発令

1 避難情報等の発令権者

本部長(町長)は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生しまたは発生のおそれのあるときに、避難に時間を要する高齢者等要配慮者に対し、高齢者等避難を発令する。また、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示及び緊急安全確保を発令する。

ただし、災害による危険がより切迫し、本部長の判断を得るいとまがないとき、または本部長が不在のときは、代行者が本部長の権限を代行(職務代理者として本部長の権限を行使するもので、その効果は本部長に帰属する)する。

総務班は、企画政策班、関係各班及び関係機関と連携し、避難情報等の発令に関する事務を行う。

また、本部長は、避難情報等を発令する場合は、県及び関係機関に連絡するものとする。解除の場合も同様とする。

第3章 風水害応急 第9節 要配慮者等対策

■避難情報等の発令権者及びその内容

発令権者	関係 法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示等 の対象	指示等 の内容	取るべき 措置
町長 (委任を受けた吏 員)	災対法 第 60 条 第 1 項、 第 3 項	全災害 ・災害が発生し、または発生のおそれがある場合 ・人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき・急を要すると認めるとき・避難のための立退きを行うことにより人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地 域の居移者、 滞在者、その		県知事に報告
知事 (委任を受けた吏 員)	災対法第 60 条 第 6 項	・災害が発生した場合において、 当該災害により町がその全部ま たは大部分の事務を行うことが できなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 61 条 警察官職務執行 法第 4 条	全災害 ・町長が避難のため立退きまたは 安全確保措置を指示することが できないと警察官が認めるとき、 または町長から要求があったと き ・危険な事態がある場合におい て、特に急を要する場合	地域の居住 者、滞在者、そ の他の者	③安全確保措置 の指示	
海上保安官	災対法第61条	全災害 ・町長が避難のため立退き、または安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき、または町長から要求があったとき	域の居住者、 滞在者、その	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③安全確保措置 の指示	町長に通知(町長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合におい て、特に急を要する場合	危害を受ける おそれのある 者		警察官職務執行 法第 4 条の規定 を準用
知事 (その命を受けた 県職員)	地すべり等防止 法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認 めるとき	必要と認める区 域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた 県職員) 水防管理者	水防法第 29 条	洪水または高潮による災害 ・洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)

- ※1 立退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する。
- ※2 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。
- ※3 水防管理者が行った場合に限る。

2 避難指示等の区分

避難指示等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■避難指示等の区分

	発令時の状況	住民等に求める行動
高齢者等避難	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を 要する者が避難行動を開始しなければ ならない段階であり、人的被害の発生 する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画 された避難場所等への避難行動を開始
緊急安全確保	○ 前兆現象の発生や、現在の切迫した 状況から、人的被害の発生する危険性 が非常に高いと判断された状況○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から 人的被害の発生する危険性が非常に高 いと判断された状況○ 人的被害の発生した状況	○ 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に 避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2 階等に避難することもある。

3 避難指示等の基準

町長が行う避難指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、または予想され、住民等の生命、または身体に危険が及びおそれがある場合を基準として実施する。

なお、発令基準等の詳細は、別に町が定めた「避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

■避難指示等をする場合の目安

- 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- 防災関係機関から災害に関する警告または通報があり、避難を要すると判断されるとき
- 河川の警戒水位突破や水路等がオーバーフローし、洪水のおそれがあるとき
- 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき
- 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、または建物の倒壊により 周囲に影響を及ぼすとき
- 延焼火災が拡大または拡大のおそれがあるとき
- ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
- その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

4 避難指示等の伝達

総務班は、企画政策班、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難の指示等を防災行政無線、地域情報伝達システム、広報車、消防班等の広報手段を通じ、または直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班、企画政策班及び関係各班 防災行政無線、地域情報伝達システム、 広報車、消防班等
	各施設管理者、自主防災組織等 ロ頭、ハンドマイク等
	○ 避難対象地域 ○ 避難指示等の理由
伝達事項	○ 避難先 ○ 注意事項(戸締まり、携行品)等
	○ 避難経路

5 県・関係機関への報告、要請

本部長(町長)は、避難指示等を発令した場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、協力要請する。

■連絡先

報			告	県知事
協	力	要	請	消防本部、警察署、地方支部等
避難	推所 開	月設 要	手請	避難所担当各班、避難施設管理者等

6 解除とその伝達、報告

本部長(町長)は、総務班、企画政策班及び関係各班と連携し、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、避難所に避難している対象者に伝達する。

また、解除後は速やかに県及び関係機関に報告する。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、または発生しようとしているときで、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止または退去を命じることができる。

総務班は、企画政策班及び関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を 行った場合、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、立入禁止若しくは制限または退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金または拘留(災害対策基本法第116条第2項)、6月以下の懲役または30万円以下の罰金(水防法第53条)に処される。

■警戒区域の発令者等

設定権者	と戦の発行者 代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
町長	意志決定代 行順位 その他の委 任町職員	災害全般	○災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 63 条第 1 項
	警察官 海上保安官	災害全般	○町長(権限の委任を受けた市町村職員を含む。)が現場にいないとき、または町長から要請があったとき○警戒区域を設定した旨を町長へ通知する	災害対策基本法 第 63 条第 2 項
	自衛官	災害全般	○災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を 行うことができる者がその場にいない場合○警戒区域を設定した旨を町長へ通知する	災害対策基本法 第 63 条第 3 項
	知事	災害全般	○町長がその事務を行なうことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
消防長消防署長		火災 その他	○ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災その他	○上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場 にいないとき、または消防長若しくは消防署長から要求 があったとき	消防法 第23条の2第2項
自衛官		全般	○町長若しくは町長の委任を受けた職員及び警察官が現場にいないとき	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員消防団員		火災	○火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第 28 条第 1 項
	警察官	火災	○上記の場合において、消防吏員または消防団員がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	消防法 第 28 条第 2 項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○水防上緊急の必要がある場所	水防法 第 21 条第 1 項
	警察官	水害	○上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防 吏員がいないとき、またはこれらの者から要求があった とき	水防法 第 21 条第 2 項

第3章 風水害応急 第9節 要配慮者等対策

なお、警戒区域を設定するときは次の要領で行い、警戒区域を設定した場合は、住民、県及び 関係機関への報告(伝達)を行うものとする。

■警戒区域設定の要領

- 時機を失することのないよう、迅速に実施する
- 設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないよう留意する
- 対象区域内の住民に設置理由を周知する(解除時も同様)
- 区域は、道路、河川、町名等で設定する

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策(立入制限若しくは禁止または 退去)を行うか適切に判断し、混乱を来さないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定 区域の住民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長(町長)は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

総務班は、企画政策班、関係各班及び関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 危険地域からの避難誘導

総務班及び消防班は、警察や自主防災組織等の協力を得て、住民等の避難誘導を実施する。 総務班及び消防班は、住民等に対し、避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、 指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移 動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣 の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底 に努める。

避難行動要支援者(高齢者、傷病人、乳幼児、妊産婦、身体障がいのある人及び必要な介護者等)に対しては優先的に避難誘導・移送を行う。

また、被災地域が広範囲にわたり、指定避難所等が使用できない場合や、避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担当
住民	○ 消防本部、消防班、警察官、自主防災組織等在 宅の要配慮者は、地域住民の協力により行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	○ 施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

■誘導時の留意点

- 避難の目的・場所を明確にする
- 自治区、世帯単位等の住民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて 班を編成して避難者の確認を行う
- 誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する
- 誘導に際しては、必要に応じロープ、車両等を利用する

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障を起こさない最小限度のものとし、次を目安とする。なお、 平常時より、これらを収容した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

また、自動車等による避難及び家財の持出し等は危険なので極力避けるようにする。

■携帯品等の目安

- 家族の名札(住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの)
- 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、マスク等
- 動きやすい服装、帽子(頭巾)、雨具類、必要に応じ防寒具等

第4 広域的避難者の受け入れ

総務班は、学校教育班及び生涯学習班と連携し、町外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受け入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第5 指定避難所等の開設

1 指定避難所等の開設

指定避難所等は、原則的に本部長が指定避難所等のうちから選定する。

指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、立地条件及び建築物の安全を確認する。 指定避難所等の開設は、総務班、学校教育班及び生涯学習班の避難所派遣職員が施設管理者等 の協力を得て実施する。緊急に指定避難所等を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職 員が実施する。

なお、災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照し、感染症対策については、別に町がマニュアルを定める。

2 自主避難への対応

総務班、学校教育班及び生涯学習班は、住民が自主避難するときは、指定避難所等の施設を提供する。

3 避難者の受け入れ

総務班、学校教育班及び生涯学習班は、指定避難所等の開設時に、すでに避難者があるときは、 取り敢えず広いスペースに誘導する。その後、要配慮者とその他避難者のスペースを確保、決定 し、それぞれ受け入れる。

4 指定避難所等内事務室の開設

総務班、学校教育班及び生涯学習班は、指定避難所等内に事務室を開設し、看板等を掲げ、避難所運営の拠点とするとともに、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、事務室には、要員を常時配置し、避難者カード・名簿、事務用品等を準備する。

5 指定避難所等開設の報告

避難所派遣職員は、指定避難所等を開設したときは、学校教育班及び生涯学習班を通じて総務 班に報告を行う。

総務班は、県に対し、次の報告を行う。

■避難所開設の報告事項

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
 - ※ 指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報についても、 早期に把握するよう努める
- 開設予定期間
- 避難対象地区名(災害危険箇所名等)

6 避難所の統合・廃止

総務班、学校教育班及び生涯学習班は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

7 指定避難所等の孤立防止等

総務班、学校教育班及び生涯学習班は、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると 見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での指定避難 所等の設置・維持についての適否を検討する。

第6 指定避難所等の運営

1 運営担当

指定避難所等の運営は、企画政策班、学校教育班及び生涯学習班の避難所派遣職員が担当する。 ただし、避難所生活が長期化するときは、指定避難所等の運営は、ボランティア、自主防災組 織の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。 その際には、女性や子ども等に対する性暴力・DV・ストーカー行為・児童虐待等発生の防止 策や感染症対策など利用者の安全に配慮するように努める。

2 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、その写しを総務班 に送付する。

3 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。

■協力要請事項

- 町からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を住民班に要求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

5 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務班へ報告する。 傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

6 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

7 管理・運営

企画政策班、学校教育班、生涯学習班及び自主防災組織は、避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行うものとする。

■避難所の管理・運営の留意点

- 避難者の把握(出入りの確認)
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 生活環境への配慮
- 要配慮者への配慮・移送
- 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男 女双方の視点への配慮
- 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置(女性相談員の配置に配慮する。)
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室 を確保
- 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難 者の情報受信の便宜を図る
- 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の 情報環境に配慮

8 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

- たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達
- 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- 指定避難所等のパトロール等
- 報道機関等の取材、立入の制限
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- トイレ(し尿処理)、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対 策等、細やかなケアを行う。(二次被害の防止)
- 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、感染症等集団感染など の防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。(女性、高齢者、幼い子ども たちの目線)
- 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- 女性用物干し場を設置する。
- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。

- 「重点分野雇用創造事業※」を活用して避難所運営にあたる被災者を雇用する。 (※国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業)
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

9 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

(1) 避難者の把握

関係各班は、避難場所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。 また、避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、総 務班へ報告を行う。

(2) 避難所の生活環境の把握

関係各班は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。 このため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。 避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、 洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況 など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、避難場所における各家庭のペットのためのスペースを確保する。

10 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの(在宅避難者)については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

在宅避難者への食料等の配給は、各避難所または状況により地区の要所で行う。 配給の実施期間は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間と する。

第7 帰宅困難者対策

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者、芦屋ボートレース場来場者等の滞留者に対し、環境住宅班及びボートレース班は、交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、町、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

第3章 風水害応急 第9節 要配慮者等対策

2 施設等の提供

環境住宅班及びボートレース班は、滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、または危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第10節 要配慮者等対策

	項目	初動	応急	復旧	<u>- </u>
1	要配慮者の安全確保、安否確認	•			福祉班、消防班、総務班
2	要配慮者の避難支援	•			福祉班、総務班、消防班
3 技	指定避難所等の要配慮者に対する応急支 爰		•		福祉班、健康・こども班
4	福祉避難所等の確保、要配慮者の移送		•		福祉班、健康・こども班
5	要配慮者への各種支援			•	福祉班、健康・こども班
6	要配慮者への福祉仮設住宅の供給			•	環境住宅班、 <i>総務班、福祉班</i>
7	要配慮者への福祉仮設住宅での支援			•	福祉班、健康・こども班
8	外国人、旅行者、帰宅困難者への支援	•			産業観光班、ボートレース班、 <i>総務</i> 班、住民班、関係各班

第1 要配慮者の安全確保、安否確認

1 安全確保

福祉班は、消防班と連携し、災害発生初期の緊急措置として、自主防災組織及びボランティア、 民生委員、福祉関係団体、社会福祉協議会等に要請し、要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所 等へ誘導する。

2 安否確認

福祉班は、消防班と連携し、自主防災組織及びボランティア、民生委員、福祉関係団体、社会 福祉協議会等の協力を得て、要配慮者の安否確認を行う。

安否確認は、次の方法で名簿を作成し、実施する。

福祉班は、要配慮者の安否確認の結果を、総務班に報告する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織及びボランティア等の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 各障がい者等支援組織の調査
- 保健所その他関係機関の調査に基づく報告
- 障がい者、一人暮らしの高齢者世帯等に対し、町が名簿により直接確認

第2 要配慮者の避難支援

福祉班は、総務班及び消防班と連携し、災害時の避難誘導にあたり、傷病者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者を十分考慮する。避難順位は、概ね次の順位によるものとするが、状況に応じて、臨機応変かつ迅速に対応するものとする。

なお、避難にあたっては、自主防災組織や地域支援者が責任をもって、速やかに地区住民を集 団避難させるものとする。

■要配慮者の避難優先順位

- ① 介助を要する高齢者、障がい者、傷病者
- ② 傷病者
- ③ 乳幼児及びその母親・妊産婦
- ④ 高齢者・障がい者
- ⑤ 学童
- ⑥ 女性
- ⑦ 男性

第3 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援

福祉班は、健康・こども班と連携し、避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような 支援を行う。

■避難所の要配慮者への支援内容

^	一起来/// */ 文 記 心 日 */ 人 版 17日							
ケアサービスリストの作成		0	必要な介護・介助要員の種別、人数					
7 7				I F /JX	\circ	必要な介助用具の種別、数量		
						\circ	踏み板等の設置による段差の解消	
必要な設備等の確保・設置			九里	\circ	簡易ベッド			
			汉 旦	\circ	パーティション(間仕切り)			
					\bigcirc	車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等		
再写唐·龙吉田 2 .º 2 0 7 7 1			2年7日	0	少人数部屋への割り当て			
安癿	要配慮者専用スペースの確保			准体	\circ	冷暖房、トイレ等への配慮		
生	江	+	援	措	置	0	適温食と高齢者に配慮した食事の供給	
生.	生 活 支 援 	1万	反 拍 匡	\circ	ホームヘルパー等の派遣、介護			
広	報	支	援	+H: E	置	0	掲示板の設置、手話通訳の派遣	
14	広 報 支 援 措 置		<u></u> 追	\circ	ボランティアによる個別情報伝達			

災害を契機に新たに要配慮者となる者の発生も予測されることから、福祉班は、健康・こども 班と連携し、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

○要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。 ア 指定避難所等(必要と認められる場合は福祉避難所)への誘導・移送

イ 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所

- ウ 保護者を亡くした児童の里親等への委託
- エ 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- ○要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供のため、発災後2~3日目から、全ての指定避難所等を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

1 福祉避難所等の確保

福祉班は、健康・こども班と連携し、避難所からの要配慮者支援要請に対して、必要と認めるときは、要配慮者専用の福祉避難所を確保するとともに、必要に応じて町内福祉施設等に緊急受け入れを要請する。

福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から、応急危険度判定を受け、福祉避難所の開設を行う。

■福祉避難所の確保

- 指定福祉避難所としての総合福祉センターの開設
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に福祉避難所を設置

2 福祉避難所等への移送

福祉班は、健康・こども班と連携し、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに要配慮者を移送する。この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

■福祉避難所等への移送の方法

- 福祉班による移送措置
- 社会福祉協議会への依頼による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 避難所入所者の協力支援による移送措置
- バス会社、遠賀中間医師会、高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送 措置
- その他可能な手段による移送措置

3 福祉避難所の管理・運営

町が福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」に基づき、避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施 設管理者等の協力を得て対応を図るものとする。

また、本町に災害救助法が適用され、避難所等において要配慮者支援のため必要な場合、県に対する災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣要請を行う。

第5 要配慮者への各種支援

福祉班は、健康・こども班、福祉関係団体及びボランティア等と連携し、在宅や避難所等の要配慮者に対し、次のような巡回ケアサービス、相談支援、広報活動等を行う。

なお、本町に災害救助法が適用され、避難所等において要配慮者支援のため必要な場合、県に対する災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣要請を行う。

■在宅等の要配慮者への支援内容

- 保健師等による健康相談等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等

第6 要配慮者への福祉仮設住宅の供給

環境住宅班は、総務班及び福祉班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第7 要配慮者への福祉仮設住宅での支援

福祉班は、健康・こども課と連携し、関係機関及び関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅に おいて、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 遠賀中間医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談、行政支援サービスの利 用相談
- ホームヘルパーの派遣、その他要配慮者向けサービスの実施

第8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援

産業観光班及びボートレース班は、総務班、住民班及び関係各班と連携し、関係機関や関係団 体等の協力を得て、外国人、旅行者、帰宅困難者への支援を行う。

1 外国人への支援

産業観光班及びボートレース班は、総務班、住民班、関係各班、県、警察署、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、町内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者にインターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアを広報する。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び(公財)福岡県国際 交流センターが運営する福岡県災害時多言語支援センターとの連携を図り、通訳ボランティアを 確保する。

2 旅行者への支援

産業観光班及びボートレース班は、総務班、住民班及び関係各班と連携し、災害時の旅行者の 被災状況について、関係団体等からの情報を収集し、状況を把握するとともに、災害応急対策の 実施に際し関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

3 帰宅困難者への支援

産業観光班及びボートレース班は、総務班、住民班及び関係各班と連携し、通勤・通学者等の 徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図な どによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

また、職場・学校などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、 避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

第11節 生活救援活動

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	飲料水の確保、供給	•			都市整備班、 <i>総務班、消防班</i>
2	食料の確保、供給	•			財政班、総務班、税務班、ボートレース班
3	炊き出しの実施、支援		•		学校教育班、生涯学習班、 <i>総務班、</i> <i>税務班</i>
4	生活物資の確保、供給	•			財政班、総務班、税務班、ボートレース班
5	救援物資等の受け入れ、仕分け等		•		税務班、生涯学習班、ボートレース 班
6	被災者相談		•		住民班、福祉班

第1 飲料水の確保、供給

1 給水需要の調査

都市整備班は、総務班と連携し、水道事業者に対し、災害により給水機能が停止すると判断されるときは、給水活動の規模を決定するため、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握するよう要請する。

2 給水活動の準備

都市整備班は、水道事業者に対し、原則として避難所等に給水所を配置し、被災者への給水を 行うよう要請する。

■給水活動の準備事項

給水方法	給水を必要とする場所への応急給水は、給水車による搬送給水、周辺の消火栓及 び配水池からの仮設配管など現地の実情に応じ適当な方法により行う
給水量	1日1人当たり3L程度を最低限確保する
給水期間	復旧するまでの間

3 給水活動

都市整備班は、水道事業者に対し、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を 行うよう要請する。なお、給水所は、必要に応じて、救護所、病院、社会福祉施設等他の施設等 にも設置する。

給水所では、避難所派遣職員、消防班等の協力を得て、住民が自ら持参した容器により給水を 行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

また、給水所への運搬や仮配水管等の設置等についても必要に応じて水道事業者に要請する。

4 周知・広報

水道事業者及び都市整備班は、総務班及び消防班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法 等の周知・広報を行う。

第2 食料の確保、供給

財政班は、総務班、税務班、ボートレース班と連携し、被災者の食料の確保と供給に努め、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村等に対し応援を要請する。

1 食料供給の対象者等

食料は、次の者を対象に、弁当、パンまたは米飯の炊き出し等により供給する。また、乳幼児に対しては、必要に応じて粉ミルク等を供給する。

食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者(高齢者、乳児、食事管理 を要する者等)に対し優先的に実施する。

なお、災害救助法による食料の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 指定避難所等に受入れられたもの
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 住家が被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者
- 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者(災害救助法の実費弁償の対象外である)

■災害救助法による食料の供給

供給の対象	○ 避難所に収容された者○ 住家の被害(全焼、全壊、流出、半焼または床上浸水等)により現に 炊事ができない者○ 町長が、供給が必要と認めた者
給与の方法	○ 炊き出しを行うときは、直ちに知事に災害応急用米穀の供給申請を行う○ 知事が指定する者から供給を受ける

2 需要の把握方法

財政班は、総務班、税務班、ボートレース班及び企画政策班と連携し、食料の需要について、 各班からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 避難所の必要数は、企画政策班が把握する。
- 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て総務班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務班が把握する。

3 業者からの調達

財政班は、総務班、税務班及びボートレース班と連携し、食料の需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等からパン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

4 国の米穀等の調達

本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀及び乾パンの供給を県に 要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、福岡地域センターまたは倉庫の責任者から 調達する。

なお、手続きは、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する要領による。

5 食料の輸送

財政班は、総務班、税務班及びボートレース班と連携し、原則として調達業者に避難所等の指 定地まで食料の輸送を依頼する。

調達業者の輸送が困難なときは、町有車両を利用し、または輸送業者に要請して輸送する。

6 食料の配分

食料は、原則として指定避難所等で供給する。避難所派遣職員は、避難者(班長)、ボランティア等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

7 食料の保管

食料は、状況に応じて物資集配拠点に集積し、財政班、総務班、税務班及びボートレース班が 連携して食料の受け入れ、管理を行う。

第3 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの実施

学校教育班及び生涯学習班は、総務班及び税務班と連携し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる学校の調理室、学校給食センター、 公民館等を使用する。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて、自主防災組織の他に、自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活物資の確保、供給

財政班は、総務班、税務班、ボートレース班と連携し、被災者の生活必需品等の確保と供給に 努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

応援を要請する場合は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して、供給を促す。

1 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。 なお、災害救助法による生活物資の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■供給対象者

- 指定避難所等に受け入れられた者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者(災害救助法の実費弁償の対象外である)

■供給品目

- 寝具(就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等)
- 衣類(肌着、防寒着、婦人服、子ども服等)
- 身回り品(タオル、運動靴、傘等)
- 炊事用具(鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等)
- 日用品(石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等)
- 光熱材料 (マッチ、ロウソク、灯油、簡易コンロ等)
- 保育用品(紙おむつ、ほ乳びん等)
- 生理・衛生用品(マスク等)
- その他必要なもの

2 需要の把握方法

財政班は、総務班、税務班、ボートレース班及び企画政策班と連携し、生活物資の需要について、食料と同様に、各班からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 避難所の必要数は、企画政策班が把握する。
- 住宅残留者の必要数は、自主防災組織等の協力を得て総務班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務班が把握する。

3 業者からの調達

財政班は、総務班、税務班及びボートレース班と連携し、需要調査に基づき備蓄品だけでは不 足すると判断したときは、近隣業者等から生活物資を調達する。

4 生活物資の輸送

財政班は、総務班、税務班及びボートレース班と連携し、原則として調達業者に避難所等の指 定地まで生活物資の輸送を依頼する。

調達業者の輸送が困難なときは、町有車両を利用し、または輸送業者に要請して輸送する。

5 生活物資の保管

財政班は、総務班、税務班及びボートレース班と連携し、調達した生活物資の仕分け、保管等 が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

6 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者(班長)、ボランティア等の協力を得て配布する。

第5 救援物資等の受け入れ、仕分け等

1 救援物資等の保管、仕分け、在庫管理

税務班、生涯学習班及びボートレース班は、物資集配拠点を設置したときは、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、調達または救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。

2 救援物資等の配布方法

調達または救援物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

第6 被災者相談

1 相談窓口の設置

住民班は、福祉班と連携し、住民からの問い合せや生活相談に対応するため、状況に応じて町役場、出張所等に被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■対応事項

- 捜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- り災証明書の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- その他相談事項

第12節 住宅対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	応急仮設住宅の建設等			•	総務班、環境住宅班、都市整備班、福祉班、健康・こども班
2	応急仮設住宅の入居者選定			•	環境住宅班
3	被災住宅の応急修理		•		都市整備班、環境住宅班、消防班

第1 応急仮設住宅の建設等

1 応急仮設住宅建設用地の設定

総務班、環境住宅班及び都市整備班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を設定しておく。

2 需要の把握

環境住宅班は、被害調査の結果及び応急仮設住宅への入居希望世帯数等から、入居資格基準及び該当者を広報で周知した後、必要な応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口または避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。なお、被災者が災害時に町内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

3 公営住宅の確保及び民間賃貸住宅の活用

環境住宅班は、住宅を失った被災者に対し、町営住宅の空き家の確保、供給に努める。また、必要に応じて、民間賃貸住宅への入居斡旋、借り上げ等による供給を検討する。

4 応急仮設住宅の建設

都市整備班及び環境住宅班は、県と十分に協議し、応急仮設住宅の建設に関する計画を立案し、実施する。

応急仮設住宅は、建設業者等に協力を要請し、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、「福岡県災害救助法施行規則」に示されている規模や仕様に基づき、建設を行う。

なお、災害救助法の適用後は、応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を 行うこととされた場合または知事の実施を待つことができない場合は、本部長が行う。

■応急仮設住宅の建設に関する事項

建設の基準	建設の基準は、災害救助法の規定による。住宅の仕様は、入居希望者の 世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設期間	災害発生日から 20 日以内を目標に着工し、速やかに完成する。
建設戸数	住家の全壊・全焼・流失した世帯数の3割以内を基準とする。 ただし、やむを得ないときは、周辺市町村と対象数を調整する。

5 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

6 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内に概ね 50 戸以上設置 したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

7 応急仮設住宅の管理

環境住宅班は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。 県で実施した応急仮設住宅のときは、その管理に協力する。

なお、環境住宅班は、管理を行う際には、福祉班及び健康・こども班と連携し、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

第2 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全焼、全壊または流失した者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※ 被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

環境住宅班は、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法(基準等)に関して選考委員会 等を組織し、その選定を行う。

県で実施した応急仮設住宅の場合は、環境住宅班はその入居者選定に協力する。

第3 被災住宅の応急修理

都市整備班は、環境住宅班及び消防班と連携し、必要と認めるときは、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

なお、災害救助法による被災住宅の応急修理は、福岡県地域防災計画等を参照する。

1 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による応急修理の対象者

- 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

2 応急修理の内容

応急修理は、災害救助法の規定に基づき、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施(給付)するに留める。

3 応急修理の期間

災害が発生した日から1ヵ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、 期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長す る。

4 応急修理を実施する住宅

修理を実施する住宅の選定は、町が行う。

5 町営住宅の応急修理

環境住宅班は、町営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から修理を実施する。

6 県の相談窓口の情報提供

県が住宅金融支援機構九州支店と協議して設置する相談窓口では、住宅に関する相談等の対応 を行うことから、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第13節 防疫・清掃活動

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	被災地の防疫		•		環境住宅班、健康・こども班
2	指定避難所等の保健衛生		•		健康・こども班、福祉班
3	仮設トイレの設置	•			都市整備班、総務班
4	し尿の処理		•		都市整備班
5	生活ごみの処理		•		環境住宅班
6	住家、河川等の障がい物の除去	•			都市整備班、 <i>総務班、環境住宅班、産業観</i> 光班、消防班
7	がれき等の処理			•	環境住宅班、 <i>都市整備班、産業観光班</i>
8	動物の保護、収容		•		環境住宅班、 <i>産業観光班</i>

第1 被災地の防疫

1 防疫活動

環境住宅班は、健康・こども班と連携し、保健所の指示または命令により、清潔方法・消毒方 法の施行や鼠族昆虫等の駆除の防疫活動を行う。

2 防疫チームの編成

環境住宅班は、健康・こども班と連携し、防疫活動を行うために防疫チームを編成する。不足するときは、県または近隣市町に応援要請を行う。

3 防疫用薬剤・資器材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や町が保有する薬剤・資器材を使用する。不足する ときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

4 臨時予防接種

予防接種法第6条の規定により、国・県からの指示に応じて臨時予防接種を行う。

5 作業の実施

災害により感染症が発生し、または発生のおそれがある地域において消毒等を行う。 消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて住民組織や住民の協力を得て、防疫活動を 実施する。

6 家畜防疫

環境住宅班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動 への協力を行う。

第2 指定避難所等の保健衛生

健康・こども班は、福祉班と連携し、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、 被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、避難所、仮設住宅等において要 配慮者に配慮し保健衛生活動を行う。

1 避難所の健康管理

健康・こども班は、福祉班と連携し、遠賀中間医師会、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等との 連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・メンタルヘルスケア等の 健康管理を行う。

2 健康相談等の実施

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本とする。

(1) 健康相談の実施

健康・こども班は、福祉班及び県と連携し、保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭 訪問を行う。

- ア 要配慮者(高齢者、障がいのある人、難病患者、妊婦、乳幼児等)に対する保健指導
- イ 指定避難所等や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- ウ 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- エ心のケア

(2) 栄養相談の実施

健康・こども班は、福祉班及び県と連携し、栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- ア 要配慮者に対する栄養指導
- イ 指定避難所等における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ウ 指定避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

3 被災者に対する衛生指導

健康・こども班は、福祉班と連携し、被災者に対し、広報等を通じて避難所等における台所、 トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。

また、保健所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。

4 入浴情報の提供

健康・こども班は、福祉班と連携し、被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を広報等で行う。

5 災害対策従事者の健康管理

健康・こども班は、福祉班と連携し、災害対策従事者についても、PTSD(心的外傷後ストレス 障がい)等の精神的不安に対し、メンタルヘルスケアの健康管理を行う。

第3 仮設トイレの設置

都市整備班は、総務班と連携し、大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、町の備品及びリース会社等から調達するが、町で調達できないときは、他市町村、県に要請する。

第4 し尿の処理

都市整備班は、広域事務組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、処理施設において処理する。収集・処理が不可能な ときは、県に対して、県内の被災していない市町村等に応援要請を行うよう依頼する。

■留意点

○ し尿処理量の算出基準

要総処理量(*゚゚゚゚゚゚)=(全壊+半壊+床上浸水)戸数×75゚゚゚゚

第5 生活ごみの処理

環境住宅班は、広域事務組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を 策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて町職員が行い、ごみ処理施設で焼却または埋め立てにより処理する。収集・処理が不可能なときは、県に対して、県内の被災していない市町村等に応援要請を行うよう依頼する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

■留意点

- ごみ処理量の算出基準(1戸当たり)
 - ・全壊(流出) 1トン ・半壊 0.5トン ・床上浸水 0.2トン
- 住民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
- 生ごみ等腐食しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

第6 住家、河川等の障がい物の除去

1 住家に係る障がい物の除去

都市整備班は、総務班、環境住宅班、産業観光班及び消防班と連携し、住家またはその周辺に 運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障がいを及ぼす障がい物を除去する。その対象は、 次のとおりである。

■住家障がい物の対象者

- 当面の日常生活が営みえない状態の者
- 住家の被害程度が半壊または床上浸水した者
- 自らの資力では障がい物を除去できない者

なお、災害救助法による障がい物の除去の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

2 河川関係の障がい物の除去

都市整備班は、総務班、環境住宅班、産業観光班及び消防班と連携し、河川、排水路等の巡視を行い、災害による障がい物を除去する。

第7 がれき等の処理

1 がれき等処理の対象

災害時に道路、河川等に流出したがれき等を対象とし、損壊家屋等により発生した多量のがれき等は、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、環境住宅班が都市整備班及び産業観光班と連携し、収集・処理を行う。

2 実施体制

がれき等の処理は、必要に応じて、環境住宅班が都市整備班及び産業観光班と連携し、広域事務組合と協力して行うが、町のみでがれき等の処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

3 処理方法

がれき等の処理方法は、次のとおりである。

■がれき等処理の方法

- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量 を把握する。
- 原則として発生場所でがれき等の分別を行う。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、破砕、選別して最終処分場に運搬し、処理する。
- 適当な分別により可能な限りリサイクルを行う。
- 施設の処理能力を越えるときは、仮置き場を設けて一時保管する。
- がれき等の処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の 遵守を指導する。

第8 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

環境住宅班は、産業観光班と連携し、保健所の指導により、死亡した家畜、野禽等を適切に処理する。死亡した動物の処理に当たっては、宗像・遠賀保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場または死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設または焼却等の方法で処理する。

2 動物の保護・収容放浪動物への対応

環境住宅班は、産業観光班及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護・収容する。保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。

危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。

また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

■愛護動物の保護・収容に関する事項

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物に関する相談の実施
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 (飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

第14節 遺体の処理・埋葬

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	遺体の捜索	•			総務班、 <i>消防班</i>
2	遺体の検案	•			警察署、福祉班、住民班
3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	•			住民班、福祉班
4	遺体の埋葬			•	住民班、環境住宅班、福祉班

第1 遺体の捜索

1 遺体の捜索

総務班は、消防班及び消防本部と連携し、災害による周囲の事情から既に死亡していると推定 される者に対し、警察署、自衛隊等と協力して捜索を行う。遺体を発見したときは、警察署に連 絡し、警察官の検視を受ける。

なお、災害救助法による遺体の捜索の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

2 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱う。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族または被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、町が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

3 捜索に必要な資機材の整備

総務班は、消防班と連携し、震災被害等により、広範囲な捜索活動や長期的な捜索のための自活等を実施するために必要な資機材を整備し、災害発生時に捜索実施機関(警察、消防、自衛隊等)への配分に努める。

■必要な資機材

- 胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし 等捜索用資機材
- 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- トランジスターメガホン、拡声器等広報用資機材

第2 遺体の検案

1 遺体の検視

警察署は、遺体取扱規則に基づき遺体の検視を行い、終了後に遺族に引き渡す。遺体の引取人がないときは、検視調書を添えて町(福祉班、住民班)に引き渡す。

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1 納棺用品等の確保

住民班は、葬儀業者等から、納棺用品、保管のためのドライアイス等を確保するとともに、葬 儀業者等に遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

福祉班は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

また、身元が判明した遺体については、総務班に報告する。

3 遺体の収容、安置

福祉班は、処理を終えた遺体について、遺体安置所へ搬送し、安置する。

■遺体安置所の場所

- 被災地に近い寺院に設置する。
- 適当な施設が確保できないときは、避難所等へ設置する。
- 本部長が指定する場所に設置する。

第4 遺体の埋葬

1 埋火葬許可書

住民班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋葬の実施

住民班は、環境住宅班及び福祉班と連携し、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、または遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

なお、災害救助法による遺体の埋葬の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■埋葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣の斎場等に協力を 要請する。
- 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 引取人のない遺骨は、遺留品とともに保管し、町が指定する墓地に仮埋葬する。
- 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。

- 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理し、引き渡す。
- 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。
- 埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

第15節 文教対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	児童、生徒の安全確保、安否確認	•			学校教育班、 <i>健康・こども班、</i> <i>消防班</i>
2	応急教育			•	学校教育班
3	保育・幼稚園児の安全確保、安否確認	•			健康・こども班 <i>、消防班</i>
4	応急保育		•		健康・こども班
5	文化財の保護			•	生涯学習班

第1 児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

学校長及び学校教育班は、健康・こども班と連携し、風雨等が強くなるおそれがあるときは、 気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、児童、生徒の安全を確保する。

また、事故等により、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部及び消防班等と連携のうえ、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与える。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

学校長は、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、学校で保護する。

4 安否の確認

学校教育班は、健康・こども班と連携し、災害が発生したとき、学校長を通じて児童、生徒、 教職員の安否の確認を行う。

また、児童、生徒が町外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により 連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や児童、生徒への連絡を行う。

5 教職員が被災した場合の措置

災害により教職員に被害が発生した場合、学校教育班は、速やかに県教育庁教育事務所を経由 して、県教育委員会に報告する。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

学校教育班は、学校長を通じて、施設の被害を調査し、応急教育の実施場所を確保する。

■応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等						
大部の 如ぶかやく ゴルチ しょ	\circ	被害を免れた施設(特別教室、屋内体育館等)					
施設の一部が被害を受けたとき	\circ	二部授業の実施					
施設の全部が被害を受けたとき	0	公民館等の公共施設や近隣の学校					
特定の地域について、大きな被	0	被災地外の最寄の学校、公共施設					
害を受けたとき	\bigcirc	応急仮設校舎の設置					

学校が指定避難所となる場合、指定避難所の運営は町が行い、教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、指定避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

(2) 応急教育の準備

学校教育班は、学校長を通じて、応急教育計画に基づき臨時の学級編成を行うなど、応急教育の実施について、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と 連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、概ね次のとおりとする。

■応急教育の内容

学習に関する	○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。
教育内容	○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目。
健康・衛生に 関する指導	○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導○ 衣類、寝具、住居、便所等の衛生指導○ 入浴等身体の衛生指導
	○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活 を指導する。
生活指導	○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲 を持たせる。
	○ 必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した 児童、生徒の心のケア対策を行う。

3 学用品の調達及び給与

学校教育班は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失またはき損し、就学上支障ある 児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書(教材も含む)、文房具及び通学用品を調達し、支 給する。

なお、災害救助法による学用品の給与の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

4 学校給食の措置

学校教育班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。その場合、給食施設等に応急措置を施し、被害があってもできる限り継続実施するようにする。避難所として使用されている学校については、学校給食とり災者への炊き出しとの調整に留意する。

なお、感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

5 被災児童生徒へのメンタルケア

学校教育班、校長及び教職員は、宗像・保健福祉環境事務所、宗像児童相談所等の専門機関と 連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行い、必要に応じてスクールカウンセラー等を 学校に派遣する。

第3 保育・幼稚園児の安全確保、安否確認

1 安全の確保

健康・こども班は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、園長を通じて、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児の安全を確保する。

また、事故等により保育園にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部及び消防班等と連携のうえ、園長を通じて園児を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

健康・こども班は、保護者の迎えがないときは、園長を通じて園児を保育園にて保護する。

3 安否の確認

健康・こども班は、災害が発生したときは、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うととも に、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育(応急教育)

健康・こども班は、園長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行う。

第5 文化財の保護

文化財所有者(防火管理者を置くところは防火管理者)は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を生涯学習班に通報する。

町が所有者または管理する文化財については、生涯学習班がその被害状況を調査し、県教育委 員会に報告する。

第16節 公共施設等の応急対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	水道の応急対策	•			都市整備班
2	下水道の応急対策	•			都市整備班
3	電気の応急対策	•			九州電力株式会社
4	電話の応急対策	•			N T T 西日本株式会社、ドコモグル 一プ各社
5	ガスの応急対策	•			西部ガス
6	道路・橋梁の応急対策	•			都市整備班、関係機関
7	ため池	•			施設管理者
8	その他の公共施設の応急対策		•		財政班、環境住宅班、福祉班、健康・ こども班、都市整備班、産業観光班、 学校教育班、生涯学習班、ボートレ ース班

第1 水道の応急対策

都市整備班は、水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行うよう 水道事業者に要請する。なお、応急・復旧対策は水道事業者である北九州市上下水道局の定める 内容に準じるものとする。

第2 下水道の応急対策

都市整備班は、下水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

都市整備班は、汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 下水道施設の被害状況を早急に把握し、町民への情報提供に努める。
- 汚水管渠、汚水処理施設及びポンプ場が被害を受けた場合、被災施設の応急復旧(仮 設ポンプ設置、汚泥吸引車手配、管内土砂撤去など)による暫定機能の確保を図る。

2 復旧対策

都市整備班は、住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域、排水できないときの措置等を広報するとともに、必要に応じて、県、他市町村の下水道事業者、民間工事事業者等への支援を要請する。

第3 電気の応急対策

九州電力株式会社は、災害により電気の供給が停止し、または停止するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2 復旧対策

住民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画 を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容(送電設備、変電設備、通信設備、配電設備)
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

第4 電話の応急対策

NTT西日本株式会社及びドコモグループ各社等は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信輻輳の緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 避難場所等への特設用公衆電話の設置、携帯電話の貸出し(ドコモグループ各社等)
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル「171」の提供
- 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第5 ガスの応急対策

災害が発生したときは、西部ガスが定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

1 応急対策

西部ガス本社内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

■ガスの応急対策

- 工場ホルダー及び原材料貯糟の出入弁のしゃ断
- ガス製造の停止
- 圧送計画の変更及び送出弁のしゃ断
- 供給ホルダーの出入弁のしゃ断
- 被害地域のバルブしゃ断
- 高中圧ラインのガス放散
- その他状況に応じた適切な措置

2 復旧対策

西部ガスは、次のような復旧計画を策定し復旧にあたる。

■ガスの復旧対策

- 非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧 にあたる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い速やかな ガス供給再開にあたる。

第6 道路・橋梁の応急対策

都市整備班及び道路管理者等は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

応急復旧対策にあたっては、災害対応拠点をつなぐ道路(啓開道路)やライフライン事業者の 被災状況を考慮して応急復旧の優先順位を決定する。

1 応急対策

都市整備班は、災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障がい物の状況を調査する。 また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急 の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行 い、運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、都市整備班は、町道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

2 復旧対策

都市整備班は、町道が被災したときは、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、町単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 ため池

ため池施設管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水 位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難体制の強化を 行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、 速やかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第8 その他の公共施設の応急対策

町役場、公民館等の公共施設、社会福祉施設の管理者は、災害が発生したときは、利用者等の 安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を第一とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

第3章 風水害応急 第16節 公共施設等の応急対策

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第17節 災害警備活動

	項 [初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	警備体制の確立	•			警察署
2	防犯活動への協力			•	環境住宅班、 <i>消防班</i>

第1 警備体制の確立

1 災害警備体制の確立

警察署は、災害警備計画に基づき迅速に警備体制を確立する。

2 警察の役割

警察署は、関係機関と協力し、次の事項について住民等の生命と身体の保護を第一とした災害 警備活動に努める。

■災害警備活動の内容

- 情報の収集及び伝達
- 被害実態の把握
- 警戒区域の設定
- 被災者の救出救護
- 行方不明者の捜索
- 被災地、危険箇所等の警戒
- 住民等に対する避難指示及び誘導
- 不法事案等の予防及び取締(防犯)
- 避難路及び緊急輸送路の確保
- 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 民心の安定に必要な広報活動
- 関係機関の応急対策等に対する協力

第2 防犯活動への協力

1 巡回パトロール

環境住宅班は、消防班、消防本部及び警察署と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

環境住宅班は、消防班と連携し、自治防犯組合に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。関係各班は、所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第4章 地震•津波応急対策計画

第 1節 応急活動体制

第 2節 情報の収集伝達、災害警戒

第 3節 災害広報

第 4節 応援要請・受け入れ

第 5節 災害救助法の適用

第 6節 救助・救急・消防活動

第 7節 医療・救護活動

第 8節 交通対策・緊急輸送

第 9節 避難対策

第10節 要配慮者等対策

第11節 生活救援活動

第12節 住宅対策

第13節 防疫·清掃活動

第14節 遺体の処理・埋葬

第15節 文教対策

第16節 公共施設等の応急対策

第17節 二次災害の防止対策

第18節 災害警備活動

本章は、地震・津波の震災時に町及び防災関係機関が実施する様々な対応について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

第1節 応急活動体制

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	職員の動員配備	•			総務班
2	警戒活動	•			総務班
3	災害警戒本部の設置	•			総務班
4	災害対策本部の設置、廃止	•			総務班
5	災害対策本部の運営	•			総務班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

町は、地震が発生した場合や津波注意報・警報等が発令された場合、次の配備体制をとる。 災害時の職員の配備は、震度情報、津波情報及び災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【地震・津波災害】

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
予防体制	津波予防配備	○ 芦屋町にて震度2の揺れを感じたとき ○ 芦屋町に国外等の地震により数時間後に津波到着の可能性があるとき ○ その他、総務班長が必要と認めたとき	災害情報の収集、 伝達災害の注意、警戒各公共施設の管理	津波 予防配備要員 (防災担当課長)
災害本部	地震 津波 第1 配備	○ 芦屋町にて震度3の揺れを感じたとき○ 芦屋町に津波注意報が発令されたとき○ その他、総務班長が必要と認めたとき	○ 災害情報の収集、 伝達○ 被害拡大防止に向けた警戒○ 各公共施設の管理	地震・津波 第1配備要員 (課長、防災担当課 員、各施設管理課員)
	地震 津波 第 2 配備	○ 芦屋町にて震度4の揺れを感じたとき○ 芦屋町に津波警報が発令されたとき○ その他、総務班長が必要と認めたとき	○ 局地的な応急対策 活動○ 各公共施設の管理	地震・津波 第2配備要員 (各班で定める職 員)

第4章 地震・津波応急 第1節 応急活動体制

災害 対策 本部	地震 津波 第 3 配備	○ 芦屋町にて震度5以上の揺れを感じ、全庁的な警戒体制が必要になったとき ○ 芦屋町に津波警報以上が発令されたとき ○ その他、町長(本部長)が必要と認めたとき	○ 町の組織および機 能のすべてによる応 急対策活動	地震・津波 第3配備要員 (全職員)
----------	-----------------------	--	--	--------------------------

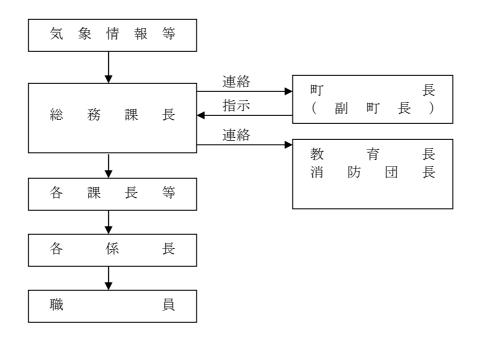
注) 震度は気象庁発表の値を用いる

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、該当職員は、勤務時間外(夜間、休日も含む)において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統



3 参集場所

各職員は、勤務時間内・勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。交通途絶等で困難なと きは、最寄りの指定避難所等へ参集する。

4 参集の報告

参集した班員は、班長に参集報告を行う。

各班長は、班内の参集状況をとりまとめ、各対策部長に報告する。

各対策部長は、部内の参集状況をとりまとめ、総務対策部長に報告する。

総務対策部長は、全体の参集状況をとりまとめ、対策本部長に報告する。

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

第4章 地震・津波応急 第1節 応急活動体制

■各課の配備体制【地震災害】

■合衆の配補や削	地成火百				
	予防体制	災害警戒	本部体制	災害対策 本部体制	
課名	津波	地震・津波	地震・津波	地震・津波	
	予防配備	第1配備	第2配備	第3配備	
総務課	防災担当課員	防災担当課員	課員		
企画政策課		課長	課員		
芦屋港活性化推進室		室長	室員		
財 政 課		施設管理課員	課員		
都市整備課		施設管理課員	課員		
税務課		課長	係長以上		
環境住宅課		施設管理課員	課員		
福 祉 課		施設管理課員	課員		
健康・こども課		施設管理課員	課員	全 職 員	
住 民 課		課長	係長以上		
産業観光課		施設管理課員	課員		
会 計 課			課長		
議会事務局		課長	係長以上		
学校教育課		施設管理課員	課員		
生涯学習課		施設管理課員	課員		
災害対策等応援班		班 員	班員		
ボートレース部 ※ ボートレース部の定める計画による					

■配備基準【地震災害】

地震	津波	配備体制
震度2	国外等の地震により数時間後に津波到達の可能性がある 場合など	予防配備
震度3	津波注意報発令から	第1配備
震度4	津波警報(津波)発令から	第2配備
震度5以上	津波警報(大津波)発令から	第3配備

注)この基準は、災害発生時の目安であり、本部の判断により配備体制が変更される可能性がある。

第 2 警戒活動

1 警戒活動(予防配備)

防災担当職員(総務班)は災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要がある と認めるときは、警戒活動を行う。

■警戒活動の基準

- 芦屋町にて震度2の揺れを感じたとき
- その他の状況により、総務課長が必要と認めたとき

2 活動体制、活動内容

担当職員(総務班)は、地震・津波災害予防体制として、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震及び津波情報等の収集・伝達
- 地震及び津波による被害状況に関する情報収集
- 住民への地震及び津波情報等の伝達
- 各公共施設の状況確認

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、庁内総務課に災害警戒本部を設置 し、地震・津波第1、第2配備体制として担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- 芦屋町にて震度3から4の揺れを感じたとき
- 芦屋町域沿岸に津波注意報以上が発令されたとき
- その他の状況により、総務課長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、総務課 庶務係長がこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 地震及び津波情報等の収集、伝達
- 地震及び津波による被害拡大防止に向けた情報収集、警戒巡視
- 県及び関係機関への被害状況等の伝達
- 住民への地震及び津波情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務課長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。 また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、町長の判断によりは災害対 策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置、廃止

1 災害対策本部の設置

町長は、次の場合に、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 町域で震度5以上の地震が発生したとき
- 地震で多数の被害が発生したとき
- 町域沿岸に津波注意報以上が発表されたとき
- 町域で津波による多数の被害が発生したとき
- その他、町長が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、庁舎内総務課に置く。
- 災害対策本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「芦屋町災害対策本部」等の標識を掲示する。
- 町役場が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長(町長)の判断により、 災害対策本部を移設する。

2 現地災害対策本部

被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

■現地災害対策本部の概要

- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

本部長(町長)は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務課は、災害対策本部を設置または廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に 応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先			通知及び公表の方法
各		班	○ 庁内放送、一般電話、FAX、ホームページ等
関	係 機	関	○ 一般電話、FAX、ホームページ等
住	民	等	○ 防災行政無線、一般電話、広報車、ホームページ、報道機関等
報	道機	関	○ 一般電話、FAX、ホームページ等

第5 災害対策本部の運営

災害対策本部の設置及び指揮の権限、災害対策本部の組織、災害対策本部会議、関係機関連絡室の設置、分掌事務等、災害対策本部の運営に関する事項は、「第3章第1節第5 災害対策本部の運営」を参照。

■芦屋町災害対策本部の組織図

	芦屋町	防災会議	対策部名	
			班名	平常時課名
	本部長	町 長	┌──総務対策部(総務課長	[)
			総務班(事務局)	総務課
			災害対策等応援班	総務課
	副本部長	副町長 教育長	企画政策班	企画政策課
	即个印义	消防団長	n .	芦屋港活性化推進室
			財政班	財政課、会計課
			税務班	税務課
			議会班	議会事務局
本			 ── 住民生活対策部(住民	是課長)
		総務課	住民班	住民課
\ 77		企画政策課	環境住宅班	環境住宅課
部		芦屋港活性化推進室 財政課	福祉班	福祉課
		都市整備課	健康・こども班	健康・こども課
会		産業観光課		ī整備課長)
4		環境住宅課 税務課	都市整備班	都市整備課
	本部員	住民課	産業観光班	産業観光課
議	, .,	健康・こども課	┆ │ ├──教育対策部(学校教育	育課長)
		福祉課 会計課	学校教育班	学校教育課
		議会事務局	生涯学習班	
		学校教育課 生涯学習課		
		ボートレース部	一 ボートレース部 (局長	•
		消防団	ボートレース班	
			"	事業課
			"	企画課
			│	€)
			↓ 消防班	消防団
			消防本部	
			, ; : 現地対策本部(周辺	7公共施設)
			※ 本部女の指示・	′1911年で本づる刈水

要員が配置される。

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	地震及び津波情報の収集伝達及び周知	•			総務班、 <i>消防班</i>
2	通信体制の確保	•			総務班
3	津波災害の警戒・巡視活動	•			総務班、都市整備班、産業観光班、 消防班、 <i>関係各班</i>
4	初期情報の収集	•			総務班、環境住宅班、関係各班
5	被害調査		•		関係各班
6	災害情報のとりまとめ	•			総務班
7 ±	迅速な住民の安否確認と支援情報等の 是供	•			総務班、住民班
8	県、関係機関への被害報告、通知	•			総務班
9	国への被害報告	•			総務班

第1 地震及び津波情報の収集伝達及び周知

地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報や地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠となる情報である。

また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し、被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁業従事者等をはじめ、漁船や漁具、ヨットなどにおいても避難させることが減災につながることになる。

このため、緊急地震速報、津波警報・注意報等の収集伝達を迅速・確実に行う。

1 地震及び津波情報の発表

福岡管区気象台または気象庁本庁は、地震及び津波に関する情報を発表する。

総務班は、消防班と連携し、地震を覚知した場合、速やかに福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

気象庁による津波警報等は津波予報区に対して発表され、本町は「福岡県日本海沿岸」に区分される。

■地震情報の種類

■ 地震情報の	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	○ 地震発生約1分半後に、震度3以上を 観測した地域名と地震の揺れの発現時 刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表 した場合は発表しない)	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表○ 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される 場合 ・緊急地震速報(警報)を発表 した場合	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	○ 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関す る情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

■津波情報の種類

種類	内 容				
津波予報	○ 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生 してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波 注意報を発表				
津波の到達予測時刻・予想される津 波の高さに関する情報	○ 各津波予報区(本町は福岡県日本海沿岸が該当)の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値 (メートル単位)または2種類の定性的表現で発表				
各地の満潮時刻・津波の到達時 刻に関する情報	○ 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表				
津波観測に関する情報	○ 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表				

沖合の津波観測に関する情報	○ 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測力推 定される沿岸での津波の到着時刻や高さを津波予報区単 位で発表
津波に関するその他の情報	○ 津波に関するその他必要な事項を発表

■津波予報区の対象区域

地方中枢	対象予報区	津波予報区	区	域
福岡管区気象台	17区	 福岡県日本海沿岸	○ 福岡県(北九 有明海沿岸を除く	州市門司区以東及び)

■津波警報の種類と発表される津波の高さ等

津波警	n. + + + **	津波の高さ予想の	発表され	る津波の高さ	津波警報等を見聞き	
報等の 種類	発表基準	区分	数値で の発表	定性的表現 での発表	した場合にとるべき 行動	
	予想される津波	10m<高さ	10m超		沿岸部や川沿いにい る人は、ただちに高台	
大津波 警報	の高さが高いと ころで3mを超	5 m<高さ≦10m	10m	巨大	る人は、たたりに同日 や避難ビルなど安全 な場所へ避難する。	
	える場合	3 m < 高さ≦ 5 m	5 m		津波は繰り返し襲っ てくるので、津波警報 が解除されるまで安全な場所から離れない。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。	
津波警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1 mを超 え、3 m以下の 場合	1 m<高さ≦3 m	3 m	高い		
津波 注意報	予想される津波 の高さが高いと ころで 0.2m以 上、1m以下の 場合であって、 津波による災害 のおそれがある 場合	0.2m≦高さ≦1 m	1 m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

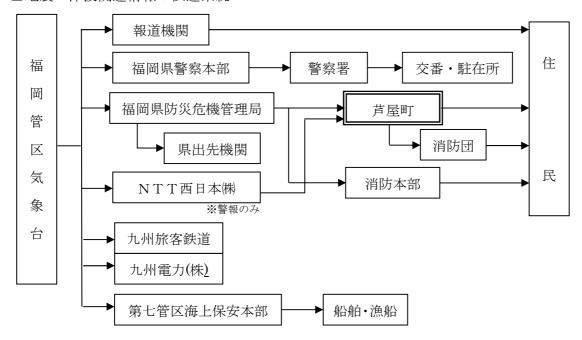
注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 伝達系統

総務班は、消防班と連携し、地震及び津波の関連情報の収集、伝達を行い、速やかに住民及び 関係機関へ伝達及び周知する。

住民への周知については、下図の他に全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報伝達システム、福岡県震度情報ネットワークシステム、エリアメール、防災行政無線、地域情報伝達システム等の様々なツールを活用し、適宜行うものとする。

■地震・津波関連情報の伝達系統



3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

総務班は、消防班と連携し、地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで 震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立を図る。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。

4 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官や海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。(災害対策基本法第54条)

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局及びその他の関係機関に通報する。

■通報を要する異常現象

事項	現	象
地震に関する事項	群発地震:数日間以上にわたり頻	賃繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動	

第2 通信体制の確保

地震・津波災害時の通信体制の確保に関する事項は、「第3章第2節第2 通信体制の確保」を 参照。

第3 津波災害の警戒・巡視活動

1 災害対策本部の設置前の警戒・巡視活動

総務班、都市整備班、産業観光班、消防班は、関係各班と連携し、津波災害の警戒・巡視活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防班を配置する。

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒・巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所等の施設提供と自主避難者への対応

2 災害対策本部の設置後の警戒・巡視活動

消防班は、総務班、産業観光班及び都市整備班と連携し、津波災害の警戒・巡視活動を行う。 その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒・巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への津波情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 地区避難所の施設提供と自主避難者への対応

3 沿岸地域住民等の自衛措置

- (1) 沿岸地域住民
- ア.強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津 波警報(大津波・津波)が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な 場所に避難する。
- イ. 海水浴客や釣り人等は、津波注意報が発令された場合には、直ちに海浜付近から離れる。
- ウ. 津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所(近くの高台、避難路・避難地、津波避難ビル等、鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。) に避難する。
- エ. 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、防災行政無線、地域情報伝達システムなどを通じて入手する。

第4章 地震・津波応急 第2節 情報の収集伝達、災害警戒

- オ. 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- カ. 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで、ア〜オなどの最善の措置をとる。(避難を継続する。)
- キ. 河川のそばにいるときは、流れに対して直角方向に素早く避難する。

(2) 船舶

- ア. 強い揺れ (震度4程度以上) を感じたとき、長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、 直ちに港外退避(時間の余裕がある場合) する。
- イ. 津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに港外退避(時間の余裕がある場合)する。
- ウ. 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ. 津波の来襲に猶予時間がある場合、港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛 するなど最善の措置をとる。
- オ. 警報、注意報が解除されるまで、ア~エなどの最善の措置をとる。

第4 初期情報の収集

地震・津波災害時の初期情報の収集に関する事項は、「第3章第2節第4 初期情報の収集」を 参照。

第5 被害調査

地震・津波災害時の被害調査に関する事項は、「第3章第2節第5 被害調査」を参照。

第6 災害情報のとりまとめ

地震・津波災害時の災害情報のとりまとめに関する事項は、「第3章第2節第6 災害情報のとりまとめ」を参照。

第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

地震・津波災害時の迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供に関する事項は、「第3章第2節 第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供」を参照。

第8 県、関係機関への被害報告、通知

地震・津波災害時の県、関係機関への被害報告及び通知に関する事項は、「第3章第2節第8 県、関係機関への被害報告、通知」を参照。

第9 国への被害報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当するとき、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国(総務省消防庁)に報告する。

■直接即報基準

- 地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したとき(被害の有無を問わない)
- 人的被害または住家被害が生じたもの

第3節 災害広報

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	災害広報	•			総務班、企画政策班、関係各班
2	報道機関への協力要請及び報道対応	•			総務班、企画政策班
3	関係機関による広報		•		関係機関
4	相談窓口の設置		•		住民班、福祉班

第1 災害広報

地震・津波災害時の災害広報に関する事項は、「第3章第3節第1 災害広報」を参照。

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

地震・津波災害時の報道機関への協力要請及び報道対応に関する事項は、「第3章第3節第2 報道機関への協力要請及び報道対応」を参照。

第3 関係機関による広報

地震・津波災害時の関係機関による広報に関する事項は、「第3章第3節第3 関係機関による 広報」を参照。

第4 相談窓口の設置

地震・津波災害時の相談窓口の設置に関する事項は、「第3章第3節第4 相談窓口の設置」を 参照。

第4節 応援要請・受け入れ

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	自衛隊派遣要請、受け入れ等	•			総務班
2	県、他市町村等への応援要請等	•			総務班
3	消防応援の要請、受け入れ等	•			総務班、 <i>消防班</i>
4	要員の確保	•			関係各班
5	ボランティアの活動支援		•		福祉班、 <u>生涯学習班</u> 、 <i>関係各班</i>

第1 自衛隊派遣要請、受け入れ等

地震・津波災害時の自衛隊派遣要請及び受け入れ等に関する事項は、「第3章第4節第1 自衛隊派遣要請、受け入れ等」を参照。

第2 県、他市町村等への応援要請

地震・津波災害時の県及び他市町村等への応援要請に関する事項は、「第3章第4節第2 県、他市町村等への応援要請等」を参照。

第3 消防応援の要請、受け入れ等

地震・津波災害時の消防応援の要請及び受け入れ等に関する事項は、「第3章第4節第3 消防応援の要請、受け入れ等」を参照。

第4 要員の確保

地震・津波災害時の民間団体等への協力要請に関する事項は、「第3章第4節第4 要員の 確保」を参照。

第5 ボランティアの活動支援

地震・津波災害時のボランティアの活動支援に関する事項は、「第3章第4節第5 ボランティアの活動支援」を参照。

第5節 災害救助法の適用

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	災害救助法の適用申請	•			総務班
2	災害救助費関係資料の作成及び報告			•	総務班、関係各班

第1 災害救助法の適用申請

地震・津波災害時の災害救助法の適用申請に関する事項は、「第3章第5節第1 災害救助法の 適用申請」を参照。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

地震・津波災害時の災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事項は、「第3章第5節第2 災害救助費関係資料の作成及び報告」を参照。

第6節 救助・救急・消防活動

項目	初応復動急旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 行方不明者名簿の作成及び捜索		住民班、総務班、福祉班、健康・こ ども班、消防班
2 救助活動の実施		消防班、総務班
3 救急活動の実施		総務班、 <i>消防班</i>
4 消防活動の実施	•	消防班、 <i>総務班</i>

第1 行方不明者名簿の作成及び捜索

地震・津波災害時の行方不明者名簿の作成及び捜索に関する事項は、「第3章第6節第1 行方 不明者名簿の作成及び捜索」を参照。

第2 救助活動の実施

地震・津波災害時の救助活動の実施に関する事項は、「第3章第6節第2 救助活動の実施」を 参照。

第3 救急活動の実施

地震・津波災害時の救急活動の実施に関する事項は、「第3章第6節第3 救急活動の実施」を 参照。

第4 消防活動の実施

1 基本方針

地震発生時における同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。

■基本方針

- 消防本部及び消防班は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。
- 住民及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止対策を行う。

2 消防本部の活動

消防本部は、次の情報収集を行うとともに、次の点に留意して消火活動を行う。

■情報収集

- 延焼火災の状況に関する情報収集
- 消防活動の状況及び通行可能な道路に関する情報収集
- 消防水利等の状況に関する情報収集

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難 路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 指定避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。

3 消防班の活動

消防班は、総務班と連携し、災害時に次のような活動を行う。

■消防班の活動内容

出火防止	○ 状況に応じて住民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○ 火災時は、消防本部と協力し、消火活動を行う。○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	○ 避難情報が発令されたときは、住民に伝達するとともに、関係 機関と連携し、避難誘導を行う。

4 住民、自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生したときは、初期消火活動を行い、消防班が到着したと きは、その指示に従う。

■住民、自主防災組織の活動内容(事業所の活動もこれに準ずる)

火気の遮断	○ ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止
初期消火活動	○ 火災が発生したときは、消火器、くみおき水等を活用して消火活動を実施する。
初期救出活動	○ 近隣に軽微な下敷者を発見したときは、防災機関に連絡するとと もに、近所の人と協力して救出を行う。

5 事業所の活動

事業所は、火災が発生したときは、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。 また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

第7節 医療・救護活動

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	医療救護チームの編成	•			健康・こども班
2	医療救護所の設置	•			健康・こども班
3	医療救護活動	•			健康・こども班
4	後方医療機関の確保と搬送	•			健康・こども班
5	医薬品、医療資機材の確保	•			健康・こども班
6	被災者の健康と衛生状態の管理		•		健康・こども班、福祉班、関係各班
7	心のケア対策			•	健康・こども班、福祉班

地震及び津波災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握すると ともに関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資 機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は、近隣の二次救急医療機関、災害拠点病院等で対応する。

なお、本町が属する北九州保健医療圏において、新小文字病院、北九州市立医療センター、健和会大手町病院、北九州総合病院、九州労災病院、戸畑共立病院、北九州市立八幡病院、産業医科大学病院、地域医療機能推進機構九州病院が災害拠点病院として指定されている。

第1 医療救護チームの編成

地震・津波災害時の医療救護チームの編成に関する事項は、「第3章第7節第1 医療救護チームの編成」を参照。

第2 医療救護所の設置

地震・津波災害時の医療救護所の設置に関する事項は、「第3章第7節第2 医療救護所の設置」を参照。

第3 医療救護活動

地震・津波災害時の医療救護活動に関する事項は、「第3章第7節第3 医療救護活動」を参照。

第4 後方医療機関の確保と搬送

地震・津波災害時の後方医療機関の確保及び搬送に関する事項は、「第3章第7節第4 後方医療機関の確保と搬送」を参照。

第5 医薬品、医療資機材の確保

地震・津波災害時の医薬品及び医療資機材の確保に関する事項は、「第3章第7節第5 医薬品、 医療資機材の確保」を参照。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

地震・津波災害時の被災者の健康及び衛生状態の管理に関する事項は、「第3章第7節第6 被 災者の健康と衛生状態の管理」を参照。

第7 心のケア対策

地震・津波災害時の心のケア対策に関する事項は、「第3章第7節第7 心のケア対策」を参照。

第8節 交通対策 聚急輸送

項目	初応動急	 担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 交通情報の収集、道路規制		都市整備班、產業観光班、消防班
2 道路交通の確保		都市整備班、産業観光班
3 車両、燃料の確保、配車		総務班
4 緊急通行車両の確認申請	•	総務班
5 緊急輸送	•	財政班、総務班、税務班、ボートレー ス班
6 物資集配拠点の設置	•	学校教育班、ボートレース班、 <i>総務</i> 班、税務班
7 臨時ヘリポートの設置	•	総務班

第1 交通情報の収集、道路規制

地震・津波災害時の交通情報の収集及び道路規制に関する事項は、「第3章第8節第1 交通情報の収集、道路規制」を参照。

第2 道路交通の確保

地震・津波災害時の道路交通の確保に関する事項は、「第3章第8節第2 道路交通の確保」 を参照。

第3 車両、燃料の確保、配車

地震・津波災害時の車両・燃料の確保及び配車に関する事項は、「第3章第8節第3 車両、 燃料の確保、配車」を参照。

第4 緊急通行車両の確認申請

地震・津波災害時の緊急通行車両の確認申請に関する事項は、「第3章第8節第4 緊急通行車両の確認申請」を参照。

第5 緊急輸送

地震・津波災害時の緊急輸送に関する事項は、「第3章第8節第5 緊急輸送」を参照。

第6 物資集配拠点の設置

地震・津波災害時の物資集配拠点の設置に関する事項は、「第3章第8節第6 物資集配拠 点の設置」を参照。

第7 臨時ヘリポートの設置

地震・津波災害時の臨時ヘリポートの設置に関する事項は、「第3章第8節第7 臨時ヘリポートの設置」を参照。

第9節 避難対策

項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 避難情報等の発令	•			総務班、 <i>企画政策班、関係各班</i>
2 警戒区域の設定	•			総務班、 <i>企画政策班</i>
3 避難誘導	•			総務班、消防班
4 広域的避難者の受け入れ		•		総務班、学校教育班、生涯学習班
5 指定避難所等の開設	•			総務班、学校教育班、生涯学習班
6 指定避難所等の運営		•		企画政策班、学校教育班、生涯学習班、 <i>関係各班</i>
7 帰宅困難者対策	•			環境住宅班、ボートレース班

第1 避難情報等の発令

1 避難情報等の発令の基準

町長が行う避難情報等の発令は、一般的には次のような事象・事態が発生、または予想され、 住民等の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準として実施する。

避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保を指示することができる。

避難情報等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの 専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該指示に関する事項について助言を求める。

■地震の場合の発令基準

- ○防災関係機関から災害に関する警告または通報があり、避難を要すると判断されるとき
- ○建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なときまたは建物の倒壊により周囲に影響を 及ぼすとき
- ○延焼火災が拡大または拡大のおそれがあるとき
- ○地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき
- ○ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
- ○その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

2 避難情報等の発令の伝達

総務班は、避難情報等を発令した際は、企画政策班、関係各班、関係機関及び施設管理者等と 連携し、すみやかに防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、または直接住民に対し 周知する。

この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。情報の伝わりにくい要配慮者、避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班、企画調整班及び関係各班ー	方災行政無線、地域情報伝達システム、緊急速報メ ール、ホームページ、福岡県災害緊急情報自動配信 ンステム、広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等(飲	館内放送、口頭、ハンドマイク等
	〇避難対象地域 〇避難批	旨示等の理由
伝達事項	○避難先 ○注意事	事項(戸締まり、携行品)等
	○避難経路	

地震発生時とその後の余震等の警戒時に応じて、住民がとるべき行動を分け、「住民に行動を促す情報」及び「住民自ら行動をとる際に参考となる情報」との対応を明確にし、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。住民に行動を促す情報等は以下のとおりとする。

■住民がとるべき行動と防災気象情報の関係

住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に	
正以がこのべて打到	避難情報等	参考となる情報	
(地震発生時) 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急地震速報	地震情報	
(余震等の警戒時)災害が発生する おそれが極めて高い状況等になって おり、緊急に避難する	避難指示 緊急安全確保	地震情報	

その他については、地震・津波災害時の避難情報等の発令に関する事項は、「第3章第9節第1 避難情報等の発令」を参照。

第2 警戒区域の設定

地震・津波災害時の警戒区域の設定に関する事項は、「第3章第9節第2 警戒区域の設定」を 参照。

第3 避難誘導

地震・津波災害時の避難誘導に関する事項は、「第3章第9節第3 避難誘導」を参照。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、災害予防対策で検討した自動車で安全かつ確実に避難できる方策に基づき、適切に避難を行う。

第4 広域的避難者の受け入れ

地震・津波災害時の広域的避難者の受け入れに関する事項は、「第3章第9節第4 広域的避難者の受け入れ」を参照。

第5 指定避難所等の開設

地震・津波災害時の指定避難所等の開設に関する事項は、「第3章第9節第5 指定避難所等の 開設」を参照。

第6 指定避難所等の運営

地震・津波災害時の指定避難所等の運営に関する事項は、「第3章第9節第6 指定避難所等の 運営」を参照。

第7 帰宅困難者対策

地震・津波災害時の旅行者・滞在者の安全確保に関する事項は、「第3章第9節第7 帰宅困難者対策」を参照。

第10節 要配慮者等対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	要配慮者の安全確保、安否確認	•			福祉班、消防班、総務班
2	要配慮者の避難支援	•			福祉班、総務班、消防班
3	指定避難所等の要配慮者に対する応急 で援		•		福祉班、健康・こども班
4	福祉避難所等の確保、要配慮者の移送		•		福祉班、健康・こども班
5	要配慮者への各種支援			•	福祉班、健康・こども班
6	福祉仮設住宅の供給			•	環境住宅班、 <i>総務班、福祉班</i>
7	福祉仮設住宅での支援			•	福祉班、健康・こども班
8	外国人、旅行者、帰宅困難者への支援	•			産業観光班、ボートレース班、 <i>総務</i> 班、住民班、関係各班

第1 要配慮者の安全確保、安否確認

地震・津波災害時の要配慮者の安全確保及び安否確認に関する事項は、「第3章第 10 節第1 要配慮者の安全確保、安否確認」を参照。

第2 要配慮者の避難支援

地震・津波災害時の要配慮者の避難支援に関する事項は、「第3章第10節第2 要配慮者の避 難支援」を参照。

第3 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援

地震・津波災害時の指定避難所等の要配慮者に対する応急支援に関する事項は、「第3章第10 節第3 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援」を参照。

第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

地震・津波災害時の福祉避難所等の確保及び要配慮者の移送に関する事項は、「第3章第10節 第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送」を参照。

第5 要配慮者への各種支援

地震・津波災害時の要配慮者への各種支援に関する事項は、「第3章第10節第5 要配慮者への各種支援」を参照。

第6 福祉仮設住宅の供給

地震・津波災害時の福祉仮設住宅の供給に関する事項は、「第3章第10節第6 福祉仮設住宅の供給」を参照。

第7 福祉仮設住宅での支援

地震・津波災害時の福祉仮設住宅での支援に関する事項は、「第3章第10節第7 福祉仮設住 宅での支援」を参照。

第8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援

地震・津波災害時の外国人・旅行者・帰宅困難者への支援に関する事項は、「第3章第10節第 8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援」を参照。

第11節 生活救援活動

	項目	初動		復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	飲料水の確保、供給	•			都市整備班、水道事業者、 <i>総務班、</i> 消防班
2	食料の確保、供給	•			財政班、総務班、税務班、ボートレー ス班
3	炊き出しの実施、支援		•		学校教育班、生涯学習班、 <i>総務班、税務班</i>
4	生活物資の確保、供給	•			財政班、総務班、税務班、ボートレー ス班
5	救援物資等の受け入れ、仕分け等		•		税務班、生涯学習班、ボートレース班
6	被災者相談		•		住民班、福祉班

第1 飲料水の確保、供給

地震・津波災害時の飲料水の確保及び供給に関する事項は、「第3章第11節第1 飲料水の確保、供給」を参照。

第2 食料の確保、供給

地震・津波災害時の食料の確保及び供給に関する事項は、「第3章第11節第2 食料の確保、 供給」を参照。

第3 炊き出しの実施、支援

地震・津波災害時の炊き出しの実施及び支援に関する事項は、「第3章第11節第3 炊き出しの実施、支援」を参照。

第4 生活物資の確保、供給

地震・津波災害時の生活物資の確保及び供給に関する事項は、「第3章第11節第4 生活物資の確保、供給」を参照。

第5 救援物資等の受け入れ、仕分け等

地震・津波災害時の救援物資等の受け入れ及び仕分け等に関する事項は、「第3章第11節第5 救援物資等の受け入れ、仕分け等」を参照。

第6 被災者相談

地震・津波災害時の被災者相談に関する事項は、「第3章第11節第6 被災者相談」を参照。

第12節 住宅対策

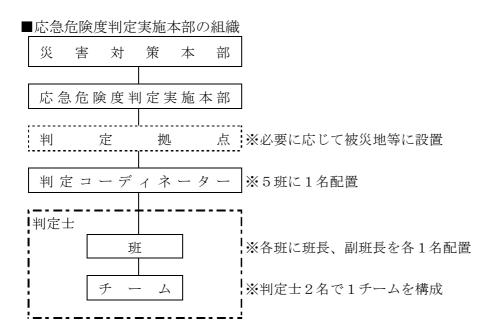
	項 目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	被災建築物の応急危険度判定		•		都市整備班
2	被災宅地の危険度判定		•		都市整備班、総務班
3	応急仮設住宅の建設等			•	総務班、環境住宅班、都市整備班、福祉班、健康・こども班
4	応急仮設住宅の入居者選定			lacksquare	環境住宅班
5	被災住宅の応急修理		•		都市整備班、環境住宅班、消防班

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、「被災建築物応急危険度判定必携」((財)日本建築防災協会)等に基づき判定作業を行う。

都市整備班は、必要に応じて県及び福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会の協力のも と、「被災建築物応急危険度判定必携」(全国被災建築物応急危険度判定協議会編)((一財)日本 建築防災協会発行)等に基づき被災建築物の応急危険度判定を実施する。



■応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ

- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定士の確保

都市整備班は、被災建築物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

■応急危険度判定士の確保

- 資格を有する職員の召集
- 町内建築関係団体への派遣要請
- 県、資格を有する関係団体への派遣要請

3 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。 実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備(移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保)
- 住民への広報、相談等

4 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、町職員が担当するが、不足するときは、都市整備班は、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

5 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済(使用可)」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

半	定区分	ステッ	カーの色	判定結果の意味
危	隊	赤	色	○ 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高 い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要	注 意	青	色	○ 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意 することにより立ち入りが可能である。

第4章 地震・津波応急 第12節 住宅対策

調査済	緑 色	○ 建築物の損傷が少ない場合で、建築物は使用可
(使用可)	一个	能である。

6 判定後の措置

都市整備班は、応急危険度判定の結果に基づき、「調査済み(使用可)」、「要注意」、「危険」の ステッカーを建築物入口等に貼付することで注意を促し、二次災害を防止する。

また、「危険」と判断された建築物に対し、立ち入り禁止の措置を促す。

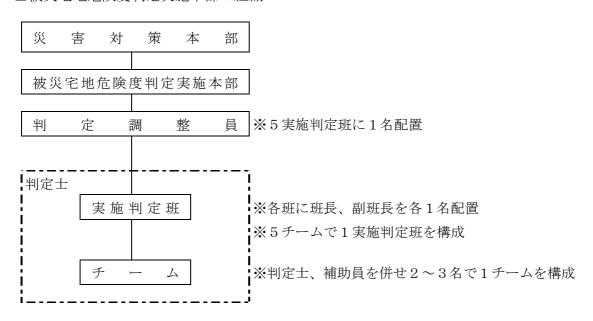
第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、「被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。 都市整備班は、必要に応じて県及び福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会の協力のもと、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災地危険度判定連絡協議会編)等に基づき次の

■被災宅地危険度判定実施本部の組織

ように判定作業を行う。



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。 実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備(移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保)
- 住民への広報、相談等

3 判定調整員

判定調整員は、町職員が担当するが、不足するときは、県に応援を要請する。判定調整員は、マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの 現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のも と、別途調査を行う。

第3 応急仮設住宅の建設等

地震・津波災害時の応急仮設住宅の建設等に関する事項は、「第3章第12節第1 応急仮設住 宅の建設等」を参照。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

地震・津波災害時の応急仮設住宅の入居者選定に関する事項は、「第3章第12節第2 応急仮設住宅の入居者選定」を参照。

第5 被災住宅の応急修理

地震・津波災害時の被災住宅の応急修理に関する事項は、「第3章第12節第3 被災住宅の応 急修理」を参照。

第13節 防疫・清掃活動

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	被災地の防疫		•		環境住宅班、健康・こども班
2	指定避難所等の保健衛生		•		健康・こども班、福祉班
3	仮設トイレの設置	•			都市整備班、総務班
4	し尿の処理		•		都市整備班
5	生活ごみの処理		•		環境住宅班
6	住家、河川等の障がい物の除去	•			都市整備班、 <i>総務班、環境住宅班、産業</i> <i>観光班、消防班</i>
7	がれき等の処理			•	環境住宅班、 <i>都市整備班、産業観光班</i>
8	動物の保護、収容		•		環境住宅班、 <i>産業観光班</i>

第1 被災地の防疫

地震・津波災害時の被災地の防疫に関する事項は、「第3章第13節第1 被災地の防疫」を参 照。

第2 指定避難所等の保健衛生

地震・津波災害時の指定避難所等の保健衛生に関する事項は、「第3章第13節第2 指定避難 所等の保健衛生」を参照。

第3 仮設トイレの設置

地震・津波災害時の仮設トイレの設置に関する事項は、「第3章第13節第3 仮設トイレの設置」を参照。

第4 し尿の処理

地震・津波災害時のし尿の処理に関する事項は、「第3章第13節第4 し尿の処理」を参照。

第5 生活ごみの処理

地震・津波災害時の生活ごみの処理に関する事項は、「第3章第13節第5 生活ごみの処理」 を参照。

第6 住家、河川等の障がい物の除去

地震・津波災害時の住家・河川等の障がい物の除去に関する事項は、「第3章第13節第6 住家、河川等の障がい物の除去」を参照。

第7 がれき等の処理

地震・津波災害時のがれき等の処理に関する事項は、「第3章第13節第7 がれき等の処理」を参照。

第8 動物の保護、収容

地震・津波災害時の動物の保護及び収容に関する事項は、「第3章第13節第8 動物の保護、 収容」を参照。

第14節 遺体の処理・埋葬

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	遺体の捜索	•			総務班、 <i>消防班</i>
2	遺体の検案	•			<u>警察署</u> 、 <i>福祉班、住民班</i>
3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	•			住民班、福祉班
4	遺体の埋葬			•	住民班、環境住宅班、福祉班

第1 遺体の捜索

地震・津波災害時の遺体の捜索に関する事項は、「第3章第14節第1 遺体の捜索」を参照。

第2 遺体の検案

地震・津波災害時の遺体の処理及び検案に関する事項は、「第3章第14節第2 遺体の処理、 検案」を参照。

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

地震・津波災害時の納棺用品等の確保と遺体の収容・安置に関する事項は、「第3章第14節第 3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置」を参照。

第4 遺体の埋葬

地震・津波災害時の遺体の埋葬に関する事項は、「第3章第14節第4 遺体の埋葬」を参照。

第15節 文教対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	児童、生徒の安全確保、安否確認	•			学校教育班、健康・こども班、消防班
2	応急教育			•	学校教育班
3	保育・幼稚園児の安全確保、安否確認	•			健康・こども班、 <i>消防班</i>
4	応急保育		•		健康・こども班
5	文化財の保護			•	生涯学習班

第1 児童、生徒の安全確保、安否確認

地震・津波災害時の幼稚園児・児童・生徒の安全確保及び安否確認に関する事項は、「第3章第15節第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認」を参照。

第2 応急教育

地震・津波災害時の応急教育に関する事項は、「第3章第15節第2 応急教育」を参照。

第3 保育・幼稚園児の安全確保、安否確認

地震・津波災害時の保育・幼稚園児の安全確保及び安否確認に関する事項は、「第3章第15節第3 保育・幼稚園児の安全確保、安否確認」を参照。

第4 応急保育

地震・津波災害時の応急保育に関する事項は、「第3章第15節第4 応急保育」を参照。

第5 文化財の保護

地震・津波災害時の文化財の保護に関する事項は、「第3章第15節第5 文化財の保護」を参照。

第16節 公共施設等の応急対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	水道の応急対策	•			都市整備班
2	下水道の応急対策	•			都市整備班
3	電気の応急対策	•			九州電力株式会社
4	電話の応急対策	•			N T T西日本株式会社、ドコモグル 一プ各社
5	ガスの応急対策	•			西部ガス
6	道路・橋梁の応急対策	•			都市整備班、関係機関
7	その他の公共施設の応急対策		•		財政班、環境住宅班、福祉班、健康・ こども班、都市整備班、産業観光班、 学校教育班、生涯学習班、ボートレ ース班

第1 水道の応急対策

地震・津波災害時の水道の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第1 水道の応急対策」 を参照。

第2 下水道の応急対策

地震・津波災害時の下水道の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第2 下水道の応急対 策」を参照。

第3 電気の応急対策

地震・津波災害時の電気の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第3 電気の応急対策」 を参照。

第4 電話の応急対策

地震・津波災害時の電話の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第4 電話の応急対策」 を参照。

第5 ガスの応急対策

地震・津波災害時のガスの応急対策に関する事項は、「第3章第16節第5 ガスの応急対策」 を参照。

第6 道路・橋梁の応急対策

地震・津波災害時の道路・橋梁の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第6 道路・橋梁 の応急対策」を参照。

第7 その他の公共施設の応急対策

地震・津波災害時のその他の公共施設の応急対策に関する事項は、「第3章第16節第8 その 他の公共施設の応急対策」を参照。

第17節 二次災害の防止対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	危険箇所の安全対策	•			総務班、都市整備班、 <i>環境住宅班、</i> <i>学校教育班</i>
2	広報及び避難対策	•			総務班、企画政策班、 <i>消防班</i>

第1 危険箇所の安全対策

総務班及び都市整備班は、環境住宅班及び学校教育班と連携し、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害、宅地災害等の危険箇所について、環境住宅班、学校教育班、専門技術者、九州防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等の協力を得て、危険箇所についての情報を収集し、必要な措置を講ずる。

■危険箇所の安全対策

区分	対象地域・箇所	措置
危険斜面	◆急傾斜地崩壊危険箇所 ◆土石流発生危険区域	◆立入禁止の措置 ◆落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	◆幹線道路沿道の建物 ◆小中学校通学路沿道の 建物	◆立入禁止の措置 (建物の高さの 1/2 の範囲内を目安に) ◆沿道通行禁止措置の実施 ◆幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の同意を得て、町が行う)
ブロック塀等		◆倒壊、落下危険の標識設置 ◆通学路沿道のブロック塀等の取り壊し (所有者の同意を得て、町が行う)

注)被災建築物の応急危険度判定は、本章 第12節 第1、第2を参照。

第2 広報及び避難対策

総務班及び企画政策班は、二次災害の危険箇所について、住民に対し広報活動を行う。 総務班及び企画政策班は、消防本部、消防班の協力を得て、必要に応じ避難情報の発令等の措置を講ずる。

第18節 災害警備活動

	項目	初動	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	警備体制の確立	•		警察署
2	防犯活動への協力		•	環境住宅班、 <i>消防班</i>

第1 警備体制の確立

地震・津波災害時の警備体制の確立に関する事項は、「第3章第17節第1 警備体制の確立」 を参照。

第2 防犯活動への協力

地震・津波災害時の防犯活動への協力に関する事項は、「第3章第17節第2 防犯活動への協力」を参照。

第5章 原子力災害等応急対策計画

第1節 原子力災害への対策

第2節 各種危険物施設等への災害対策

第3節 林野火災への対策

第4節 その他大規模事故への対策

本章は、原子力災害をはじめとする大規模事故あるいは広範囲にわたる災害時において、町及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順などを定めたものである。

第1節 原子力災害への対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	体制の整備	•			総務班、 <i>消防班</i>
2	情報の収集、提供	•			総務班、企画政策班
3	緊急避難		•		総務班、環境住宅班、 健康・こども班
4	原子力災害での応急対策		•		環境住宅班、 <u>産業観光班</u> 、 学校教育班

第1 体制の整備

総務班は、消防班と連携し、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備え、住民への情報伝達体制等必要な措置をとるとともに、国、県、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

1 災害対策本部の設置

本部長は、原子力災害による影響が町に及ぶことが明らかとなった場合、災害対策本部を設置し、応急対策活動に必要な部・班を配備する。

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、庁舎内総務課に置く。
- 災害対策本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「芦屋町災害対策 本部」等の標識を掲示する。
- 町役場が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長(町長)の判断により、災害対策本部を移設する。

2 災害対策本部の設置、指揮の権限

本部長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置及び指揮を行うが、町長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

■代行順位

第1順位 副町長 第2順位 教育長 第3順位 総務課長

3 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務班は、災害対策本部を設置または廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に 応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先		先	通知及び公表の方法
各		班	○ 庁内掲示板(POWER EGG)、庁内放送、一般電話
関	係機	関	○ 一般電話、FAX、県防災行政情報通信ネットワーク、ホームページ 等
住	民	等	○ 防災行政無線、地域情報伝達システム(戸別受信機)、一般電話、広報車、ホームページ、報道機関等
報	道 機	関	○ 一般電話、FAX、災害情報共有システム(Lアラート)、ホームページ等

5 分掌事務

原子力災害に関し、町が処理すべき事務または業務は次のとおりである。

■対処すべき事務または業務

所 掌 事 項

- 1 災害状況の把握及び伝達
- 2 緊急時モニタリングへの協力
- 3 広域的避難民等の受け入れに係る協力
- 4 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限
- 5 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等
- 6 被ばく傷病者等の診断及び措置への協力
- 7 放射性物質による汚染の除去
- 8 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- 9 各種制限措置の解除
- 10 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- 11 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減
- 12 文教対策
- 13 原子力防災に関する知識の普及と啓発

第2 情報の収集、提供

1 定点・定期観測及び情報の提供

総務班及び企画政策班は、関係機関等から放射能発生源に関する情報を収集するとともに、町内における放射能等の観測の体制を整え、観測値の変動に注視する。

また、町ホームページ等を通じて随時住民に情報提供を行う。

2 住民への情報伝達活動

総務班及び企画政策班は、関係機関等から収集した原子力災害の状況(事故の状況、緊急時モニタリング結果等)、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制など、住民に対し正確かつきめ細かな情報を提供する。情報提供に際しては、要配慮者に配慮する。

また、インターネットやメール等を活用した情報提供を行う。

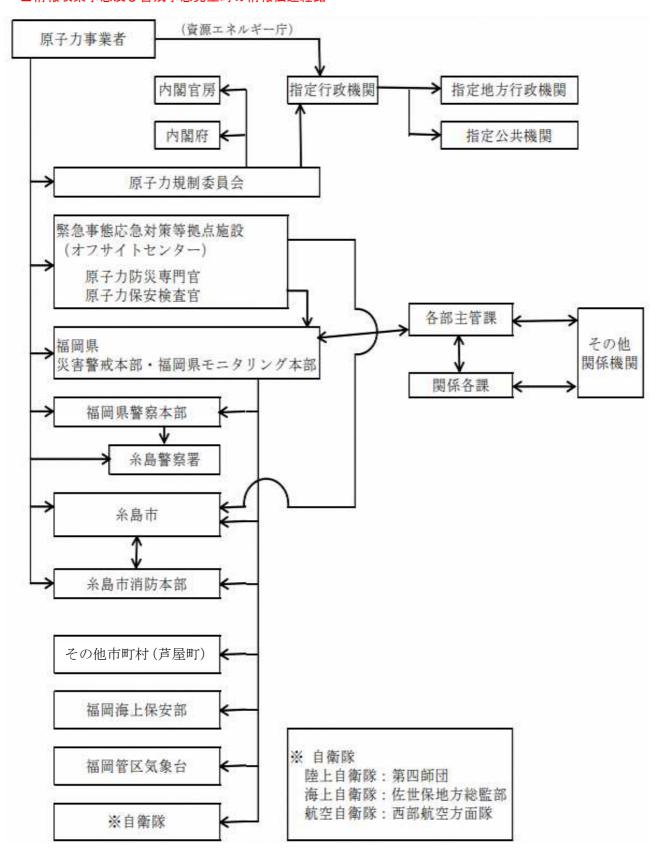
なお、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制を図る。

3 住民等からの問い合わせへの対応

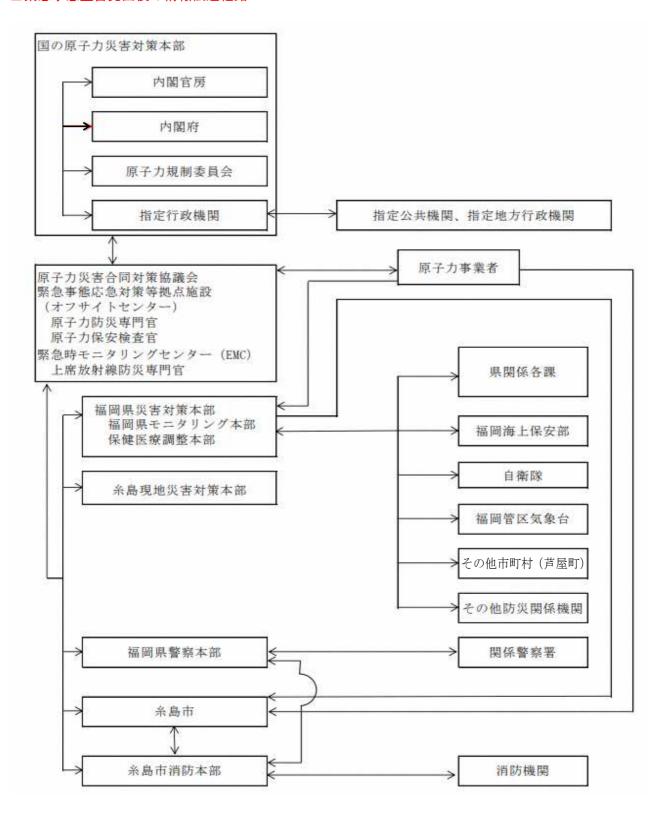
総務班及び企画政策班は、住民からの問い合わせに対応するため、窓口の設置等の体制を検討する。

また、県等の協力を得て、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備えて置くようにする。

■情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路



■緊急事態宣言発出後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

(資料:県地域防災計画(原子力災害対策編))

第3 緊急避難

1 広域避難者の受け入れ

(1) 避難者の受け入れ

総務班、環境住宅班及び健康・こども班は、原子力災害の発生地周辺市町村に避難のための 立退きの勧告または指示が出された際に、本町が避難先として避難者を受け入れる場合にお いては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

なお、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な指定避難所において受け入れる体制を整える。

(2) 避難者の健康対策

健康・こども班は、指定避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う 汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

2 住民の緊急避難への対応

総務班及び環境住宅班は、放射性物質の拡散による影響が予想され、住民の緊急的な避難が必要となった場合には、避難指示等を行うとともに、警戒区域の設定及び立入制限を行う。

また、速やかに住民に情報提供を行う。

なお、原子力災害時においては、迅速に避難する必要があり、自動車による避難が効果的であることから、避難にあたっては、自家用車の利用を認めることとし、その場合は、努めて乗り合いによるものとする。

避難方向や避難場所については、現場や県による情報、風向き等の気象情報等を収集・整理し、 適切に判断する。

第4 原子力災害での応急対策

1 緊急時モニタリング活動への協力

環境住宅班、産業観光班及び学校教育班は、県より緊急時モニタリング活動への協力を依頼された場合、これに協力する。

協力する事項は次のとおりである。

■県の緊急時モニタリング活動への協力事項

- 環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング
- 要員の派遣
- 資器材の貸与

2 飲料水、飲食物の摂取制限等

環境住宅班、産業観光班及び学校教育班は、国の指導・助言、指示または県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表のOIL(運用上の介入レベル)及び食品中の放射性物質の規格基準(食品衛生法)を超えまたは超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水(水道水を除く)の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

また、水道水については、水道水中の放射性物質に係る管理目標値である放射性セシウム 10 ベクレル/kgを著しく超過する場合や長期間超過することが見込まれる場合、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。

さらに、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

■飲食物摂取制限に関するOIL*1

基準の 種類	基準の概要	初期設定値*2	防護措置の概要
飲食物に係	OIL6による飲食物の摂取制限を	0. 5 μ Sv/h ^{**3}	数日内を目途に飲食
るスクリー	判断する準備として、飲食物中の放射	(地上1mで計測し	物中の放射性核種濃
ニング基準	性核種濃度測定を実施すべき地域を	た場合の空間放射線	度を測定すべき区域
	特定する際の基準	量率) ※4	を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止す	(別表を参照)	1週間内を目途に飲
	るため、飲食物の摂取を制限する際の		食物中の放射性核種
	基準		濃度の測定と分析を
			行い、基準を超えるも
			のにつき摂取制限を
			迅速に実施。

(別表)

核種*5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{**6}
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 IAEA (国際原子力機関)では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である飲食物に係るスクリーニング基準を定める。
- ※2 初期設定値:緊急事態当初に用いるOILの値。地上沈着した放射性核種組成が明確になった 時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値。
- ※4 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率。実際の適用に当たっては、空間放射線量率 計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を 補正する必要がある。
- %5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(資料:原子力規制委員会「原子力災害対策指針」) (資料:県地域防災計画(原子力災害対策編))

3 農林畜産物等の摂取及び出荷制限

産業観光班は、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの要請内容について周知するとともに、県の要請等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

また、上記の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

- 農作物の作付け制限
- 農林水産物等の採取・漁獲の禁止
- 農林水産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 家畜の避難・処分
- その他必要な措置

産業観光班は県と協力し、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備する とともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査・検査を実施し、関係者に情報提供を行う。

4 飲料水の供給

環境住宅班、産業観光班及び学校教育班は、県が飲料水の摂取制限等の措置を要請したときは、 必要に応じて住民への応急給水等の措置を講じる。

5 文教対策

学校教育班及び学校は、原子力災害における児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

(1) 学校施設の被害状況の把握、応急復旧

学校等及び学校教育班は、公立の学校やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去(除染)に努める。

(2) 応急教育の実施

学校等及び学校教育班は、原子力災害により、学校施設が被災した場合または指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、応急教育を実施する。

なお、避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

第2節 各種危険物施設等への災害対策

	項目	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	危険物等災害の応急対策	•			消防班、関係各班

第1 危険物等災害の応急対策

1 危険物等の対象と対応方針

本節の危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。また、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設(以下「放射性物質取扱施設」という。)からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出または運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

危険物等災害が発生したときは、消防本部及び消防班が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。消防班は、消防本部と連携し、これら施設の管理者、保安監督者等に対し、その安全管理を指導する。

なお、大規模地震等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

2 災害対策本部の設置

町長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

消防班は、消防本部と連携し、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、 被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、町及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

消防班は、施設管理者と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出 救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

5 二次災害の防止措置

消防班は、各種危険物を取り扱い、または保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模地震等が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、消防、警察等関係機関へ通報し、速やかに必要な応急措置を行う。

第5章 原子力災害等応急 第2節 各種危険物施設等への災害対策

■二次災害の防止措置

区分	応 急 対 策
	○ 危険物取り扱い作業の緊急停止と安全点検
	○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置
危険物施設	○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立
	○ 消防、警察等関係機関への通報
	○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措置
丰姗,劇姗炽大块乳	○ 施設等の安全確認
毒物・劇物保有施設	○ 汚染区域の拡大防止措置
	○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認
高圧ガス施設	○ 落下防止、転倒防止等の安全措置
	○ 火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
	○ 施設等の安全確認
火薬類貯蔵施設	○ 火薬類の数量等の確認
	○ 危険なときの警告、通報措置
北京	○ 施設等の安全確認
放射性物資保有施設	○ 危険なときの警告、通報措置

第3節 林野火災への対策

		応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 林野火災の応急対策	•			総務班、消防班

第1 林野火災の応急対策

1 対応方針

林野火災が発生したとき、総務班及び消防班は、消防本部と連携し、消火活動を行う。

なお、林野火災は、消火活動が極めて困難であることから、空中消火の実施要請など、状況に 応じて近隣消防機関、県等の広域応援体制を確立する。

2 情報伝達

林野火災の発見者は、直ちに消防本部、町役場等へ通報する。

町長または消防団長は、林野火災が発生したときは、県、隣接市町村、警察署等へ通報すると ともに、状況に応じ、地区住民、入山者等に対し周知を図る。

なお、消防班は、火災の規模等が通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県 (防災危機管理局)に即報を行う。

■通報基準

- 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- 空中消火を要請したもの
- 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- 人的被害が発生したもの

3 活動体制の確立

(1) 現場指揮本部の設置

消防班は、消防本部と連携し、必要に応じて現場指揮本部を設置し、林業関係団体、関係機関と連携して防御にあたる。

(2) 関係機関への応援要請

町長及び消防団長は、火災が拡大し、消火困難と認めるときは、現地対策本部を設置し、 消防相互応援や自衛隊の派遣要請により広域的な応援体制をとる。

4 空中消火の実施

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利が利用不能な場合が多いため、必要に応じて空中消火を行う。

総務班は、自衛隊等による円滑な空中消火を実施するための体制をとる。

第5章 原子力災害等応急 第3節 林野火災への対策

■空中消火の実施方法

空中消火の要請	地上消火が困難と認めるときは、県へ通報し、防災へリコプター、 自衛隊へリコプター等の空中消火を要請する。					
	空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。					
	○ 陸空通信隊の編成					
 空中消火の支援体制	○ 林野火災用防災地図の作成					
全甲相外の文抜件制	○ 空中消火補給基地の設定					
	○ 臨時ヘリポート等の設定					
	○ 空中消火用資機材等の点検、搬入					

5 報告及び記録

総務班は、消防班と連携し、焼損面積 20ha 以上のときは、林野火災調査資料を作成し、県に報告する。

6 応急対策活動

総務班及び消防班は、消防本部と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

■主な応急対策活動

- 事故状況の実態の把握、的確な情報の収集、関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示等
- 死傷病者の身元確認
- 県または他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整
 - 注) 各項目の詳細は、本章の関連節を参照のこと。

第4節 その他大規模事故への対策

	初動	応急	復旧	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1 大規模事故の応急対策	•			総務班

第1 大規模事故の応急対策

1 大規模事故の対象と対応方針

原子力災害を除く大規模事故として対象となる災害は、次のとおりである。

大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が 局地的であり、町全域に甚大な被害が発生することはないといえる。

大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することが基本となる。

■対象となる災害の種類

- 大規模な道路事故または海難事故
- 航空機事故
- 土木工事における事故
- ガス、化学物質の漏洩、大規模なガス爆発

2 災害対策本部の設置

町長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する 概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

なお、町及び関係機関で対応できない場合は、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

町は、消防本部及び警察、事故発生源関係者等と密接に連携し、災害の拡大を防止するための 消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行 う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

第6章 災害復旧復興計画

第1節 被災者等の生活再建等の支援

第2節 災害復旧事業第3節 復興計画

本章は、被災した住民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第1節 被災者等の生活再建等の支援

	項目	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	生活相談等	住民班、 <i>福祉班</i> 、関係各課
2	り災証明の発行	税務班、 <i>総務班、消防本部</i>
3	義援金等の受け入れ、配分	総務班、 <i>財政班</i>
4	災害弔慰金等の支給	総務班、福祉班
5	災害援護資金等の貸与	総務班、福祉班
6	租税の減免等	税務班、住民班、福祉班
7	住宅復興資金の融資	環境住宅班
8	災害公営住宅の建設等	環境住宅班、都市整備班
9	雇用機会の確保	産業観光班
1 0	郵便事業の支援措置	郵便局
1 1	農林漁業者への支援	産業観光班
1 2	中小企業者への支援	産業観光班
1 3	風評被害等への対応	企画政策班、產業観光班、 <i>福祉班、</i> 生涯学習班

第1 生活相談等

1 生活相談

住民班、福祉班及び関係各班は、災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確か つ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて被災地を巡回して 移動相談を行う。

(2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、必要な情報を関係機関に提供する。 相談窓口では、町の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な 担当窓口へ繋げる。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、町は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 女性のための相談受付

住民班、福祉班及び関係各班は、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や女性特有の問題に関する相談に対応するため、避難所等において女性の相談員や保健師等を派遣するなどの相談受付体制を整える。

第2 り災証明の発行

1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害の被害認定基準について」について (令和3年6月24日付府政防第670号)及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月)に準じた区分とし、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定する。

■災害に係る住家の被害認定基準

2 11 1 1 1 2 1 4	15 11 11 - 1	•				
被害の程度	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成要 素の経済的被害の住家 全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

2 り災証明の発行

税務班は、被災者からのり災証明の発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ、り災証明書を発行する。り災台帳及び被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行し、申請者の立証資料(「証明書」等)をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。火災に関するり災証明は、消防本部が発行する。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。 なお、災害救助法適用以外の災害時は、総務班がり災証明書を発行する。

■り災照明の範囲

0	全壊	0	大規模半壊	0	中規模半壊	0	半壊
\circ	準半壊	\bigcirc	準半壊に至らない	(一音	ß損壊)		

3 被害届出証明書の発行

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により受けた、り災証明の対象事項でない被害については、被害届出があったことを証明する(被害の事実は証明しない)。

税務班は、被災者からの被害届出に対し、必要に応じて被害届出証明書を発行して対応する。 なお、災害救助法適用以外の災害時は、総務班が被害届出証明書を発行する。

■被災証明の担当及び証明の範囲

税務班	○ 家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊等
消防本部	〇 火災による焼損等

4 被災者台帳の整備

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者 の援護を実施するための基礎となる台帳(以下「被災者台帳」という。)を作成する

(1) 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、または記録する。

■被災者台帳の記載事項

- ・氏名、出生の年月日、男女の別、住居または居所
- ・住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- 罹災証明書の交付の状況
- ・町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その 提供先
- ・上記の提供を行った場合は、その旨及び日時
- ・被災者台帳の作成に当たって、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律」(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- ・その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 被災台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長のその他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

(3) 台帳情報の利用

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、または記録された情報(以下「台帳情報」という。)を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

(4) 台帳情報の提供

町は、次の何れかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、または記録された情報(以下「台帳情報」という。)を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために提供する。

■台帳情報の提供の条件

- ・本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意があるとき、または本人に提供するとき
- ・他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

■申請者への記載事項

- ・申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- ・提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ・提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- ・その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

町は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、または申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3 義援金等の受け入れ、配分

1 義援金の受け入れ

総務班は財政班と連携し、義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行 うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金の保管

財政班は義援金を被災者に配分するまで、指定金融機関に専用口座(当該災害に関する義援金 受付専用口座)をつくり、受け払い簿を作成し管理・保管する。

3 義援金の配分

総務班は財政班と連携し、義援金の配分に関して配分委員会を設けて、配分比率及び配分方法 を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する

第4 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

総務班及び福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)第3条の規定に基づく芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金

総務班及び福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な住民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金を支給する。

総務班及び福祉班は、この支援金の申請を受け付け、取りまとめて県に提出する。

■法適用の要件

■伝週用り	XII
	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害(同
	条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。) が発生し
	た市町村における自然災害
	② 10 世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
	③ 県内で 100 世帯以上の住宅が全壊した自然災害
	④ 県内で①または②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が
	全壊した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害
対象となる	⑤ ①または②に規定する市町村若しくは 100 世帯以上の住宅が、全壊被害
自然災害	が発生した都道府県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人
	口 10 万人未満に限る)
	⑥ ①または②に規定する市町村を含む都道府県若しくは 100 世帯以上の住
	宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合かつ
	・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口 10 万人未満に限る)にお
	ける自然災害
	・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る)におけ
	る自然災害
	① 住宅が全壊した世帯
	② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体
	した世帯
	③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続し
対象世帯	ている世帯
	④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難
	である世帯(大規模半壊世帯)
	⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困
	難である世帯(中規模半壊世帯)

■支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	支援金の支給額					
被災世帯の区分	基礎支援金	加算支援金				
	至候入1友立	住宅の再建方法	支給額			
全壊		建設・購入	200万円			
(損害割合50%以上)	解体 100万円	補修	100万円			
解体 長期避難		賃貸	50万円			
大規模半壊		建設・購入	200万円			
(損害割合 4 0 %台)	50万円	補修	100万円			
(頂音引音40/0日)		賃貸	50万円			
中規模半壊		建設・購入	100万円			
(損害割合30%台)	_	補修	50万円			
(損舌剖合30%百)		賃貸	25万円			

■支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

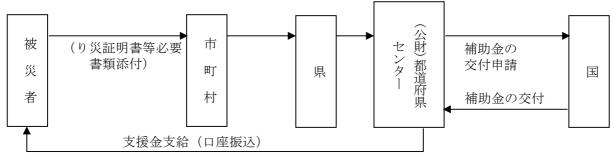
(申請時の添付書面) ①基礎支援金:罹災証明書、住民票等

②加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等

(申請期間) ①基礎支援金:災害発生日から13月以内

① 加算支援金:災害発生日から37月以内

■被災者生活再建支援制度のフロー



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を(公財)都道府県センターに委託している。

4 芦屋町規定による見舞金

町は、災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害について、芦屋町規定に基づき、被災者に対し、見舞金を支給する

第5 災害援護資金等の貸与

1 災害援護資金

総務班及び福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ町に、無利子で貸し付ける。

■災害援護金の内容

災	害対象	県内において災害	手救助法が適用	された市町村が1以上ある自然	:災害		
		1 世帯主の1か月以	上の負傷		150 万円		
		2 家財等の損害	P	家財の 1/3 以上の損害	150 万円		
				住居の半壊	170 万円		
			<i>'</i>	住居の全壊	250 万円		
				住居の全体が滅失または流出			
		3 1 と 2 が重複した場		1 と 2 の7の重複	250 万円		
貸	付限度額			1 と 2 のイの重複	270 万円		
			<i>'</i>	1 と 2 の り の 重複	350 万円		
				場合であって、被災した住居を			
		に際し、残存部を取		导ない場合等特別の事情がある。 			
				2の1の場合	250 万円		
			1	= -/ - ₂₀₀ H	350 万円		
		/ !!! # !	ウ	3 の (の 場合	350 万円		
		(世帯人員)	(町民税における総所得金額)			
		1人		220 万円			
		2 人		430 万円			
	所得制限	3 人		620 万円			
貸		4人	/ . I 136 7 .	730 万円)		
貸付条件		5人以上		ごとに 730 万円に 30 万円を加え			
余 件		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。					
' '	利 率	年 3%(据置期間は無利子)					
	据置期間	3年(特別の事情がある場合5年)					
	償還期間	10年(据置期間含む)					
	償還方法	年賦または半年賦					
根	拠法令	災害弔慰金の支給等	に関する法律	(昭和 48 年法律第 82 号)			

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害、または「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯が、生活を立て直すために臨時に必要となる経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金または福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

町社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■生活福祉資金の内容

- 総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- 福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- 教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- 不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活 資金)

3 母子父子寡婦福祉資金

県(宗像・遠賀保健福祉環境事務所)は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭または寡婦等に対し資金を貸し付ける。

災害の場においては、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には償還金の支払 い猶予する特例や、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据え置き期間の 延長の特例が設けられている。

福祉課は、この受付事務を行う。

■貸付資金の要件と種類

	○ ひとり親家庭の母または父で、20歳未満の子どもを扶養している人								
	\bigcirc	○ かつて母子家庭の母だった人(寡婦)							
要件	○ 配偶者と死別または離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及 び寡婦以外の人								
		(所得制限あり)							
	\bigcirc	事業開始	\bigcirc	技能習得	\bigcirc	修業			
種類	\bigcirc	事業継続	\bigcirc	生活	\bigcirc	就学支度			
俚炽	\bigcirc	住宅	\bigcirc	転宅	\bigcirc	医療介護			
	\circ	就職支度	\bigcirc	修学	\circ	結婚			

第6 租税の減免等

税務班、住民班及び福祉班は、災害によって被害を受けた住民に対して町民税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

■町税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	○ 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出また は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該 期限の延長を行う。					
徴 収 猶 予	○ 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町民税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)					
	○ 被災した納税(納付 免、課税免除、納付義)義務者に対し、該当する各税目等について減 務の免除を行う。				
	個人の町民税 (個人の県民税を含む)	○ 被災した納税義務者の状況に応じて減免 を行う。				
	固定資産税	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産 (土地、家屋、償却資産)について行う。				
減免・免除	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 国民年金保険料 医療費一部負担金 心身障害者扶養共済掛金 軽自動車税等	○ 被災により生活が著しく困難となった場 合に減免を行う。				
	特別土地保有税					

■国・県の減免等の種類

制 度 名	窓口
更生医療身体補装具および重度身体障がい者 日常生活用具の自己負担額の減免	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	宗像・遠賀保健福祉環境事務所、児童相談 所、町
精神障害者措置入院費の減免	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免および徴収猶予	県税事務所
国税の減免および納税猶予	税務署

第7 住宅復興資金の融資

環境住宅班は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度の情報提供等を行う。

1 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、自然災害により住宅に被害が生じ、り災証明が交付されている被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害復興住宅資金の融資を行う。

第8 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、 住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収 または被災者へ転貸するために借り上げる。

環境住宅班及び都市整備班は、低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け災害公営住宅を整備し入居させる。環境住宅課及び都市整備課は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

第9 雇用機会の確保

産業観光班は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業の斡旋について、被災者に情報を提供するとともに、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者 の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

■公共職業安定所の措置

- 公共職業安定所内に、被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または 巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度 の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施

第10 郵便事業の支援措置

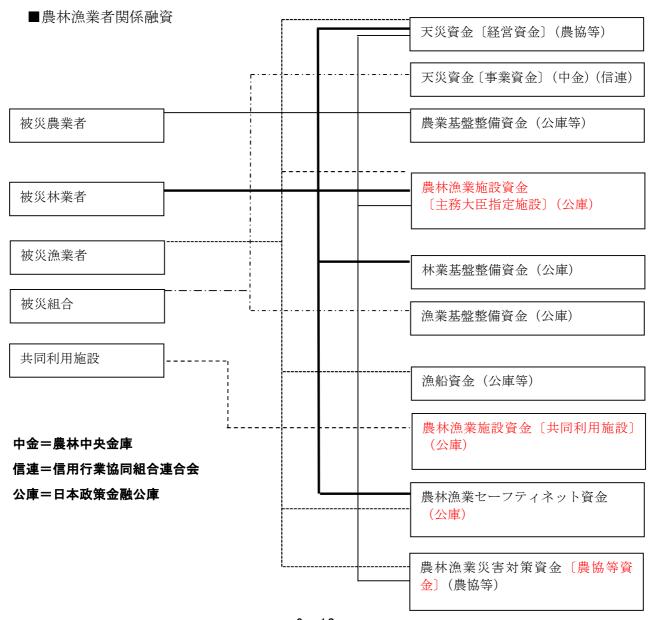
郵便事業株式会社(福岡支店)、管内郵便局長は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵便事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便書簡の無償交付
- 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除(救助用物資を内容とするゆうパック、救助用または見舞い用の現金書留郵便物)
- 郵便貯金等の非常取り扱い(災害救助法の適用があった場合)

第11 農林漁業者への支援

産業観光班は、県、農業協同組合等の協力により、被災した農林漁業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。



第12 中小企業者への支援

産業観光班は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の 情報提供を行う。

■融資制度の種類

- 福岡県による融資(中小企業融資制度【緊急経済対策資金】)
- 株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(国民生活事業)による融資
- 株式会社商工組合中央金庫による融資

第13 風評被害等への対応

企画政策班及び産業観光班は、福祉班及び生涯学習班と連携し、災害時の風評による人権侵害・ 産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討し速やかに実施する。

■風評被害等への対応例

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 車内吊り広告
- テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 町広報紙への掲載
- 講演会等の開催

第2節 災害復旧事業

	項目	担 当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
1	災害復旧事業の推進	関係各班
2	激甚法による災害復旧事業	関係各班
3	原子力災害復旧対策	環境住宅班、福祉班、健康・こども班、 産業観光班、生涯学習班

第1 災害復旧事業の推進

関係各班は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施する。また、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に 応じて改良復旧を行う。

■災害復旧事業の種類

根拠法	種 類	項目
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公共土木施設 災害復旧事業計画	○ 河川 ○ 道路○ 橋梁 ○ 公園○ 下水道 ○ 砂防設備○ 林地荒廃防止施設○ 地すべり防止施設○ 急傾斜地崩壊防止施設
農林水産業施設災害復旧事業 費国庫補助の暫定措置に関す る法律	農林水産業施設 災害復旧事業計画	農地、農業用施設林業用施設共同利用施設
都市災害復旧事業国庫補助に 関する基本方針及び都市災害 復旧事業費事務取扱方針	都市施設 災害復旧事業計画	○ 都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等○ 市街地における土砂堆積等
公営住宅法	公営住宅 災害復旧事業計画	○ 災害公営住宅の建設○ 既設公営住宅
公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	公立文教施設 災害復旧事業計画	○ 公立学校施設 ○ 公立社会教育施設
生活保護法、児童福祉法、身体 障害者福祉法、障害者自立支援 法、老人福祉法、売春防止法	社会福祉及び児童福 祉施設災害復旧事業 計画	○ 社会福祉施設等
医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	医療施設 災害復旧事業計画	○ 医療施設
医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水道法	公営企業 災害復旧事業計画	○ 病院○ 上水道○ 簡易水道事業

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく甚大である災害(激甚災害)発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)が制定されている。関係各班は、激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

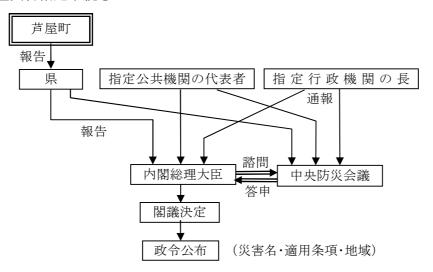
1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を 緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場 合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として 指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激 甚災害指定基準」(昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定)または「局地激甚災害指定基準」(昭 和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定)による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復 旧事業等に関する特 別の財政援助	 ○ 公共土木施設災害関連事業、同関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 大会し幼保連携型認定こども園災害復旧事業 ○ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設等施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 特定私立幼稚園災害復旧事業 ○ 体積土砂排除事業 ○ と、大会のと、大会のと、大会のと、大会のと、大会のと、大会のと、大会のと、大会の
農林水産業に関する特別の助成	 ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条) ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条) ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第7条) ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚法第8条) ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚法第9条) ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(激甚法第10条) ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚法第11条) ○ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第11条)
中小企業に関する特別の助成	 ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (激甚法第 12 条) ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例(激甚法第 13 条) ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第 14 条)
その他の財政援助及び助成	 ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条) ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第17条) ○ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例(激甚法第19条) ○ 母子福祉法による国の貸し付けの特例(激甚法第20条) ○ 水防資材費の補助の特例(激甚法第21条) ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例(激甚法第22条) ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条) ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例(激甚法第25条)

2 激甚災害に関する調査報告

関係各班は、町域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速 やかにその被害状況等を県に報告する。

第3 原子力災害復旧対策

環境住宅班は、福祉班、健康・こども班、産業観光班及び生涯学習班と連携し、原子力災害の 拡大の防止と復旧のため、除染への対応、風評被害の軽減、各種制限措置の解除以降の影響調査 などの復旧対策を講じる。

1 放射線物質による汚染の除去

(1) 避難のための立退き指示があった地域

環境住宅班は、福祉班、健康・こども班、産業観光班及び生涯学習班と連携し、避難のための立退きの指示があった地域を対象とする除染について、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

(2) その他の地域

環境住宅班は、福祉班、健康・こども班、産業観光班及び生涯学習班と連携し、避難のための立退きの指示があった地域以外を対象として除染を行う場合は、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

■除染を行う際の留意点

- ① 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等、子どもの生活環境を中心とした除染を行う。
 - また、線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があり得ることから、子どもの生活環境に留意した対応を行う。
- ② 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
 - また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- ③ 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量の記録等、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮に関し必要な措置をとる。
- ④ 除染実施の前後にモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後にも必要に応じ定期的にモニタリングを実施する。

資料:除染関係ガイドライン(平成23年12月 環境省)

2 放射線物質が付着した廃棄物の処理

環境住宅班は、福祉班、健康・こども班、産業観光班及び生涯学習班と連携し、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、以下の協力を行う。

■放射性物質が付着した廃棄物の処理における対応

- 廃棄物の処理に際しての収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。
- 放射性物質の付着した土地の表土、摂取制限・出荷制限等の対象となった飲食物・農林 畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の適切な処理について住民 等へ周知徹底する。

また、放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、一時的な保管への協力にあたっては、以下のような措置をとる。

■放射性物質が付着した廃棄物の収集、運搬、一時的な保管における措置

- 飛散流出防止措置
- モニタリングの実施
- 放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録
- 周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮

なお、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物の処理を行う施設を確保し、一時的な保 管場所から搬送するよう要請する。

3 風評被害の軽減

環境住宅班は、産業観光班及び生涯学習班と連携し、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)」の影響を軽減するため、流通促進、人権問題に配慮し、 正確な情報に基づき広報活動を実施する。

情報提供・広報活動にあたっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

4 心身の健康相談体制の整備

福祉班及び健康・こども班は、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、 心身の健康に関する相談活動を行う。また、県が実施する住民の被ばく線量の把握、長期間にわ たる健康調査に協力する。

5 各種制限措置の解除等

環境住宅班は、緊急時モニタリング等による調査、原子力安全委員会の判断、国・県等からの 各種制限措置の解除指示等をふまえ、関係機関や住民に関連情報を周知する。

また解除後、原子力災害による影響調査を実施するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

6 環境放射線モニタリングへの協力

環境住宅班は、国による原子力緊急事態解除宣言後に県が関係機関等と協力して実施する環境 放射線モニタリングに協力する。

なお、原子力緊急事態宣言は、原子力施設で重大な事故が発生した際に、原子力災害対策特別 措置法に基づき内閣総理大臣が発出するものである。原子力災害が終息し、応急対策を実施する 必要がなくなった場合は、内閣総理大臣が解除宣言を行う。

第3節 復興計画

	項目	担当
1	復興計画作成の体制づくり	企画政策班、関係各班
2	復興に対する合意形成	企画政策班、関係各班
3	復興計画の推進	企画政策班、関係各班

第1 復興計画作成の体制づくり

企画政策班は、関係各班と連携し、復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を 作成する。

そのため、企画政策班及び関係各班は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため の体制整備(国、県、市町村及び関係機関との連携)に協力し、連携をとる。

また、住民は自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であるため、 企画政策班及び関係各班は、住民や企業、団体等の多様な価値観を持った行動主体の主体的な参 画を得ながら、相互に協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

企画政策班及び関係各班は、復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

そのため、企画政策班及び関係各班は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため の体制整備(国、県、市町村及び関係機関との連携)に協力し、連携をとる。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取り組みに配慮する。

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、 社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、 可及的速やかに実施するため、企画調整班、関係各班、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ 計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被 災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分 に配慮する。

1 復興体制

大規模な災害が発生したときは、町長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、経済復興や住民生活の再建など、住民生活すべてにわたる分野を対象とする。

2 復興計画の策定

復興計画の策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、 将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

■復興計画の構成例

- 〇 基本方針
- 〇 基本理念
- 基本目標
- 施策体系
- 復興事業計画等(想定される事業分野・生活)
 - ① 住宅

- ④ 教育・文化
- ⑦ 都市及び都市基盤

- ② 保健·医療
- ⑤ 産業・雇用
- ⑧ その他

③ 福祉

⑥ 環境

3 復興計画の推進

災害復興事業のうち産業観光に関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好で安全なまちなみの 形成を図る。